

令和7事務年度 証券モニタリング概要・事例集

令和8年7月
証券取引等監視委員会事務局

はじめに

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）では、平成 27 事務年度より、金融商品取引業者等（以下「金商業者等」という。）の法令等遵守態勢及び内部管理態勢の改善・向上に資するよう、金商業者等に対する検査を通じて把握した問題点等を取りまとめ公表してきました。

また、平成 28 事務年度からは、モニタリングにおけるリスクアセスメントの結果を踏まえてリスクベースで立入検査先を選定する取組みを開始したことに伴い、モニタリングに係る取組み等に関する記述も加え、「証券モニタリング概要・事例集」として公表しています。

証券監視委としては、「証券モニタリング概要・事例集」が、幅広い方々に読まれることにより証券監視委の活動に対する理解が深まるとともに、金商業者等の皆様の内部管理態勢等の充実・強化のための自主的な取組み等に活用していただければ幸いです。また、無登録業者による詐欺的な投資勧誘の事例等も掲載しており、投資者被害の防止に繋がることを期待しています。

（注 1）証券監視委では、平成 28 年度より、証券検査事務年度を 7 月～翌年 6 月末に変更しております。このため、本事例集における「令和 7 事務年度」とは、「令和 7 年 7 月から令和 8 年 6 月末までの期間」を示します。

（注 2）「Ⅲ. 検査指摘事例（令和 3 事務年度～令和 6 事務年度）」には、令和 3 年 7 月から令和 7 年 6 月末までに証券監視委及び財務局等が実施した検査において勧告・指摘を行った主な個別事例を掲載しています。令和 7 事務年度の事例については、「Ⅱ. 2 検査の結果に基づく勧告・指摘等の状況」をご覧ください。

（注 3）「Ⅱ. 2 検査の結果に基づく勧告・指摘等の状況」及び「Ⅲ. 検査指摘事例（令和 3 事務年度～令和 6 事務年度）」に記載している主な個別事例において、勧告・指摘の対象となった者は、法人・個人問わず「当社」と表記しています。

内容

I. 証券モニタリングの基本的な考え方（令和2年6月公表）	1
II. 令和7事務年度証券モニタリングの概要	2
1 令和7事務年度証券モニタリング基本方針の概要（令和7年8月1日公表）	2
(1) 業態横断的な検証事項	2
(2) 規模・業態別の主な検証事項	3
(3) 令和7事務年度における証券モニタリングの進め方	5
2 検査の結果に基づく勧告・指摘等の状況	6
(1) 第一種金融商品取引業者	6
(2) 投資運用業者	15
(3) 投資助言・代理業者	19
(4) 第二種金融商品取引業者	26
3 無登録業者等に対する裁判所への禁止命令等の申立て等	28
 監視委コラム（SNS型投資詐欺はどう見抜く？～その手口と見極めポイント～）	32
III. 検査指摘事例	39
1 第一種金融商品取引業者	40
(1) 顧客勧誘の状況に係る事項	40
(2) 売買管理・審査態勢に係る事項	50
(3) その他業務運営等に係る事項	52
2 投資運用業者	70
○ 業務運営に係る事項	70
3 投資助言・代理業者	76
(1) 顧客勧誘の状況に係る事項	76
(2) 内部管理態勢に係る事項	79
(3) 無登録で金融商品取引業を行っている状況、無登録業者に名義貸し等を行っている状況	83
4 第二種金融商品取引業者	85
(1) 顧客勧誘の状況に係る事項	85
(2) その他業務運営等に係る事項	85
5 適格機関投資家等特例業務届出者	87
○ 業務運営に係る事項	87
6 登録金融機関・金融商品仲介業者	93
○ 業務運営に係る事項	93
7 金商法違反行為に対する裁判所の禁止命令等発出の申立て	101

凡例

- ・ 「金商法」：金融商品取引法
- ・ 「金商法施行令」：金融商品取引法施行令
- ・ 「金商業等府令」：金融商品取引業等に関する内閣府令
- ・ 「定義府令」：金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令
- ・ 「犯収法」：犯罪による収益の移転防止に関する法律
- ・ 関係条文等及び関係者の肩書きは行為時点のものである。

I. 証券モニタリングの基本的な考え方（令和2年6月公表）

証券監視委では、金融庁監督部局等との連携を通じて、金商業者等の経営管理（ガバナンス）の有効性、取扱金融商品や取引等のビジネスの特性、リスク管理の適切性や財務の状況等を的確に把握するなどして、延べ約8,800者の金商業者等が抱えるリスク特性に応じたリスクベースに基づく証券モニタリングを実施している。

特に検査においては、問題の全体像を把握した上で、根本的な原因を究明し、再発防止につながる深度ある検証に取り組んでいる。

証券監視委では、今後とも、金商業者等が法令等に基づき適正に業務を行っているか、厳正に検証していく。その際、法令違反行為等の検証のみにとどまらず、問題の全体像の把握に取り組んでいくほか、根本原因の究明やフォワード・ルッキングな視点からの検証に際しても、引き続き、業務運営態勢（経営管理態勢、内部管理態勢・法令等遵守態勢、リスク管理態勢、内部（外部）監査態勢、危機管理態勢）の整備状況に着眼していく。

また、金商業者等を取り巻く経済環境等の変化を踏まえたフォワード・ルッキングな視点からの証券モニタリングの方針や重点事項は、金融庁から公表される金融行政の方針や証券監視委における中期活動方針等を踏まえつつ、事務年度ごとに「証券モニタリング基本方針」を定め、当該基本方針に則り、証券モニタリングを進めていく。

Ⅱ. 令和7事務年度証券モニタリングの概要

1 令和7事務年度証券モニタリング基本方針の概要（令和7年8月1日公表）

(1) 業態横断的な検証事項

① 適合性原則を踏まえた適正な投資勧誘等に重点を置いた内部管理態勢の構築や、顧客本位の業務運営を踏まえた販売状況等

- ✓ 顧客の最善の利益を勘案した誠実公正義務の法制化を受け、金商業者等が顧客に対して誠実かつ公正に業務を遂行しているか
- ✓ 複雑又はリスクが高い商品の販売に係る対象顧客設定や顧客説明に関する社内ルールを適切に整備し、その遵守状況を適切にモニタリングしているか、合理性のない短期の乗り換え勧誘行為が行われていないか、顧客本位の業務運営に関する原則に基づいた取組方針の内容と販売実態が整合しているか
- ✓ 銀証連携ビジネスにおける販売勧誘状況や顧客情報管理態勢等の内部管理態勢の整備状況
- ✓ 昨今の金融機関職員による不祥事案を踏まえ、不祥事案の未然防止の態勢整備状況

② 「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」を踏まえたサイバーセキュリティ対策の十分性や、デジタル化の進展に伴うシステムリスク管理（システム開発・運用管理や外部委託先の管理を含む）の対応状況

- ✓ 昨今のインターネット取引における不正アクセス・不正取引事案の重大性に鑑み、再発防止・未然防止のため、内部管理態勢の整備・セキュリティの確保・顧客対応等が適切に取られているか

③ ビジネスモデルの変化とそれに対応した内部管理態勢の構築

- ✓ 非対面営業の拡大や新たな商品やサービスの提供といったビジネスモデルの変化あるいは従来型のビジネスモデルの継続による、財務面を含む経営への影響や、それらを踏まえた内部管理態勢の構築
- ✓ 主要株主や経営体制が変更されている場合や本店の所在地と実質的な業務運営拠点が異なる場合は、ビジネスモデルやガバナンスの観点から内部管理態勢の機能
- ✓ 顧客への情報提供の媒体や説明について顧客のデジタル・リテラシーに応じた対応をしているか

- ④ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る内部管理態勢の定着状況
 - ✓ 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の「対応が求められる事項」に基づく態勢の整備及び高度化の状況
- ⑤ 内部監査の結果及び自主規制機関の監査等で指摘された事項に係る改善策及び再発防止策の取組状況

(2) 規模・業態別の主な検証事項

- ① 大手証券会社グループ
 - ✓ 各グループを取り巻く経営環境を念頭に置きつつ、国内外の業務展開を支えるガバナンスやリスク管理態勢の整備状況、持続可能なビジネスモデルの構築に向けた取組状況
 - ✓ 売買審査態勢を含む業務運営態勢に不備が認められたことを踏まえ、不公正取引等の検知・防止のための態勢整備を始めとした内部管理態勢の整備状況
- ② 外資系証券会社
 - ✓ グループ戦略の一環としてのバックオフィス業務の海外委託の進展等に対応した内部管理態勢や、システムリスク管理態勢の整備状況等
 - ✓ 我が国金融機関等向けに提供する金融商品の販売管理態勢の整備状況
- ③ ネット系証券会社
 - ✓ 昨今のインターネット取引における不正アクセス・不正取引被害の増加も踏まえたサイバーセキュリティ対策を含むシステムリスク管理態勢の整備状況にかかる横断的な検証（インターネット取引が可能な対面型証券会社を含む）
 - ✓ 金融商品仲介業者を活用した対面営業の拡大等に対応した外部委託先の管理態勢や、新たな商品及びサービスの提供等のビジネスモデルの変化を踏まえた業務運営態勢の整備状況
 - ✓ 新しいNISA制度等により、増加する新規口座開設数や取引量に応じた実効的な売買管理態勢を始めとした内部管理態勢の整備状況
- ④ 準大手証券、地域証券会社（地域銀行系証券会社を含む）
 - ✓ 持続可能なビジネスモデルの構築・検討状況について確認するとともに、適合性原則への対応等が図られているか

⑤ 外国為替証拠金取引業者

- ✓ 広告規制違反、販売・勧誘における適正な内部管理態勢の整備状況
- ✓ ストレステストの実施を含めた店頭 FX 業者の決済リスク管理の状況

⑥ 投資運用業者

- ✓ 運用の実態把握（規程等に沿った業務運営の状況を含む）、運用管理態勢（外部委託運用に対するものを含む）、利益相反管理態勢の整備（取引の妥当性について、事後的に検証できる態勢となっているかを含む）等の状況

⑦ 投資助言・代理業者

- ✓ 虚偽等の説明による勧誘行為・SNS を用いた広告手法
- ✓ 助言を受けた顧客が行う取引に関する情報を利用した取引など、投資者保護上問題のある行為の有無

⑧ 第二種金融商品取引業者、適格機関投資家等特例業務届出者

- ✓ 高利回りを掲げたファンドや出資対象事業の実在性等

⑨ 登録金融機関

- ✓ 投資勧誘等の適正性や、適合性原則への対応が適切に図られているか等の内部管理態勢の整備状況等

⑩ 金融商品仲介業者・その他証券モニタリング対象先

- ✓ 金融商品仲介業者については、ネット系証券会社等において金融商品仲介業者を活用した対面営業への拡大等が認められることから、投資勧誘等の適正性のほか、所属金融商品取引業者による管理態勢の十分性
- ✓ 信用格付業者、証券金融会社、自主規制機関等については、各業態の特性を踏まえた証券モニタリングを実施

⑪ 無登録業者

- ✓ 無登録業者を排除することにより投資者被害の拡大を防止するため、裁判所への違反行為の禁止命令等の申立てに係る調査権限を積極的に活用するとともに、無登録業者の名称・代表者名・法令違反行為等を公表
- ✓ SNS 上の広告等への警戒を更に深めるとともに、無登録業者との取引に係る注意喚起や投資者へのメッセージの掲載等を含めた情報発信を一層強化
- ✓ クロスボーダー事案については、外国当局とも連携して、重点的に対処
- ✓ 金融庁関連部局、各財務局等、捜査当局及び消費者庁等との連携を一層強固に

進めていく

(3) 令和7事務年度における証券モニタリングの進め方

証券モニタリングにおいては、「今後の証券モニタリングの基本的な考え方」を踏まえながら、金商業者等のリスク特性に応じた効果的・効率的な証券モニタリングに努め、リスクの所在を早期に把握することが重要となっている。

そのため、金融庁関連部局等と連携して、金商業者等におけるリスクの特定・評価を行い、リスクベースで検査対象先を選定する取組を継続し、以下のような場合を中心に、検査による実態把握を引き続き積極的に進め、必要に応じて検証事項を絞り込む等、機動的に検査を実施する方針とした。

① 個別の法令違反や業務運営態勢に懸念があり、早期に深度ある検証が必要な状況

② モニタリングでは業務運営等の実態が必ずしも十分に把握できない状況（検査未実施先や長期未実施先、買収等による株主構成の変更に伴い、ビジネスモデルや業務運営態勢を変更した先を含む）

③ 取り扱う金融商品のリスクや分別管理の適切性などについて実態把握が必要な状況

検査においては、実質的に意味のある検証や問題点の指摘に努めるほか、個々の金商業者等の特性や検証事項に応じて、デジタルフォレンジックを実施することにより、深度ある検証を行うこととした。また、営業店における営業実態を確認する必要がある場合には、機動的に営業店に対し、検査を実施することとした。

また、単に問題点を指摘し行政処分勧告等を行うにとどまらず、問題の全体像を把握し、問題が発生した原因を究明することにより、実効性のある再発防止策の策定につながるよう取り組んでいくこととした。さらに、問題が顕在化していないものの、業務運営態勢等について改善が必要であると認められた場合には、検査終了通知書等に「留意すべき事項」として記載して、証券監視委の問題意識を検査対象先と共有し、実効性ある内部管理態勢の構築等を促していくこととした。

2 検査の結果に基づく勧告・指摘等の状況

令和7事務年度は、着手ベースで93者に対して検査を実施し、前事務年度からの継続分も含めて86者について検査を終了した。86者のうち、問題が認められた32者に対して問題点を通知するとともに、重大な法令違反等が認められた10者については、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して行政処分を求める勧告を行った。

検査の結果、勧告を行った事例及び指摘を行った主な事例の概要は以下のとおりである。(計数については、表1～4を参照)

(1) 第一種金融商品取引業者

① 外資系証券会社

- 業務運営体制（売買管理体制）の不備〔内部管理態勢不備に係る指摘〕

【概要】

当社において、業務運営体制（売買管理体制）の不備が認められた。

【検査結果の要旨】

当社においては、内部者取引の疑いがある取引を適切に抽出していないほか、売買審査で利用するシステムが取引時間の延伸に適切に対応していないなど、内部者取引の疑い及び終値関与等に係る売買審査が不十分な状況となっていた。

上記の問題は、当社業務が海外グループの内製化システムに依拠しているところ、新たなシステムを利用する際や、システム改修が必要になった際、当該システムにおける日本の法令等への対応状況の確認など、適切な業務運営を行うために必要となる基本的な対応を行っていなかったことに起因している。

② ネット系証券会社

- 投資者保護上問題のある業務運営〔金商法第38条第1号、金商法第43条、金商法第40条第2号に基づく金商業等府令第123条第1項第14号、金商法第51条〕【moomoo証券】

【概要（勧告事案）】（令和8年6月5日勧告）

当社において、金融商品取引契約の締結に関して顧客に対し虚偽のことを告げる行為など、複数の重大な法令違反が認められ、投資者保護上問題のある業務運営の状況が認められた。

【検査結果の要旨】

- (1) NISAの対象商品に係るシステムへの登録業務等における不適切な業務運営

当社においては、米国上場投資信託及び米国上場指標連動証券の契約の締結に関し、少額投資非課税制度（以下「NISA」という。）の対象商品の除外要件等（毎月分配型又

はヘッジ目的等以外のデリバティブ取引が利用されている投資信託等）に該当するにもかかわらず、自社ウェブサイト又はアプリを通じて顧客が閲覧可能なインターネット取引サービスの注文画面において、NISA の対象商品である旨の事実と異なる内容を告げて販売を行っていた。

また、上記の状況は、専ら当社の責めに帰すべき事由により発生したものであり、迅速かつ適切な顧客対応が図られるべきところ、当社においては顧客への影響を考慮する意識が不足していることから、除外要件等に該当する商品を販売した顧客に対して著しく杜撰な対応、かつ、顧客間での異なる対応を行っており、NISA の対象商品に係る登録業務等における業務運営が不適切な状況となっていた。

(2) 有価証券等管理業務に係る善管注意義務違反

当社は、顧客からの有価証券の入出庫の申請に基づく対応はあくまでサービスの一環にすぎず、申請に応じないことも許容されると誤認しており、顧客から国内上場株式の出庫や公募投資信託の入庫及び出庫の申請を一律に受け付けていなかった。

(3) 疑わしい取引の該当性を検討・判断していない状況

当社は、口座開設を謝絶等した顧客について、疑わしい取引の該当性を検討する必要性はないと誤った認識をしており、疑わしい取引の該当性を検討・判断していなかった。

(4) 金融商品取引業に係る電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況

当社においては、経営陣が、システムリスク管理態勢に係る課題を把握しているにもかかわらず、適時・適切に対応を指示していなかったほか、サイバーセキュリティ管理が不十分な状況となっていた。

上記(1)から(4)の問題は、経営陣が、適切な内部規程の作成・管理等の法令遵守を徹底するための措置を怠っているなど、経営管理態勢が不十分な状況となっていたこと、内部管理部門の法令等諸規則の理解が不足しているなど、内部管理態勢が不十分な状況となっていたことに起因している。

【本件勧告事案に係る行政処分の概要】

業務停止命令（3か月）

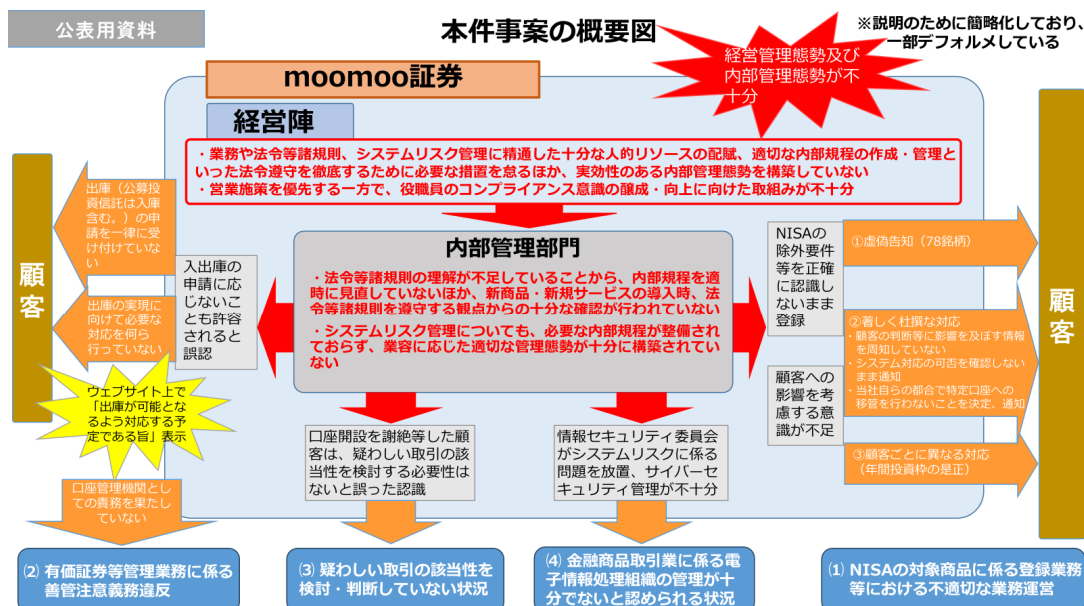
新規の口座開設に係る勧誘及び受付業務の停止。

業務改善命令

本件に係る根本的な原因の分析に基づき、再発防止に向けて、速やかに以下の点を含

む実効性のある業務改善計画を策定し、着実に実施すること。

- ① 今回の処分を踏まえた本件に係る経営陣を含む責任の所在の明確化
- ② 適正かつ健全な業務運営の確保を目的とした経営管理態勢及び内部管理態勢の見直し
- ③ NISA の対象商品として取り扱った全ての有価証券の適正性の検証及び検証結果を踏まえた顧客に対する適切な対応
- ④ 顧客からの入出庫の申請を一律に受け付けていない状況の早期是正
- ⑤ 口座開設を謝絶等した顧客に係る疑わしい取引の届出の必要性の判断及び判断結果を踏まえた届出の実施
- ⑥ 役職員へのシステム管理の重要性の意識付け及びシステムリスク管理態勢の充実強化
- ⑦ 本件行政処分の内容についての顧客に対する適切な説明



③ 準大手・地域証券会社及び関連金融商品仲介業者

- 経営陣の業務運営が著しく不適切であると認められる状況等〔金商法第 52 条第 1 項第 7 号、金商法第 29 条の 4 第 1 項第 1 号の 2、金商法第 52 条第 1 項第 1 号〕【第一プレミア証券】

【概要（勧告事案）】（令和 7 年 11 月 18 日勧告）

当社において、当局からの業務改善命令に違反する状況及び報告徴取命令に対し実態と異なる虚偽の報告を行った事実等が認められるなど、金融商品取引業の執行について必要となる十分な知識及び経験を有する役員を確保していない状況が認められた。

【検査結果の要旨】

- (1) 経営陣の業務運営が著しく不適切であると認められる状況（業務改善命令に違反する状況、報告徴取命令に対する虚偽報告）

当社は、過去に当局からの行政処分を受け、経営管理態勢等の強化のために、株主から当社へ経営に関する提案等があった場合には、外部有識者等で構成する検討委員会において審議を行うなどの改善策を策定していた。それにもかかわらず、当社の100%株主の交代が繰り返される中で、当社経営陣は、収益を優先するあまり、当該改善策を履行することなく、株主の意向として金融商品取引業に係る登録拒否要件に該当する人物からの経営に関する要請を受け入れており、業務改善命令に違反する状況が認められた。このほか、意図的に当該人物の関与を秘匿し、報告徴取命令に対する虚偽報告を行うといった法令違反行為を当社経営陣が主導して繰り返していた。

- (2) 人的構成が確保されていない状況

当社経営陣は、上記(1)のとおり法令違反行為を主導して繰り返しており、法令等遵守意識が著しく欠如しているほか、依然として適切な経営管理態勢等を経営者として構築していない状況にある。

当社におけるこのような状況は金融商品取引業の執行について、必要となる十分な知識及び経験を有する役員を確保していない状況と認められる。

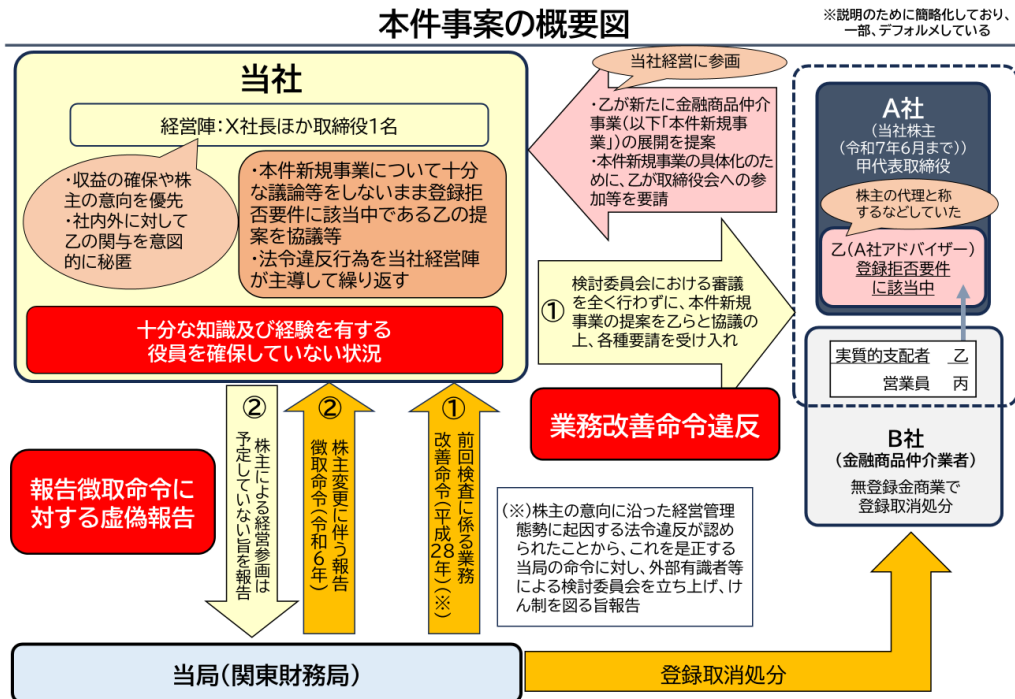
【本件勧告事案に係る行政処分の概要】

登録取消し

業務改善命令

- ① 顧客に対し、今回の行政処分の内容を十分に説明し、顧客の求めに応じた適切な対応を行うこと。
- ② 顧客の意向を踏まえ、顧客取引の移管又は結了及び顧客資産の返還に関する方策を策定し、これを確実に履行すること。
- ③ 会社財産を不当に費消しないこと。

2 検査の結果に基づく勧告・指摘等の状況



- 外国債券営業に係る不適切な業務運営の状況〔金商法第38条第2号、金商法第40条第2号に基づく金商業等府令第123条第1項第15号、金商法第51条〕【キャピタル・パートナーズ証券】

【概要（勧告事案）】（令和8年5月29日勧告）

当社において、トルコ・リラ建て債券取引の勧誘に関し、顧客に不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げる行為及び委託を行った金融商品仲介業者に対し実効性ある管理態勢を構築していない状況等が認められた。

【検査結果の要旨】

当社営業員は、トルコ・リラ建て債券に関し、リラ／円の為替が長期的なすう勢として大幅に下落している状況にあった中、ゼロクーポン債等の債券価格の推移について、実際に債券価格が上昇しておらず不安定な値動きをしている状況を確認していたにもかかわらず、将来の債券価格が満期時に償還される額面金額に向かって安定的に上昇し中途売却により外貨ベースの値上がり利益を得られることが確実である旨又は確実であると誤解させるおそれがあることを意図的に顧客へ告げて勧誘を行っていたほか、勧誘時における発行体の高格付をもって、将来にわたり償還金の支払いを受けられることが確実である旨を告げる等の不適正な投資勧誘を行っていた。

また、当社を所属金融商品取引業者とする金融商品仲介業者であるキャピタル フィナンシャルアドバイザーズ株式会社（以下「CFA社」という。）に関し、当社は、委託先

に対する管理等を行う必要があるところ、CFA 社に対する実効性ある管理態勢を全く構築していなかった結果、当社から CFA 社へ移籍した営業員の一部が継続して行っていた不適正な投資勧誘を看過している状況が認められた。

上記の問題は、当社において、第 1 線から第 3 線においてそれぞれに不備が認められており、内部管理態勢の構築が不十分であったこと、経営陣主導で適切な管理態勢を構築することを怠った結果、長年にわたって、収益面で貢献する営業員に対して管理部門がものを言えない企業風土が醸成され、営業員に対するけん制が機能せず、不適正な投資勧誘がまん延しやすい環境が常態化していたことに起因しているものと認められる。

【本件勧告事案に係る行政処分の概要】

業務停止命令（1 か月）

新規取得勧誘を伴う外国債券（新興国通貨建て債券に限る）の販売業務の停止

業務改善命令

本件に係る根本的な原因の分析に基づき、再発防止に向けて、速やかに以下の点を含む実効性のある業務改善計画を策定し、着実に実施すること。

- ① 今回の処分を踏まえた本件に係る経営陣を含む責任の所在の明確化
- ② 適正かつ健全な業務運営の確保を目的とした経営管理態勢及び内部管理態勢の抜本的な見直し
- ③ 金融商品仲介業者の法令違反行為を防止するための措置の抜本的な見直し
- ④ 法令等遵守態勢の整備・確立及び顧客の最善の利益を重視した組織文化の醸成（業績評価・報酬体系の見直しを含む）
- ⑤ 本件法令違反行為を含む不適正な投資勧誘行為全般についての追加調査及び調査結果を踏まえた顧客への適切な対応
- ⑥ 本件行政処分の内容についての顧客に対する適切な説明

- 外国債券営業に係る顧客に不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げる行為〔金商法第 38 条第 2 号、金商法第 66 条の 14 第 1 号ロ〕【キャピタル フィナンシャルアドバイザーズ】 ※金融商品仲介業者

【概要（勧告事案）】（令和 8 年 5 月 29 日勧告）

当社において、トルコ・リラ建て債券取引の勧誘に関し、顧客に不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げる行為が認められた。

【検査結果の要旨】

当社営業員は、トルコ・リラ建て債券に関し、リラ／円の為替が長期的なすう勢として大幅に下落している状況にあった中、ゼロクーポン債等の債券価格の推移について、実際に債券価格が上昇しておらず不安定な値動きをしている状況を確認していたにもかかわらず、将来の債券価格が安定的に上昇し中途売却により外貨ベースの値上がり益を得られることが確実である旨又は確実であると誤解させるおそれがあることを意図的に顧客へ告げて勧誘を行っていた。

【本件勧告事案に係る行政処分の概要】

業務停止命令（1か月）

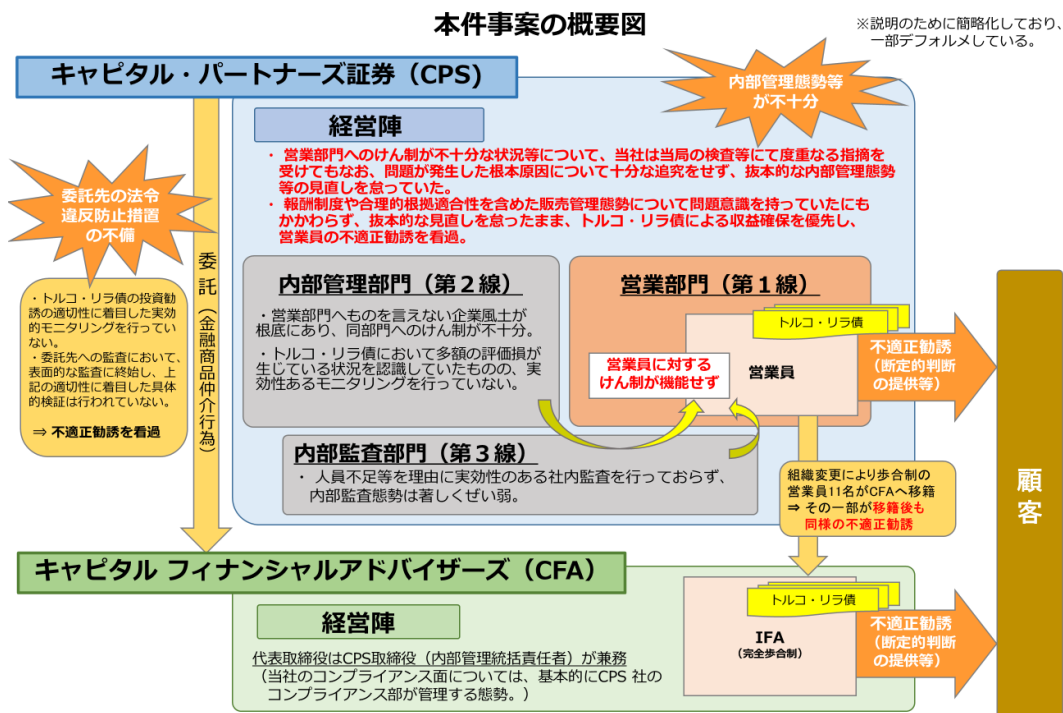
新規取得勧誘を伴う外国債券（新興国通貨建て債券に限る）の販売業務の停止

業務改善命令

本件に係る根本的な原因の分析に基づき、再発防止に向けて、速やかに以下の点を含む実効性のある業務改善計画を策定し、着実に実施すること。

- ① 今回の処分を踏まえた本件に係る経営陣を含む責任の所在の明確化
- ② 適正かつ健全な業務運営の確保を目的とした内部管理態勢の抜本的な見直し
- ③ 法令等遵守態勢の整備・確立及び顧客の最善の利益を重視した組織文化の醸成（業績評価・報酬体系の見直しを含む）
- ④ 本件行政処分の内容についての顧客に対する適切な説明

本件事案の概要図



- 銀証間における顧客同意取得前の非公開情報等の管理が不十分な状況〔内部管理態勢不備に係る指摘〕

【概要】

当社において、グループ内の銀行との間における顧客同意取得前の非公開情報等の管理が不十分な状況が認められた。

【検査結果の要旨】

当社は、グループ内の銀行との連携による媒介型仲介をビジネスモデルの根幹としているところ、銀行との仲介業務において、銀行が顧客から情報共有に係る同意書を取得する前に、銀行から顧客の非公開情報や属性情報等の提供を受けた事例が認められた。

上記の問題は、当社において非公開情報の共有が適切に行われているかという観点でのモニタリングを実施していないなど、当社の法令等遵守状況を管理・検証するための内部管理態勢の整備が不十分であったことに起因している。

- マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る取組が不十分な状況等〔内部管理態勢不備に係る指摘〕

【概要】

当社において、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策（以下「マネロン対策」という。）に係る内部管理態勢が不十分な状況が認められた。

【検査結果の要旨】

当社は、役員及び三つの防衛線に係る職員において、法令等に対する理解が不十分であったことから、業務を開始した以降、長期間にわたり、当社に口座を開設した在留外国人の在留期間等を確認していなかった。その後、当社は、在留外国人の在留期間等を確認すべきとの認識を得た以降においても、経営陣が関与することなく、当該確認業務を後回しとしてきた。

また、当社は、当局のマネロン対策に係る報告徴求命令に対して、事実と異なる在留外国人の人数等を報告していた。

- システムリスク管理態勢が不十分な状況〔内部管理態勢不備に係る指摘〕

【概要】

当社において、サイバーセキュリティを含むシステムリスク管理態勢が不十分な状況が認められた。

【検査結果の要旨】

当社はシステムリスク管理について、実務上の対応を当社の子会社に委託しているところ、当社において、システムリスク管理対象システムの洗出し及びシステムリスクの評価等が不十分な状況となっていた。また、委託先からファイアウォールの監視状況の報告を定期的に受けていないため、委託先が設定を誤り、ファイアウォールが適切に稼働していない状況を適時に把握しておらず、委託先管理が十分に行われていないなど、サイバーセキュリティ対策が不十分な状況となっていた。

上記の問題は、当社のシステム担当部署及び委託先の人的リソースが不足しているほか、システム担当部署が主体的にシステムリスクを管理する体制となっていないことに起因している。

④ デリバティブ取引業者

- 両建て取引を勧誘する等の営業員による不適切な勧誘行為及び営業員の営業活動の管理が不十分な状況〔金商法第 38 条第 9 号に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 35 号及び第 36 号〕

【概要】

当社においては、顧客が行っている商品関連市場デリバティブ取引と対当する取引として、期限及び売買の枚数を同一にすること（以下「両建て取引」という。）の勧誘を顧客に対して行っている状況や、期限又は売買の枚数を同一にしない取引（以下「両建て類似取引」という。）に関するデメリットを理解していない顧客から両建て類似取引を受託している状況等が認められた。

【検査結果の要旨】

当社営業員は、商品関連市場デリバティブ取引に関して、手数料を獲得する目的で、顧客に対し積極的に両建て取引の勧誘を行っていたほか、両建て類似取引のデメリットを理解させないまま、顧客の知識及び経験の乏しさに乗じて、両建て類似取引を受託していた。

上記の問題は、営業員は法令等違反行為を当然理解しているだろうと考えていた当社が、内部管理や内部監査を通して、両建て取引等の勧誘実態などについて把握しておらず、法令違反行為を未然に防止する機能が不十分な状況となっていたことに起因する。

- 自己資本規制比率の算出誤り〔金商法第 46 条の 3 第 1 項、金商法第 46 条の 4、金商法第 46 条の 6 第 3 項〕

【概要】

当社において、自己資本規制比率の算出誤りが認められた。

【検査結果の要旨】

当社の算出担当者は、各リスクの算出に関して従来からの算出方法を踏襲するのみで、法令に基づいて自己資本規制比率が計算されているかなどの確認が不十分であったこと、また、検証担当者は自己資本規制比率の水準を確認するにとどまり、算出方法に誤りがないかなどの定期的な検証を行っておらず、内部監査においても算出担当者から数値の説明を受けるのみで、同比率の算出根拠である法令に照らして、十分な検証を行っていなかったことに起因して、市場リスク相当額や外国為替リスク相当額等の算出誤りにより自己資本規制比率を誤って算出していた。

(2) 投資運用業者

- 投資法人のために忠実に投資運用業を行っていない状況〔金商法第42条第1項〕【住商リアルティ・マネジメント】

【概要（勧告事案）】（令和7年11月11日勧告）

当社において、投資法人のために忠実に投資運用業を行っていない状況が認められた。

【検査結果の要旨】

当社は、親会社からの物件取得にあたり、親会社の提示価格を満たす不動産鑑定評価額を得るため、その目的に沿った対応が期待される不動産鑑定業者を探索し、これを選定した上で、現行の賃貸借契約が終了する将来の時点における使用方法について、現況と異なる用途の図面を作成の上、当該不動産鑑定業者へ提供し、同図面に沿った物件利用を想定するよう働きかけを行っていた。

上記行為は、利害関係者である親会社からの物件取得にあたり、恣意性の排除が特に重要な不動産鑑定業者の選定プロセスにおいて、コンプライアンス室のけん制機能が十分に発揮されていなかったこと、また、当社の役員が親会社からの出向者で占められている中、当社の役員が必要以上に介入していたことに起因するものであり、当社の利益相反管理態勢は著しく不十分なものとなっていた。

【本件勧告事案に係る行政処分概要】

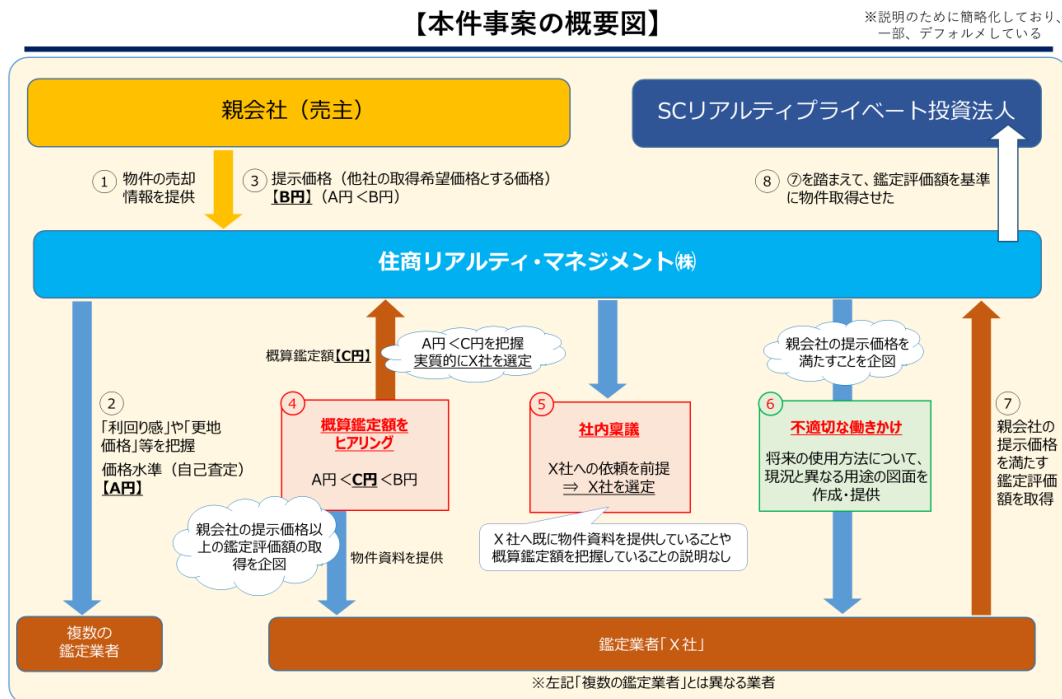
業務改善命令

- ① 本件に関する投資法人の投資主に対し、今回の行政処分の内容を十分に説明し、適切な対応を行うこと。
- ② 投資法人資産運用会社として、公正かつ適切な業務運営を実現するため、法令等遵守に係る経営姿勢の明確化、経営陣による責任ある法令等遵守態勢及び内部管理態

勢の構築、並びに、これらを着実に実現するための業務運営方法を見直すこと。

- ③ 本件発生原因を究明したうえで、投資運用業に係る意思決定の妥当性を検証するための社内プロセスの明確化など、利益相反管理について十分な態勢を構築することを含め、具体的な再発防止策を策定すること。

- ④ 今回の処分を踏まえた経営陣を含む責任の所在の明確化を図ること。



- 投資一任契約を締結した顧客のため忠実に投資運用業を行っていない状況等〔金商法第42条第1項、令和5年法律第79号による改正前の金商法第42条の7第1項、金商法第42条の5、金商法第50条第1項〕【匠投資顧問】

【概要（勧告事案①）】（令和8年5月15日勧告）

（※当社の投資助言・代理業に関する勧告事案②は「(3)投資助言・代理業者」に記載）
当社において、投資一任契約を締結した顧客のため忠実に投資運用業を行っていない状況等が認められた。

【検査結果の要旨】

当社は、顧客との間で投資一任契約を締結し、その運用として主として甲社が発行する社債へ投資を行い、甲社は社債発行により調達した資金について、乙医療法人に投資を行っていた。このスキームにおいては、当社と投資一任契約に基づく運用の投資先である甲社の代表取締役が同一の者であり、また、当社の運用責任者が乙医療法人の資金管理を行う関係にあり、投資運用業者である当社と資金需要者である投資先が強い利

益相反関係にあった。そのような中、当社において、運用責任者が自ら資金管理を行う最終投資先から資金を流出させながら当該投資先へ投資する運用を継続していた状況、その後、新たに投資一任契約を締結した顧客の投資資金を運用することなく既存顧客に対する償還金の支払いに充当していた状況等が認められた。これらの行為は、投資一任契約を締結した顧客に対する重大な忠実義務違反であると認められる。

また、投資一任業に関して、顧客の投資資金の一部を当社名義の銀行口座で預託を受ける行為、運用報告書の未交付及び役職員の法令違反行為の当局への未届出といった法令に違反する行為が認められた。

上記の問題は、当社において運用責任者に対し何らけん制が働いていなかったこと及び当社役職員における法令等遵守意識が著しく欠如していることに起因している。

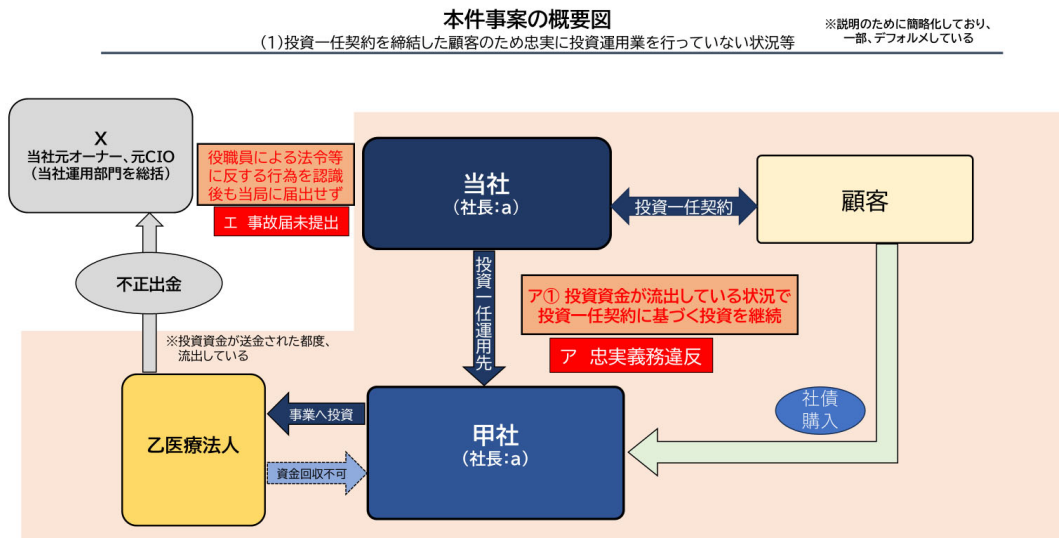
【本件勧告事案（①・②）に係る行政処分の概要】

登録取消し

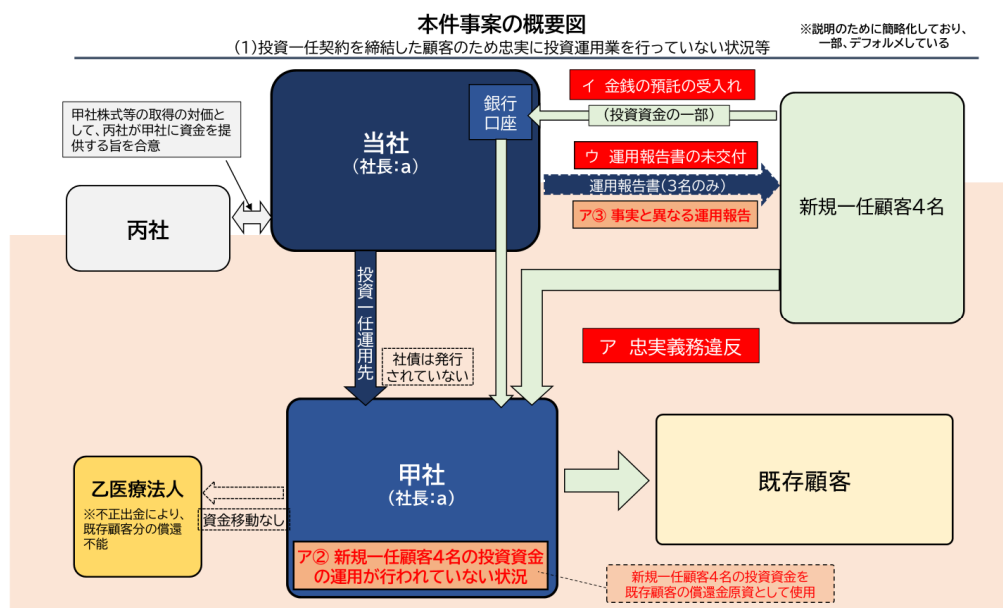
業務改善命令

- ① 顧客に対し、今回の行政処分の内容について、速やかに、かつ、適切に説明すること。
- ② 金融商品取引業に係る全ての業務を速やかに終了させること。
- ③ 当社が顧客との契約に基づき運用している全ての運用財産（以下「当社運用財産」という。）の運用・管理の状況を早急に把握し、顧客の求めに応じて必要な事項の説明を行うこと。
- ④ 顧客の意向を踏まえ、当社運用財産の顧客への返還に関する方針を策定し、速やかに実施すること。
- ⑤ 顧客間の公平性に配慮しつつ、顧客保護に万全の措置を講じること。
- ⑥ 当社運用財産及び当社財産を不当に流用しないこと。
- ⑦ その他、運用財産及び顧客保護のために必要な対応を行うこと。
- ⑧ 上記の実施状況を、そのすべてが完了するまでの間、随時書面で報告すること。

2 検査の結果に基づく勧告・指摘等の状況



1



2

➤ 経営管理態勢の不備〔内部管理態勢不備に係る指摘〕

【概要】

当社は、広範囲にわたって多くの不適切又は不十分な業務運営が認められ、その根本原因として、経営管理態勢の不備が認められた。

【検査結果の要旨】

当社は、業務量が増加している中、十分な人員を確保できていなかった状況下で、自主規制機関の監査において文書指摘を受けていたにもかかわらず、運用する大部分の

商品で運用計画書を作成していなかったほか、実施するとしている会議を開催していないなど、定められたプロセスに則った業務運営となっていない状況が認められた。

また、運用モニタリングにおいて、信用リスク等の管理について、ファンドの運用部署のモニタリング結果に依存しており、運用部署をけん制する機能が十分に確保できていない状況や、パフォーマンスに係るリスクの観点からのモニタリングなどに不十分な状況が認められた。

さらに、事業報告書や発注伝票における記載不備等の法令違反行為を看過していたほか、法人関係情報の管理が不十分であったことや、上記の問題の一部について内部監査を実施していたにもかかわらず、これらを看過しているなど、内部監査が形骸化し、けん制機能が十分に発揮されていなかった。

これらは、経営陣が問題を察知するための態勢を構築していなかったこと、また、認識していた問題についても、解決に向けた必要な対応を行わなかったことに起因しており、経営管理態勢の不備に発生原因があると認められる。

(3) 投資助言・代理業者

- 当社の実質的支配者が別会社にて行う無登録による投資助言業務に当社役職員が加担している状況等〔金商法第 51 条、金商法第 52 条第 1 項第 10 号、金商法第 29 条の 4 第 1 項第 1 号へ及び第 1 号の 2、金商法第 52 条第 1 項第 1 号〕【やまびこ投資顧問】

【概要（勧告事案）】（令和 8 年 3 月 13 日勧告）

当社において、当社の実質的支配者が別会社にて行う無登録による投資助言業務に当社役職員が加担しているなど、金融商品取引業の執行について必要となる十分な知識及び経験を有する役員等・必要な体制を有していない状況が認められた。

【検査結果の要旨】

- (1) 当社の実質的支配者が別会社にて行う無登録による投資助言業務に当社役職員が加担している状況等

当社は、甲氏に実質的に支配されている中、甲氏が支配する別会社が行う無登録投資助言業務について、その内容を把握した上で、勧誘チラシの封入作業等の支援行為を行っていた。

また、当社は、当社の X 営業員が個人で無登録投資助言業務を行っていることを把握したにもかかわらず、追加の調査を実施せず、その状況を看過し、再発防止に向けた対応を行うことなく放置していた。

- (2) 登録拒否要件に該当する者に政令で定める使用人として業務を行わせた上、当局に対しそのことを隠匿し虚偽の届出を提出等していた状況

当社は、当社の X 営業員が金融商品取引業に係る登録拒否要件に該当することを認

識しながら、当局に対して当該事実を隠匿し、X営業員は「金融商品の価値等の分析に基づく投資判断を行う者」から退任した旨の虚偽の届出を提出等したうえで、それまでと同様にX営業員に投資判断業務を行わせていたほか、今回検査においても当社株主の立場にもあるY営業員がX営業員に対して登録拒否要件に該当していた事実について口止め等を行っていた。

(3) 人的構成が確保されていない状況及び必要な体制が整備されていない状況

当社は、甲氏による実質的支配を漫然と受け入れている中、当社代表取締役自らが甲氏に意見具申することは困難な旨を自認しており、当社の経営管理態勢等は著しく欠如している状況にあるところ、当社代表取締役は、当社役職員が支援行為として無登録投資助言業務に加担している状況を是認しているほか、当社役職員は法令違反行為等を繰り返し行っており、当社は、法令違反行為や不適切な業務運営をけん制・抑止する態勢となっていない状況にある。

当社におけるこのような状況は、金融商品取引業の執行について必要となる十分な知識及び経験を有する役員等・必要な体制を有していない状況と認められる。

【本件勧告事案に係る行政処分の概要】

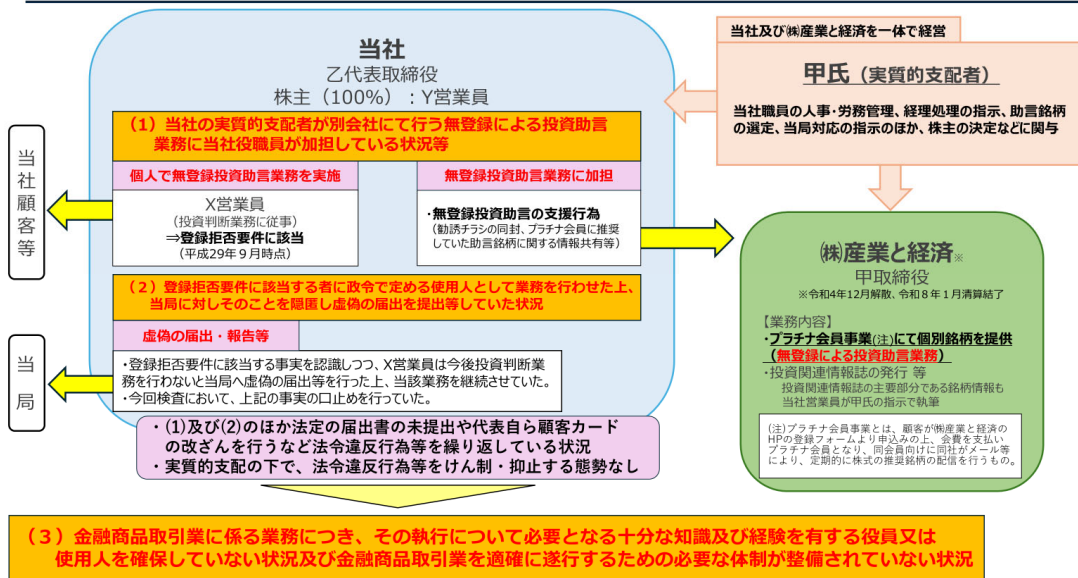
登録取消し

業務改善命令

- ① 全ての顧客に対し、今回の行政処分の内容を説明し、適切な対応を行うこと。
- ② 現在、当社と投資顧問契約を締結している者との契約を適切に終了させること。

本件事案の概要図

※説明のために簡略化しており、一部、デフォルメしている



- 投資助言業務に係る善管注意義務違反等〔金商法第 41 条第 2 項、金商法第 37 条第 1 項及び第 2 項〕【匠投資顧問】

【概要（勧告事案②）】（令和 8 年 5 月 15 日勧告）

（※当社の投資運用業に関する勧告事案①及び行政処分の概要は「(2)投資運用業者」に記載）

当社において、投資助言業務に係る善管注意義務違反等が認められた。

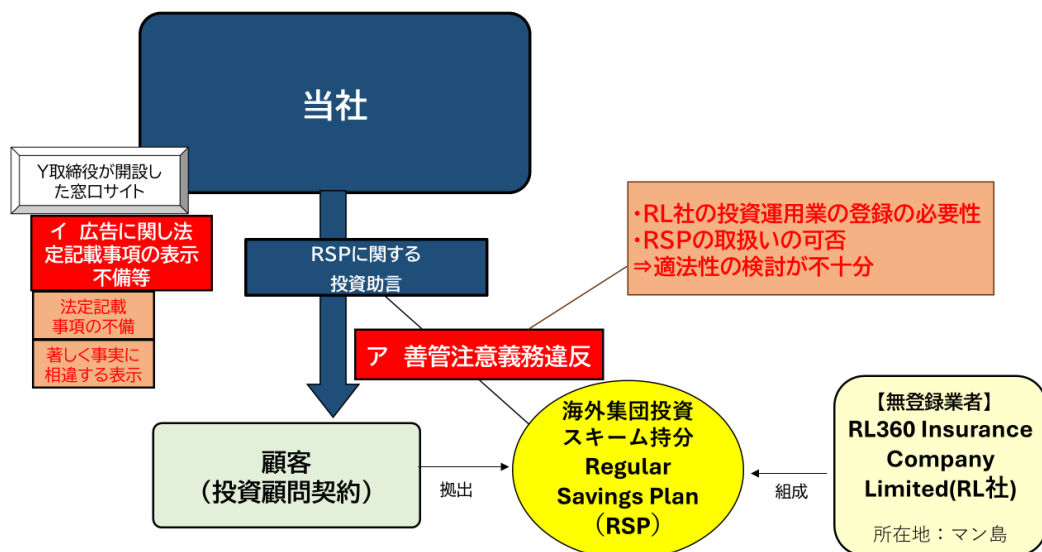
【検査結果の要旨】

当社は、投資運用業の登録を受けていない海外業者が組成する海外集団投資スキーム持分について、当該海外業者の投資運用業の登録の必要性や当該商品の取扱いの可否に関して法令に照らした十分な検討を行わないまま、当該商品に関する投資助言を行っていた。このような状況は、顧客に対し、善良な管理者の注意をもって投資助言業務を行っていない状況と認められる。

また、当社取締役が運営するウェブサイトは、投資助言サービスとして当社の行う投資助言業務の内容が掲載されており、また、サイトから問合せのあった顧客に対して当社の投資顧問契約を勧誘していることから、当社の広告であると認められるところ、商号等の法令で求められている事項の表示がされていないほか、取引の実績、顧客の評価等を記載したページにおいて、架空の顧客に関する記載をしており、著しく事実と相違する表示を行っていた。

本件事案の概要図
(2)投資助言業務に係る善管注意義務違反等

※説明のために簡略化しており、一部、デフォルメしている



- 投資助言・代理業に係る業務につき、その執行について必要となる十分な知識及び経験を有する役員又は使用人を確保していない状況及び投資助言・代理業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていない状況、検査忌避〔金商法第29条の4第1項第1号へ及び第1号の2、金商法第52条第1項第1号、金商法第56条の2第1項、金商法第52条第1項第7号〕【バディキャピタル】

【概要（勧告事案）】（令和8年4月17日勧告）

当社は、金融商品取引業（投資助言・代理業）の執行について必要となる十分な知識及び経験を有する役員等・必要な体制を有していない状況及び検査忌避が認められた。

【検査結果の要旨】

(1) 人的構成が確保されていない状況及び必要な体制が整備されていない状況

当社は、当社役職員ではない者が代表取締役と同等以上の支配力を有している状況の下、当社方針に反して営業員が暗号資産等の推奨を行い、その中で営業員による不適切な行為が認められるなど、営業員の営業活動を全く統制できない状況に陥っていた。

当社は、唯一の役員の法令遵守意識が著しく欠如していることに加え、下記(2)の点も含め、営業員による不適切な行為が認められるなど、内部管理部門が機能しておらず、金融商品取引業の執行について必要となる十分な知識及び経験を有する役員等・必要な体制を有していない状況と認められる。

(2) 検査忌避

当社営業員は、営業行為の内容を検証するために必要となる重要な証拠を削除するなど、正常な検査の実行を阻害する行為を行った。これらの行為は、事実確認を困難にさせる悪質な行為と認められる。

【本件勧告事案に係る行政処分の概要】

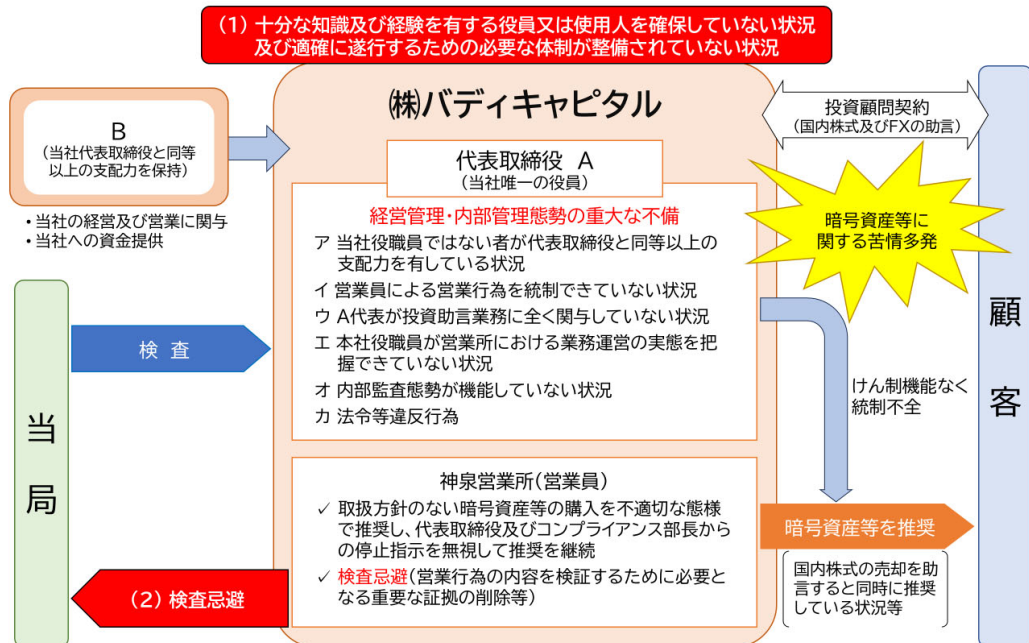
登録取消し

業務改善命令

- ① 全ての顧客に対し、今回の行政処分の内容を説明し、適切な対応を行うこと。
- ② 当社と投資顧問契約を締結している者との契約を適切に終了させること。

本件事案の概要図

※説明のために簡略化しており、一部、デフォルメしている



- 金融商品取引業に係る業務につき、その執行について必要となる十分な知識及び経験を有する役員又は使用人を確保していない状況及び金融商品取引業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていない状況、検査忌避〔金商法第29条の4第1項第1号へ及び第1号の2、金商法第52条第1項第1号、金商法第56条の2第1項、金商法第52条第1項第7号〕【ドゥラックアセットマネジメント】

【概要（勧告事案）】（令和8年6月2日勧告）

当社は、金融商品取引業の執行について必要となる十分な知識及び経験を有する役員等・必要な体制を有していない状況及び検査忌避が認められた。

【検査結果の要旨】

(1) 人的構成が確保されていない状況及び必要な体制が整備されていない状況

当社は、代表取締役以外の役員が経営管理にほとんど関与していなかったほか、当社と雇用契約のない者による営業活動を看過しているなど、管理を担当すべき役職員が営業所における営業実態を把握できない状況にあった。

当社は、経営管理態勢及び内部管理態勢が機能しておらず、営業所における不適切な業務運営（下記(2)の点を含む。）が看過されているなど、法令等違反行為をけん制・防止する態勢が構築されていない状況であるほか、これらの根底には、代表取締役をはじめとする当社役職員における法令等遵守意識の欠如があると認められ、金融商品取引業の執行について必要となる十分な知識及び経験を有する役員等・必要な体制を有していない状況と認められる。

(2) 検査忌避

当局検査官らが業務に関係する資料の提出を求めるなどしたところ、当社の営業員らは、これに反発した上、検査官らによる要求にもかかわらず、一部を除き正当な理由なくその提出を拒否し、あるいは、一旦提出に応じた電子データの削除を要求するなどし、検査の執行を著しく阻害した。

【本件勧告事案に係る行政処分概要】

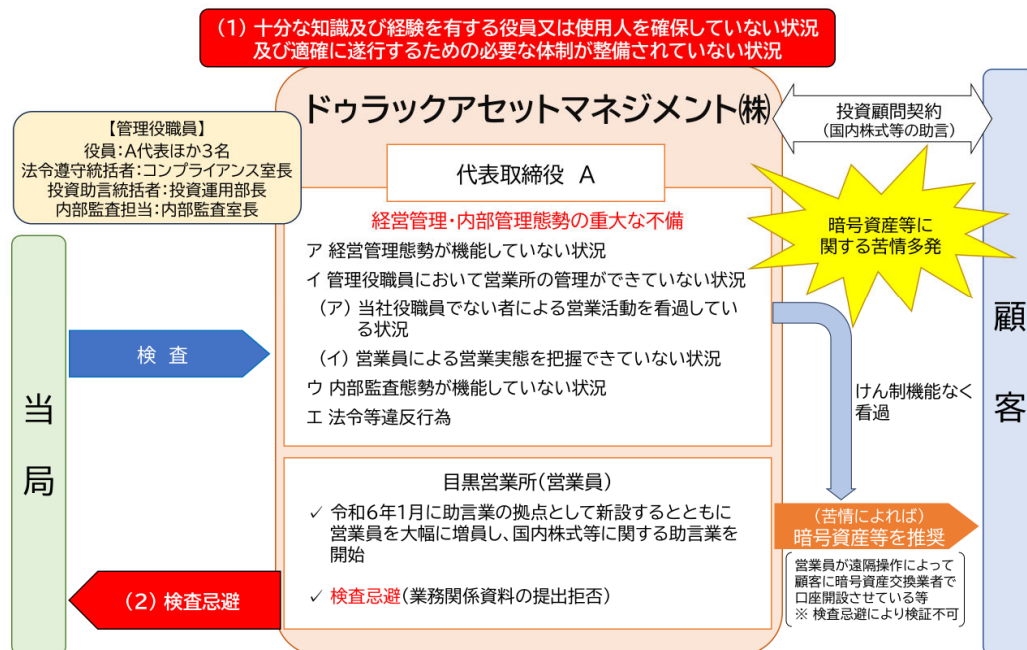
登録取消し

業務改善命令

- ① 全ての顧客に対し、今回の行政処分の内容を説明し、適切な対応を行うこと。
- ② 当社と投資顧問契約を締結している者との契約を適切に終了させること。

本件事案の概要図

※説明のために簡略化しており、一部、デフォルメしている



- 顧客のため忠実に投資助言業務が行われていない状況〔金商法第41条第1項〕【クロサイ】

【概要(勧告事案)】(令和8年5月19日勧告)

当社において、顧客のため忠実に投資助言業務が行われていない状況が認められた。

【検査結果の要旨】

当社における投資助言者である甲助言者は、自己名義の証券口座を利用し、自己の計算において行った取引（以下「自己取引」という。）のうち、投資助言を行った 29 銘柄（国内上場株式）について、顧客への助言前に同銘柄を買い付け、自身が保有している銘柄であることを顧客に隠して買いを助言し、助言後に売り付ける取引を 31 件行っていた。

当社代表取締役は、甲助言者の自己取引を認識していたにもかかわらず、当該事実の隠蔽を図るなど、法令等遵守意識が欠如していた。

このように、当社においては、役職員の自己取引に係る利益相反取引を防止するためのけん制機能が全く発揮されていないなど、上記の甲助言者の行為を防止するための内部管理態勢を構築していない状況であった。

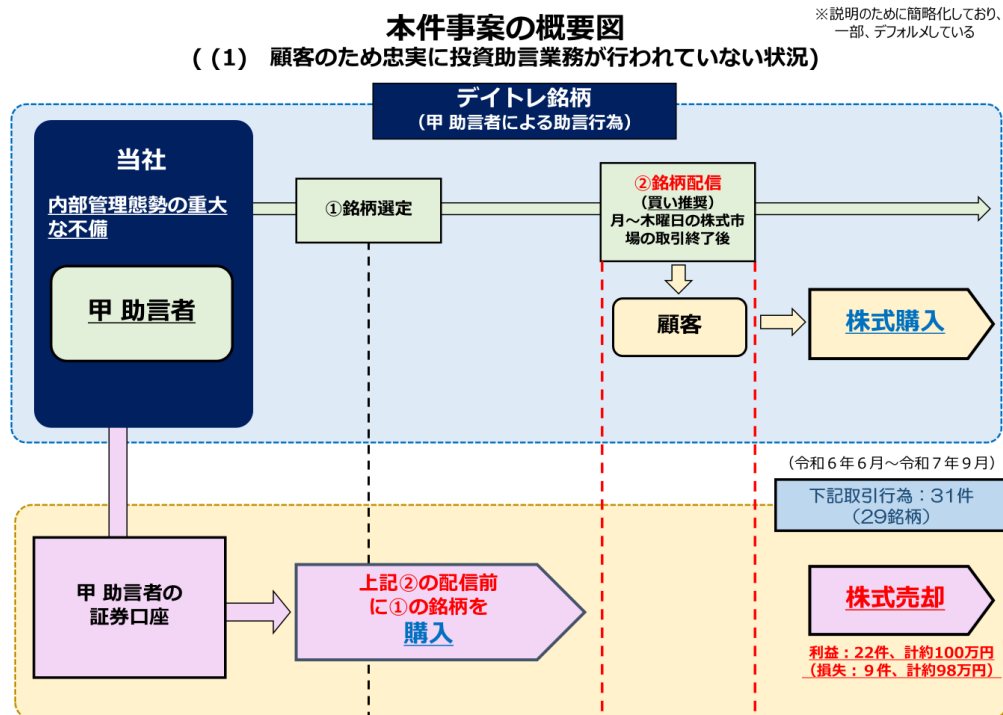
【本件勧告事案に係る行政処分の概要】

業務停止命令（3 か月）

新たな投資顧問契約（契約金額の増額を伴う変更契約を含む。）の締結に係る勧誘・契約締結の停止。

業務改善命令

- ① 不適切な広告の掲載を直ちに停止すること。
- ② 本件の発生原因を分析し、適切な業務運営態勢及び内部管理態勢の構築を含む再発防止策を策定・実施すること。
- ③ 役職員による不適切な行為を防止するための実効性の高い再発防止策を策定し、速やかに実施すること。
- ④ 本件法令違反行為の責任の所在を明確にすること。
- ⑤ 全ての顧客に対し、今回の行政処分の内容を説明し、適切な対応を行うこと。



(4) 第二種金融商品取引業者

- 電子申込型電子募集の取扱いの適否の判断に資する事項の適切な審査を行うための措置が講じられていない状況〔金商法第 35 条の 3 に基づく金商業等府令第 70 条の 2 第 2 項第 2 号〕

【概要】

当社において、電子申込型電子募集の取扱いの適否の判断に資する事項の適切な審査を行うための措置が講じられていない状況が認められた。

【検査結果の要旨】

当社が募集又は私募の取扱いを行うソーシャルレンディング事業に係るファンドは、当社のグループ会社を営業者とし、グループの貸金業者を通じて国内外の事業法人融資が行われるスキームとなっており、中には当社グループの実質的なスポンサーである者が国内外の投融資案件を当社グループに持ち込むとともに、実質的なスポンサーの関連会社に貸し付けている状況も認められた。

上記の状況を踏まえると、貸付先の都合を優先させることによってファンド融資の審査が形骸化する可能性があるため、そのような弊害を生じさせないための適切な利益相反管理の下で十分な審査を実施するとともに、形骸化を防ぐ取組みが必要であるが、当社の行うファンドの審査及び事後モニタリングは形骸化しており、募集の取扱いの適否の判断に資する事項の適切な審査を行うための措置が講じられていない状況が

認められた。

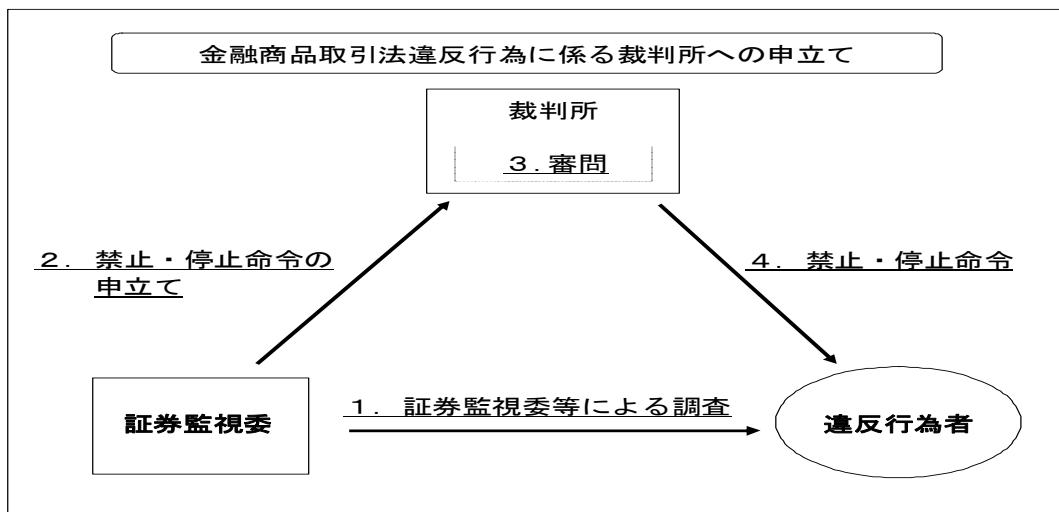
これらの状況は、以下の経営管理態勢及び内部管理態勢の不備に起因して発生したものと認められる。

- ・ 審査担当職員に本来の目的意識が浸透せず、証跡を残すことに終始してしまっている。また、法務コンプライアンス部門の職員も形骸化している状況を認識しながら、特段の対応をしていなかった。
- ・ 当社経営陣は、実質的なスポンサーの関与を抑止するための体制構築など審査及び事後モニタリングを適切に実施するための必要な措置を講じていなかった。

3 無登録業者等に対する裁判所への禁止命令等の申立て等

金商法第 29 条に基づく登録を受けることなく金融商品取引業を行っている業者等（以下「無登録業者等」という。）による投資者被害を防止するため、無登録業者等に対しては金商法第 187 条に基づく調査を行い、調査の結果に基づき同法第 192 条第 1 項に基づく裁判所への禁止・停止命令の発出を求める申立て（以下「192 条申立て」という。）を行っている。

証券監視委からの申立てを受け、裁判所が、緊急の必要があり、かつ、公益及び投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、金商法に違反する行為を行い、又は行おうとする者に対し、その行為の禁止又は停止が命じられる。



令和 7 事務年度に 192 条申立てを行った事例の概要は、以下のとおり。

➤ 株式会社 BANK INNOVATION 及び株式会社 プロスペリティアシュアランス外 1 名

【概要】

当社は、金商法第 29 条の登録等を受けずに、外国法令に基づく集団投資スキーム持分の募集又は私募の取扱い及び投資一任契約の締結の媒介を業として行っていた。

【申立ての要旨】

当社は、オフショア商品に関心を示した一般投資家に対して、ITA グループが組成する海外投資商品の商品概要や特長、これに投資した場合に見込まれる収益等を説明するなどして出資を促していた（※）ほか、当該商品への出資を希望する顧客に対し、その出資契約締結に関して各種書類の案内及び作成の補助等を行っていた。また、当社は、自ら ITA グループの投資商品の販売に係る業務を行う一方、同業務を委託する下位代理店の営業活動によっても収益を図っていた。これにより、当社は、令和 7 年 12 月までに、延べ 5824 名の一般投資家に対し、合計約 66 億円の出資をさせていた。

また、当社は、当社自身又は下位代理店を通じ、出資契約を締結した顧客のう

3 無登録業者等に対する裁判所への禁止命令等の申立て等

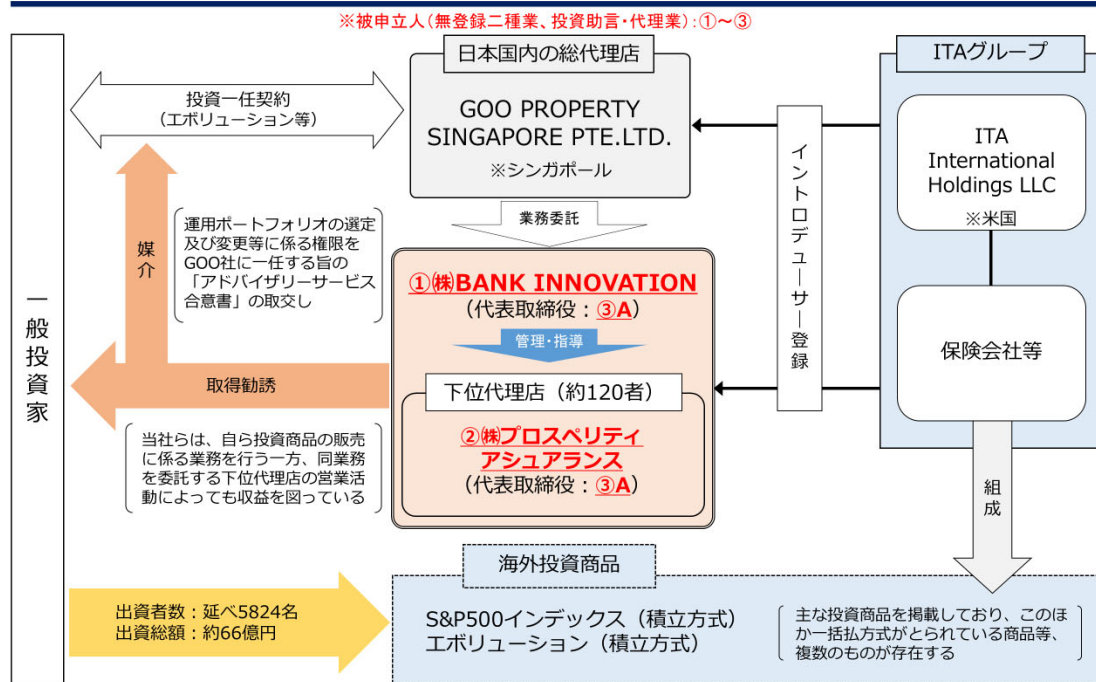
ち、出資金に係る運用ポートフォリオの選定及び変更等に係る権限を GOO PROPERTY SINGAPORE PTE. LTD.（以下「GOO 社」という。）に一任する顧客について、当該顧客と GOO 社との間の投資一任契約の締結の媒介を行っていた。

（※）証券取引等監視委員会の調査の結果によれば、当社は、「S&P500 インデックス」及び「エボリューション」等の集団投資スキームの持分（金商法第2条第2項第6号）に該当する海外投資商品に関し、集団投資スキーム持分の募集又は私募の取扱いを業として行っていた。このうち S&P500 インデックスについて、満期まで契約を継続した場合には、積立元本に対し、10 年なら 100 パーセント、15 年なら 140 パーセント、20 年なら 160 パーセントの配当を約束する「元本確保」型商品であること、エボリューションについて、顧客が投資対象及び投資割合を選択した最大 10 個の外部ファンド等により運用することができ、外部ファンドとしてビットコインの現物を投資対象とした上場型投資信託商品にも投資することができるなどの説明を行っていた。

※本件申立てを受け、裁判所から金商法違反行為の禁止及び停止を命ずる決定が発出されている。

【本件事案の概要図】

（注）本概要図は本事案の一部を省略して記載



➤ GOO PROPERTY SINGAPORE PTE. LTD. 外 1 名

【概要】

当社は、金商法第 29 条の登録等を受けずに、外国法令に基づく集団投資スキーム持分の募集又は私募の取扱い及び投資一任契約に基づく出資金の運用を業として行っていた。

【申立ての要旨】

当社は、ITA グループの投資商品に係る紹介や一般投資家と ITA グループとの出資契約の締結等のサポートを行う下位代理店の開拓に努め、当社に紐づく代理店網を拡大し、主として、下位代理店の営業活動を通じて収益を図っていた。

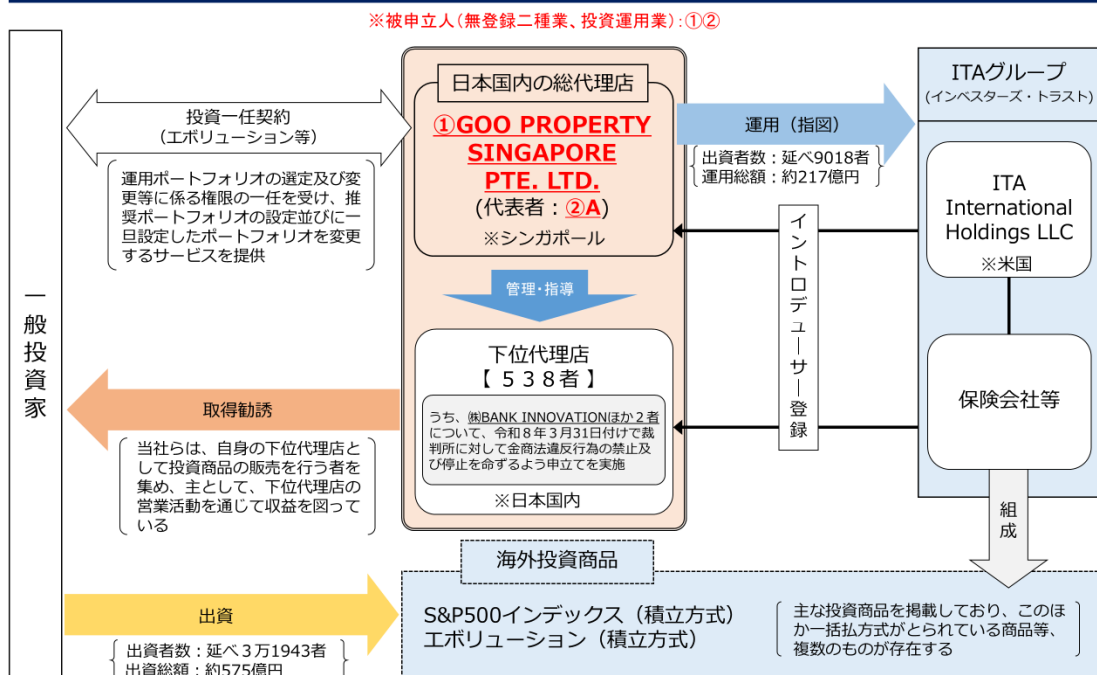
こうした中、当社は、下位代理店を指導・管理し、また、出資契約の締結に必要な各種資料を提供するなどして、下位代理店による営業活動を推し進め、下位代理店においては、一般投資家に対し、ITA グループが組成する海外投資商品の商品概要や特長、これに投資した場合に見込まれる収益等を説明するなどして出資を促していた（※）ほか、当該商品への出資を希望する顧客に対し、その出資契約締結に関して各種書類の案内及び作成の補助等を行っていた。これにより、当社は、平成 26 年 11 月から令和 7 年 12 月までの間、延べ 3 万 1943 者の一般投資家に対し、合計約 575 億円の出資をさせていた。

また、当社は、顧客が自身で出資金の運用ポートフォリオを選択できる投資商品に出資する場合において、当該顧客が当社推奨のポートフォリオをもって運用することを希望する場合に、運用ポートフォリオの選定及び変更等に係る権限の一任を内容とする投資一任契約を締結し、平成 26 年 11 月から令和 7 年 12 月までの間、延べ 9018 者について、当該契約に基づき約 217 億円を出資させ、運用を行っていた。

（※）株式会社 BANK INNOVATION 外 2 名に対する申立ての要旨（29、30 ページ）参照

【本件事案の概要図】

（注）本概要図は本事案の一部を省略して記載



3 無登録業者等に対する裁判所への禁止命令等の申立て等

金融商品取引を行うに当たっては、取引相手方業者が金融庁（財務局）へ登録等を行っているか否かの確認を行うことが重要であることから、金融庁ホームページ（下記 URL 参照）で、ご確認ください。

○ 免許・許可・登録等を受けている業者一覧

(<https://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyo.html>)

無登録で金融商品取引業を行っているとして、金融庁（財務局）が警告を行った者については、その名称等を金融庁ホームページ（下記 URL 参照）で確認することができるので、ご確認ください。

○ 無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について

(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/chuui/mutouroku.html>)

SNS 型投資詐欺はどう見抜く？ ～その手口と見極めポイント～



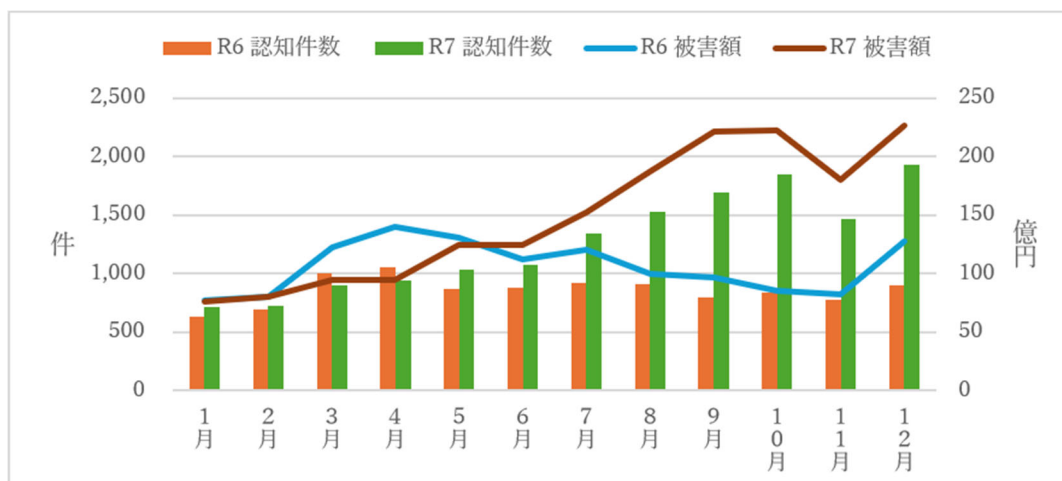
SNS は情報の発信と収集を手軽に行うことができる便利なツールであり、投資に関する情報も数多く発信されていますが、その一方で、著名人のなりすまし、偽サイトや偽アプリを使った投資勧誘などの SNS を悪用した投資詐欺などの被害も広がっています。本コラムでは、SNS 上の投資詐欺の典型的な手口と被害に遭わないための対策を解説します。

○ SNS 型投資詐欺被害の動向

SNS 型投資・ロマンス詐欺の認知件数・被害額は増加しており、投資家にとって無視できないリスクとなっています。

令和7年の認知件数は 15,168 件(+4,931 件、+48.2%)、被害額は 1,834.3 億円(+562.4 億円、+44.2%)と前年と比較し大幅に増加しています。

被害は一時的なものではなく、令和7年は年間を通じても拡大傾向にあり、日常的に遭遇するリスクとして高まっていると認識しておく必要があります。



出典：警察庁『令和7年における特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の認知・検挙状況等について（確定値）』

※ SNS 型ロマンス詐欺・・・SNS 等を通じて対面することなく、交信を重ねるなどして関係を深めて信用させ、恋愛感情や親近感を抱かせ金銭等をだまし取る詐欺

○ SNS を利用した投資詐欺の主な手口

SNS を利用した投資詐欺に関して、代表的な手口の一つに、SNS からグループチャット等のクローズドなやり取りへ誘導するパターンがあります。SNS 広告や動画投稿サイトをきっかけに、投資の勉強会や情報交換を装ったグループへ招待され、「講師」や「アシスタント」と称する人物から投資の指南を受けます。その中で、他の参加者が利

益を上げているかのような発言をすることで、安全で有利な投資であるかのように錯覚させ、投資の勧誘が行われます。

また、実際には存在しない投資口座やアプリを用いるケースも見られます。専用のアプリをインストールさせ、そこで利益が出ているように見せかける一方で、出金しようとする「手数料」や「保証金」などの名目でさらなる入金を求められます。こうしたケースでは、追加入金しても、投資した金銭や追加で支払った金銭を回収することが難しく、その後は連絡が取れなくなることが多くなっています。

中には、著名人や実在する金融機関の名前を無断で使用して投資の勧誘をしてくるケースも多く見られています。

このように、SNS を利用した投資詐欺では、投資家を誘い込む、あるいは、投資家に投資商品等を信じこませる手段が巧妙になっている点に特徴があります。

○ SNS 上の情報をどう見極めるか

では、偽情報に惑わされないためにはどうしたらよいでしょうか。

SNS 上の情報に接する際には、まず、①発信者は本物か(情報源が明らかか)、②発信者はその分野の専門的知見や必要な資格を有しているか、③他の信頼できるメディア等でも同様の内容が確認できるか、④画像やグラフが本物であるか、といった点を確認することが重要です。

特に、投資に関する情報は、「必ずもうかる」「限定公開の情報」「今すぐ送金してほしい」といった言葉により、利益への期待や不安を煽る形で判断を鈍らせます。また、一般には自分にとって都合のよい内容ほど無意識に信じてしまいがちですので、その情報が偽情報かどうかを確かめることが必要です。

こうした投資勧誘を受けた場合には、冷静にご対応いただくとともに、情報をうのみにしない姿勢(批判的思考)を持ち、SNS での投資勧誘は疑ってかかるということも重要なポイントです。

(参考文献)

- ・警察庁『令和7年における特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の認知・検挙状況等について(確定値)』

<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/sos47/new-topics/260605/01.html>

- ・金融庁『それ詐欺です！SNS 上の投資勧誘にご注意ください！』

https://www.fsa.go.jp/receipt/toushisagi_koukoku/shuhou.html

- ・政府広報オンライン『インターネット上の偽情報や誤情報にご注意！』

<https://www.gov-online.go.jp/article/202403/entry-5920.html>

<無登録業者の排除に向けた取組>

投資詐欺においては、金商法上の登録のない業者(無登録業者)の関与が見られるところですが、『国民を詐欺から守るための総合対策 2.0』においては、無登録業者への対策強化が盛り込まれており、関係機関において、無登録業者の排除に向けた取組が進められています。

不審な広告や勧誘に気づいた場合には、関わり合いになることはせず、金融庁が設置する「SNS 上の投資詐欺が疑われる広告等に関する情報受付窓口」や金融庁金融サービス利用者相談室、または証券取引等監視委員会情報提供窓口へ情報をお寄せ頂くとともに、最寄りの警察署にご相談ください。

表 1 検査終了件数

(単位：件)

区 分	3 年 7 月 ～ 4 年 6 月	4 年 7 月 ～ 5 年 6 月	5 年 7 月 ～ 6 年 6 月	6 年 7 月 ～ 7 年 6 月	7 年 7 月 ～ 8 年 6 月
検 査 終 了 件 数	44	52	81	79	86
金 融 商 品 取 引 業 者	38	40	68	64	75
第一種金融商品取引業者	28	20	42	38	34
投 資 運 用 業 者	5	7	6	9	17
投 資 助 言 ・ 代 理 業 者	4	9	14	3	9
第二種金融商品取引業者	1	4	6	14	14
登 録 金 融 機 関	2	7	5	2	2
適格機関投資家等特例業務届出者	2	0	0	5	0
金 融 商 品 仲 介 業 者	1	2	3	7	4
信 用 格 付 業 者	0	0	0	0	0
自 主 規 制 機 関 等	0	0	2	0	0
投 資 法 人	1	3	1	0	5
そ の 他	0	0	2	1	0

(注)「検査終了件数」とは、事務年度中に検査が終了した件数をいい、前事務年度以前着手分を含む。

なお、支店単独検査は含まない。

表2 勧告実施件数

(単位：件)

区 分	3年7月 ～4年6月	4年7月 ～5年6月	5年7月 ～6年6月	6年7月 ～7年6月	7年7月 ～8年6月
検 査 の 結 果 に 基 づ く 勧 告	5	7	9	4	10
証券監視委の行った検査に 基づく勧告	2	1	4	1	2
財務局等の行った検査に基 づく勧告	3	6	5	3	8

表3 問題点が認められた業者等の数

区 分	3年7月 ～4年6月	4年7月 ～5年6月	5年7月 ～6年6月	6年7月 ～7年6月	7年7月 ～8年6月
問題点が認められた業者等の 数	27	32	29	33	32
不公正取引に関するもの	2	4	4	1	0
投資者保護に関するもの	18	26	21	26	20
財産・経理等に関するもの	1	2	4	1	4
その他業務運営に関する もの	30	23	20	23	32

(注1)「問題点が認められた業者等の数」とは、検査終了通知書において問題点を指摘した会社等の数をいう。

(注2)「不公正取引に関するもの」、「投資者保護に関するもの」、「財産・経理等に関するもの」及び「その他業務運営に関するもの」は、各項目で問題点が認められた業者等の数をいう。したがって、各項目で重複する会社等があるため、各項目の合計と「問題点が認められた業者等の数」の数値とは一致しない。

(注3)「その他業務運営に関するもの」には、システムリスク管理態勢の不備、マネロン対策に係る不備や取引時確認の不備等が含まれている。

表4 法令違反行為別の勧告件数（令和3年7月～令和8年6月）

法令違反行為	業 態						
	第一種	投資 運用業	投資助言 ・代理業	登録 金融機関	適格機関 投資家等 特例業務	金融商品 仲介業	合 計
無登録募集等	1		1			1	3
人的構成を有しない状況	2		5				7
法定純財産額に満たない状況	1						1
金融機関の有価証券関連業の禁止				1			1
名義貸し			1		1		2
広告表示事項の未記載			2				2
事実に相違する広告等			4				4
顧客に対する虚偽告知	1		4				5
断定的判断の提供	2					1	3
説明義務違反	2						2
重要な事項に関する誤解表示	1		2				3
特別の利益の提供			1				1
投機的利益の追求を目的とした有 価証券売買				1			1
監督上の処分に対する違反	1						1
検査忌避			2				2
作為的相場形成	1						1
適合性原則違反	2						2
法人関係情報の管理不備	2			1			3
システム管理部不備	1						1
売買管理態勢の不備	1						1
協会規則に定めるストレステスト の未実施等	1						1
適格機関投資家等特例業務を適切 に行っていないと認められる状況					1		1
忠実義務違反		4	3		1		8
善管注意義務違反	1	1	1				3
自己又は取締役との取引					1		1
運用報告書の交付義務違反		1			1		2
信用供与を利用した抱き合わせ販 売	1						1
非公開情報の授受	3						3
非公開情報を用いた勧誘	2						2
虚偽の事業報告書提出	1						1

法令違反行為	業 態						
	第一種	投資 運用業	投資助言 ・代理業	登録 金融機関	適格機関 投資家等 特例業務	金融商品 仲介業	合 計
虚偽の事業報告書の縦覧	1						1
虚偽の届出の提出			1				1
金商業に関する不正行為等			1				1
仲介業者の禁止行為						1	1
仲介業者の管理	1						1
届出事項の未届出等	1				1		2
自己資本規制比率の法定基準未満	1						1
法定帳簿の未作成・未保存			1				1
業務の運営等に問題のある行為	6		1	2			9
相場操縦	1						1
預託の受入れ等の禁止		1					1
休止等の届出		1					1
合 計	38	8	30	5	6	3	90

Ⅲ. 検査指摘事例

(令和 3 事務年度～令和 6 事務年度)

1 第一種金融商品取引業者

(1) 顧客勧誘の状況に係る事項

- 国内株式営業に係る不適切な業務運営の状況〔金商法第 38 条第 1 号、金商法第 38 条第 9 号に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 2 号、金商法第 51 条〕【令和 6 事務年度 立花証券】

【概要（勧告事案）】（令和 7 年 3 月 28 日勧告）

当社において、国内株式営業に係る不適切な業務運営の状況が認められた。

【検査結果の要旨】

当社営業員は、31 名の高齢顧客に対し、保有銘柄の売却や他の銘柄への乗換取引による手数料獲得を目的として、虚偽告知や誤解表示を繰り返し行っていた。

また、当社は、令和 5 年に行われた自主規制機関の検査において、国内株式取引の不適切な投資勧誘について指摘を受けていたにもかかわらず、引き続き、手数料獲得を優先して同様の不適切な投資勧誘を 34 名の高齢顧客に対し繰り返し行っていた。

上記の不適正な投資勧誘を受けた顧客の年次売買回転率、約定件数の平均値及び手数料割合の平均値は非常に高い状況となっていた。このように、当社営業員が顧客利益よりも手数料獲得を優先して不適正な投資勧誘を繰り返していることにより、顧客の過当な取引に繋がり、その結果としてこれら顧客に過度な手数料を負担させている状況が認められた。

当社の第 1 線から第 3 線において、営業部門へのけん制機能が不十分であるなど、それぞれに不備が認められ、実効性のある内部管理態勢が構築されていなかった。

また、当社の経営陣は、自主規制機関の検査における指摘事項などを重く受け止めることなく、適切な調査指示や改善策の策定を怠り、内部管理部門に任せきりにするなど、経営管理態勢は不十分な状況となっていた。

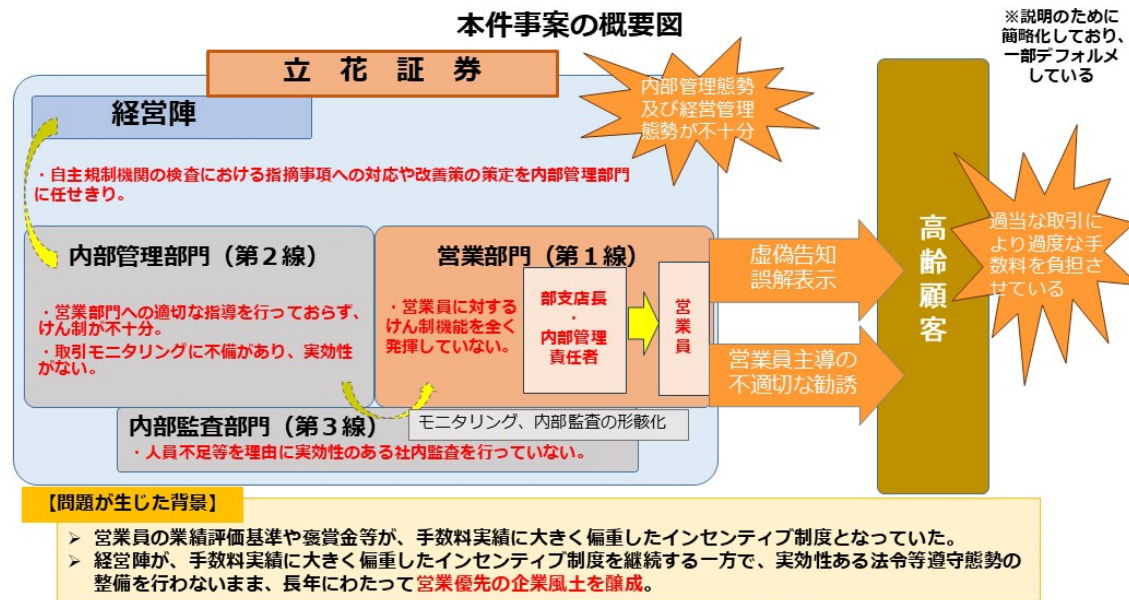
【本件勧告事案に係る行政処分の概要】

業務改善命令

- ① 外部有識者を交え、本件に係る根本的な原因の分析に基づき、再発防止に向けて、速やかに以下の点を含む実効性のある業務改善計画を策定し、着実に実施すること。
 - ・ 今回の処分を踏まえた本件に係る経営責任の明確化及びその他職員の責任の所在の明確化
 - ・ 適正かつ健全な業務運営の確保を目的とした経営管理態勢及び内部管理態勢の抜本的な見直し
 - ・ 法令等遵守態勢の整備・確立及び顧客の最善の利益を重視した組織文化の醸成（業

績評価・報酬体系の見直しを含む)

- ・ 本件法令違反行為を含む不適正な勧誘行為全般についての追加調査及び調査結果を踏まえた顧客への適切な対応
- ・ 本件行政処分の内容についての顧客に対する適切な説明



- リテール営業に係る内部管理態勢が不十分な状況〔内部管理態勢不備に係る指摘〕【令和6事務年度】

【概要】

当社において、顧客への勧誘状況のモニタリングが不十分であるなど、リテール営業に係る内部管理態勢が不十分な状況が認められた。

【検査結果の要旨】

当社において、リテール営業に関し、営業店が実施した勧誘状況のモニタリング結果がコンプライアンス部に報告されておらず、コンプライアンス部における営業店の勧誘状況のモニタリングが不十分な状況が認められた。また、当社において、販売手数料等に差異がある同一指数（日経225）に連動する複数の投資信託に係る今後の対応を社内で協議していたものの、結論を先延ばしにしており、当該投資信託に係る勧誘状況のモニタリングが行われていない状況が認められた。さらに、各営業店において、顧客への信用取引に係る勧誘状況の検証や営業員への指導が不十分な状況であるなど、リテール営業に係る内部管理態勢が不十分な状況が認められた。

このような状況の中、当社は、投資信託の勧誘に関し、顧客の理解度に疑義があるなか勧誘を続けている等の不適切な勧誘を行っていたほか、同一指数に連動する投資信託の勧誘にあたり、合理的な理由なく他の投資信託の手数料等を比較説明せず、販売手

数料等が高い投資信託の勧誘・販売を行っていた。また、信用取引の勧誘に関し、各営業店が顧客毎に設定した建玉限度額を超えて勧誘を行っていたほか、顧客のリスク許容度（財産の状況や預託率）を十分に確認しないまま勧誘を行っていた。

- 適合性原則を踏まえたモニタリング態勢等の不備〔内部管理態勢不備に係る指摘〕【令和6事務年度】

【概要】

当社において、顧客属性等を踏まえた取引実態の把握が不十分であるなど、適合性原則を踏まえたモニタリング態勢等の不備が認められた。

【検査結果の要旨】

当社は、顧客の取引状況や営業員の営業実態を把握するためのモニタリングとして、一定の基準に該当した顧客と面談を行い、営業員が顧客属性に照らして不適切な投資勧誘を行っていないかの観点からモニタリングを行うこととしているところ、当該面談は行っているものの、担当者の営業姿勢についての確認を実施していなかったほか、投資目的に関する顧客属性情報の変更等に係る確認及び妥当性の点検が不十分であるなど、適合性原則を遵守するための内部管理態勢に不備がある状況が認められた。また、当社の経営陣は、上記の内部管理態勢の整備をコンプライアンス部門任せにするなど、経営管理態勢に不備がある状況が認められた。

このような状況の中、当社は、投資目的（資産運用期間）を中長期としている顧客に対し、短期売買を勧誘していたほか、主に短期売買により利益を得ることを目的とした商品（レバレッジ・インバース型ETF及びETN）を勧誘していたなど、顧客属性と異なる勧誘を行っていた。

- 複雑な仕組債に係る販売管理態勢等の不備及び不確実な事項について確実であると誤解させるおそれのあることを告げて勧誘をする行為〔金商法第38条第2号〕【令和6事務年度】

【概要】

当社において、複雑な仕組債に係る商品性の検証態勢や販売管理態勢の不備に起因して、不確実な事項について確実であると誤解させるおそれのあることを告げて勧誘をする行為が認められた。

【検査結果の要旨】

当社は、当社グループ会社が組成する複雑な仕組債について、銘柄ごとに必要な情報や資料に基づき十分な検討・議論を行ったうえでその導入を決定している状況とは認められず、また、販売後のモニタリング等に必要な情報や資料を入手する態勢を構築し

ていなかった。

また、当社において、商品の勧誘・販売を行う当社外務員や委託先仲介業者に対し、商品内容の周知徹底が十分行われていなかった。

上記に起因して、当社外務員及び委託先仲介業者の外務員において、顧客が受け取れる償還金額は不明であるにもかかわらず、あたかも複雑な仕組債は償還間近で、投資金額を大きく上回る償還金額が支払われるかのような説明を顧客に対し行っていた。

- 金融商品取引契約の解約を不当に遅延させる行為〔金商法第 38 条第 9 号に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 5 号〕【令和 6 事務年度】

【概要】

当社において、顧客から金融商品取引契約の解約を求められたにもかかわらず、これを不当に遅延させる行為が認められた。

【検査結果の要旨】

当社は、顧客から複数回にわたりファンドラップの解約の申出を受けたにもかかわらず、これを不当に遅延させていた。

また、コンプライアンス部は「解約止め」が発生しているのではないかという問題意識がなかったことから、ファンドラップの解約止めの観点からのモニタリングを行っていなかったほか、ファンドラップの解約意向に係る苦情が適切に登録・管理されておらず、解約止めに係る問題行為を検知できていない状況など、内部管理態勢の不備等が認められた。

- 顧客属性に照らして理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく勧誘する行為〔金商法第 38 条第 9 号に基づく金商業等府令第 117 条第 1 第 1 号〕【令和 5 事務年度】

【概要】

当社は、相続による株式の保有など、外形的な投資経験さえ有していれば勧誘開始基準を満たしている等としていた結果、顧客の属性に合った説明をせずに金融商品取引契約の締結を行っていた。

【検査結果の要旨】

当社においては、相続による株式の保有など、外形的な投資経験さえ有していれば勧誘開始基準を満たしているものとされており、勧誘を行うにあたり投資経験や金融商品に関する知見等の顧客属性を営業員が正確に把握していなかった。また、本部が公募仕組債について「銀行連携の顧客にも選好されやすい」等の情報を発信したことで、営業員は広範な投資者に対して提供することができる商品であると誤認し、顧客属性等

に応じた説明をすることなく仕組債の販売勧誘を行っている状況が認められた。

- 個人向け国債から超長期国債への乗換勧誘における虚偽告知〔金商法第 38 条第 1 号〕
【令和 5 事務年度】

【概要】

当社は、顧客に対し虚偽の内容を告げて、個人向け国債から超長期国債への乗換え勧誘を行っていた。

【検査結果の要旨】

当社の一部の営業店において、個人向け国債を保有する不稼働顧客（銀行連携顧客）などを対象に超長期国債へ乗換させる、所謂「プロダクトプッシュ型」の勧誘が行われる中で、超長期国債は個人向け国債と同様に実質的に元本毀損リスクがない等のような虚偽説明が行われている状況が認められた。

- 金融商品取引契約の解約を不当に遅延させる不適切な業務運営態勢〔金商法第 38 条第 9 号に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 5 号〕【令和 5 事務年度】

【概要】

顧客から金融商品取引契約の解約を求められたにもかかわらず、これを不当に遅延している行為が認められた。

【検査結果の要旨】

当社は、市場環境に影響を受けにくい収益モデルの確立を目指し、預り資産残高に応じた手数料収入の増加を推進している。その中で、当社の営業戦略として、預り資産残高の減少要因となる解約率の抑制が必要不可欠であるとし、各種施策を講じている。

しかし、当該施策の中には、解約状況等を支店長に報告し、報告を受けた支店長は必要に応じて営業員を指導するルールなど、解約を不当に遅延させるおそれのある施策があった。

また、上記施策により解約を不当に遅延させるおそれがある旨、一部の役員が懸念を示していたが、モニタリング態勢を整備して検証する態勢となっていないなど、不適切な業務運営態勢が認められた。

結果、顧客から金融商品取引契約の解約を求められたにもかかわらず、これを不当に遅延している行為が認められた。

- 信用の供与を行うことを条件として金融商品取引契約の勧誘を行う行為〔金商法第 44 条の 2 第 1 項第 3 号に基づく金商業等府令第 149 条第 1 号〕【令和 5 事務年度】

【概要】

当社は貸金業を兼業しており顧客に融資も行っているところ、信用の供与を行うことを条件として金融商品取引契約の勧誘を行う行為が認められた。

【検査結果の要旨】

当社は貸金業を兼業しており顧客に融資も行っているところ、信用の供与を行うことを条件として金融商品取引契約の勧誘を行う行為が認められた。

また、金商法上、過当取引の防止等の観点から当該行為が禁止されているところ、当社は融資と金融商品の双方を並行して勧誘することが可能な業務態勢であるにもかかわらず、過当取引防止の観点における十分な措置が講じられていない状況が認められた。

- 金融商品仲介業者等の不適切な勧誘行為等の発生を防止するための管理態勢が不十分である状況〔内部管理態勢不備に係る指摘〕【令和5事務年度】

【概要】

当社は、金融商品仲介業者及び登録金融機関（以下「仲介業者等」という。）との間で金融商品仲介業務に係る委託契約を締結しているところ、委託先仲介業者等による不適切な勧誘行為等の発生を防止するための管理態勢が不十分な状況が認められた。

【検査結果の要旨】

委託先仲介業者等において、顧客の理解度の確認が十分に行われないうままに行われた営業員主導の取引により、当該顧客に多額の損失又は手数料が発生している事例や、具体的な投資経験の確認が不十分なまま、仕組債の勧誘を行っている事例など、不適切な勧誘行為等が認められた。

当社は、仲介業者等に対し、通話録音の検証の指示を通じたモニタリング方法等の指導を行い、不適切な勧誘行為等を認識したときはその内容を当社に通知することを求めているものの、モニタリング対象の抽出基準が不十分であったことなどから、上記のすべての不適切な勧誘行為等について当社への通知がなく、適時にその実態を把握できていなかった。

- 適合性原則に抵触する業務運営の状況〔金商法第38条第9号に基づく金商業等府令第117条第1項第1号、金商法第40条第1号〕【令和5事務年度 三木証券】

【概要（勧告事案）】（令和5年9月15日勧告）

当社において、経営陣が極端な営業推進を行ったことにより、適合性原則に抵触する勧誘が長期的・継続的に行われていた。

【検査結果の要旨】

当社の営業員は、会話がかみ合わない、数分前の会話を覚えていないなどといった顧客の様子から、顧客が少なくとも外国株式取引を行えるほどの認知判断能力を持ち合わせていないと認識していたにもかかわらず、顧客属性に照らして顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明を行うことなく金融商品取引契約を締結する行為等を行っていた。

当社には顧客の適合性を軽視した極端な営業優先の企業風土が形成されており、営業推進態勢が不適切な状況であった。また、コンプライアンス上の問題点を声に出しづらい社風になっていた上、当社のモニタリング及び内部監査は形骸化し、実効性のある検証は行われておらず、当社の法令等遵守態勢は不適切な状況であった。さらに、経営陣は極端な営業推進を行う中で、法令等遵守及び内部管理態勢の確立・整備が後回しとなり、脆弱な内部管理態勢を看過しているなど経営管理態勢が不適切な状況であった。

【本件勧告事案に係る行政処分の概要】

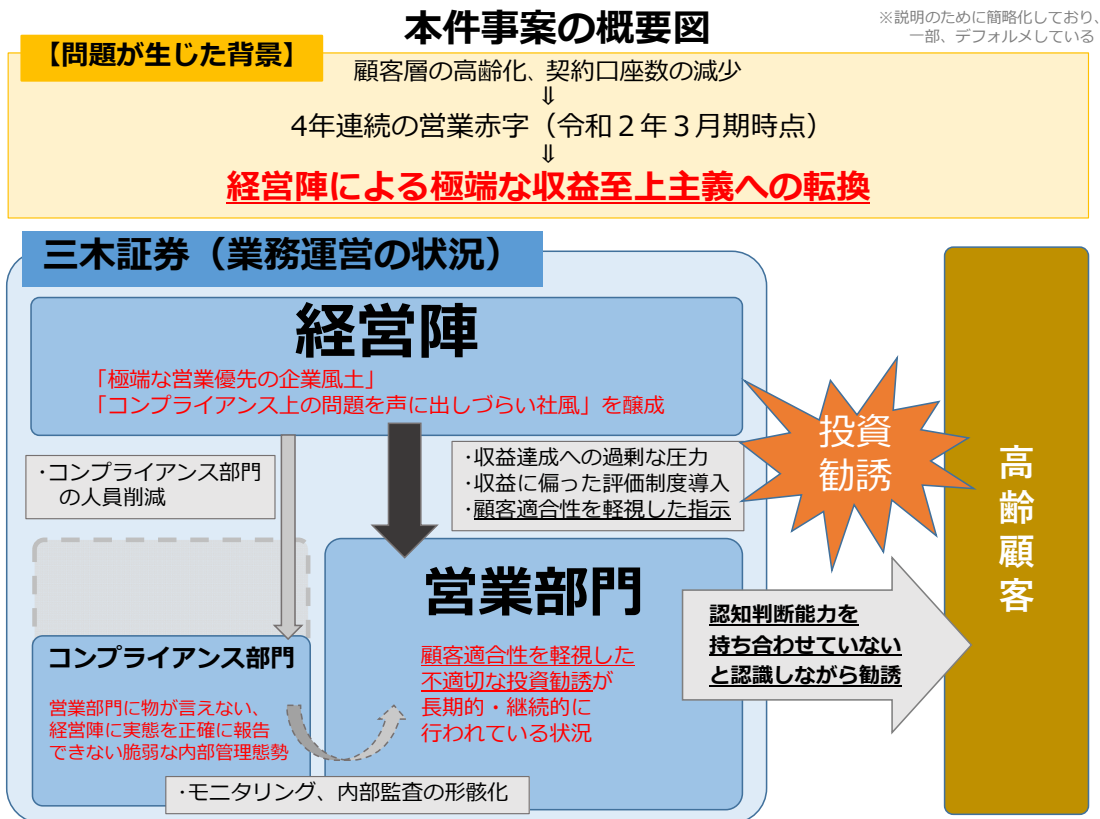
一部の業務停止（１か月）

外国株式の売買等業務のうち、新規の勧誘を伴う業務の停止。

業務改善命令

本件に係る根本的な原因の分析に基づき、再発防止に向けて、以下の点を含む実効性のある業務改善計画を速やかに策定し、着実に実施すること。

- ① 今回の処分を踏まえた本件に係る経営陣を含む責任の所在の明確化
- ② 法令等遵守に取り組むよう経営姿勢を刷新し、適合性原則を踏まえた顧客への勧誘及び説明が適切に行われる業務運営態勢、経営管理態勢、並びに内部管理態勢の構築及び強化
- ③ 法令等の遵守及び適正かつ健全な業務運営を前提としたビジネスモデルの構築
- ④ 本件行政処分の内容についての顧客に対する適切な説明



- 仲介業者の不適切な勧誘行為や法令違反行為を防止するための措置が十分でない状況
〔内部管理態勢不備に係る指摘〕：【令和4事務年度】

【概要】

当社は、金融商品仲介業者（以下「仲介業者」という。）との間で金融商品仲介業務に係る委託契約を締結しているところ、委託先仲介業者の所属営業員による不適切な勧誘行為や法令違反行為のほか、同社の内部管理態勢に不備が認められ、当社において、こうした事態の防止に向けた委託先仲介業者に対する周知・徹底、改善指導等の措置が十分でない状況が認められた。

【検査結果の要旨】

委託先仲介業者において、顧客の理解度確認が十分にされないまま行われた所属営業員主導の取引により、当該顧客に多額の損失又は手数料が発生している事例等が認められた。このような中、当社のモニタリングは、適合性原則に照らした問題点を確認する観点欠缺していたことなどにより、上記不適切な勧誘事例が生じている実態を把握できていない。さらに、当社は、委託先仲介業者に所属する営業員の勧誘状況等のモニタリングを委託先仲介業者に委ねるとしてその実態を十分把握していないことから、委託先仲介業者における内部管理態勢上の不備を発見し是正するといった措置を

講じることができていない。

また、委託先仲介業者の所属営業員が専ら自身の売買益を獲得する目的をもって、有価証券の売買取引を行っていたところ、当社は、当該所属営業員による自己取引は法令違反行為には該当しないと誤った判断を下し、適切な措置を講じていない。さらに、当社は、委託先仲介業者の所属営業員における自己取引の管理等については、各委託先仲介業者に委ねるとしていたことから、委託先仲介業者における内部管理態勢上の不備を発見し是正するといった措置を講じることができていない。

- 適合性原則に抵触する業務運営〔金商法第38条第9号に基づく金商業等府令第117条第1項第1号、金商法第40条第1号〕：【令和4事務年度 ちばぎん証券】

【概要（勧告事案）】（令和5年6月9日勧告）

当社において、適合性原則に抵触する勧誘が長期的・継続的に発生している状況、適合性原則を遵守するための態勢が不十分な状況が認められた。

【検査結果の要旨】

当社は、顧客属性を適時適切に把握しないまま、多数の顧客に対し、長期的・継続的に複雑な仕組債を勧誘した。また、顧客属性に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明を行わなかった。

当社に対して、仕組債に係る苦情が寄せられたものの、その大半を「一方的申出」として処理したことから、苦情を業務改善に活用できなかったほか、自主規制機関からの計3回に及び注意喚起を受け、社長も参加する苦情対策のための会議体を設置したものの、適合性遵守のための態勢整備が行われなかった。

【本件勧告事案に係る行政処分の概要】

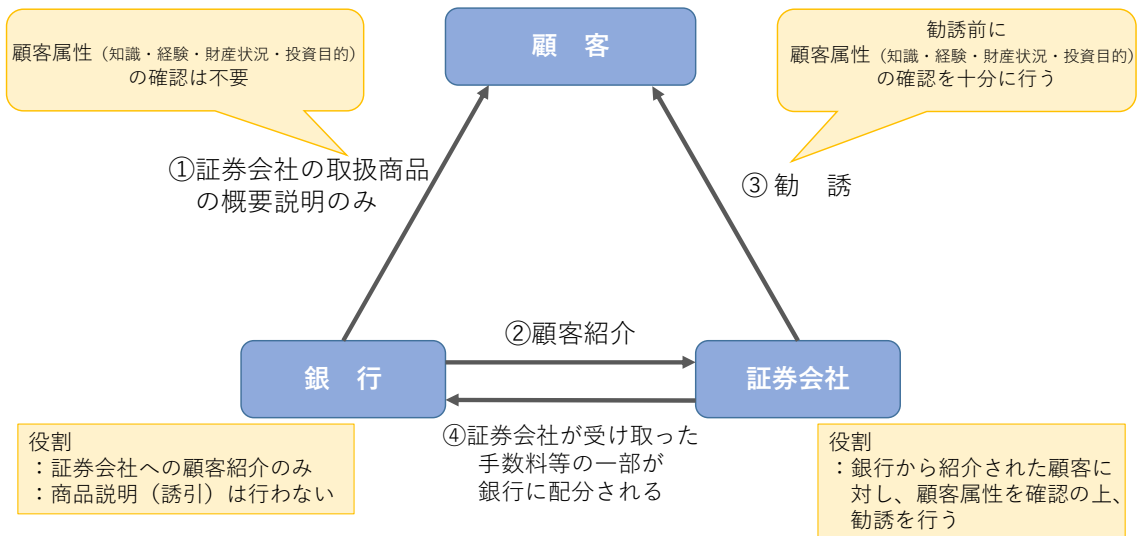
業務改善命令

本件に係る根本的な原因の分析に基づき、再発防止に向けて、以下の点を含む実効性のある業務改善計画を速やかに策定し、着実に実施すること。

- ① 適合性原則を踏まえた顧客への勧誘及び説明が適切に行われる業務運営態勢の構築、並びに、経営管理態勢及び内部管理態勢の強化
- ② 法令等の遵守及び適正かつ健全な業務運営を前提としたビジネスモデルの構築
- ③ 今回の処分を踏まえた本件に係る経営陣を含む責任の所在の明確化
- ④ 千葉銀行又は武蔵野銀行と連携し、本件行政処分の内容についての顧客に対する適切な説明

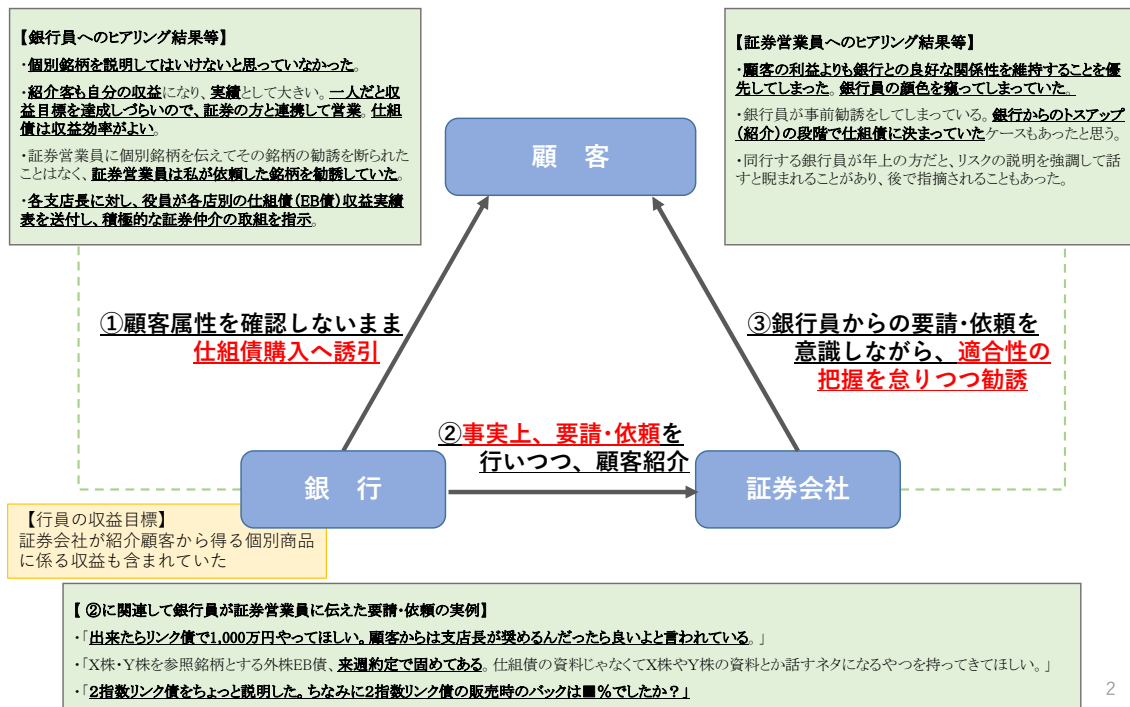
本来想定されていたビジネススキーム

※本資料は、説明のために簡略化しており、一部、省略やデフォルメされている



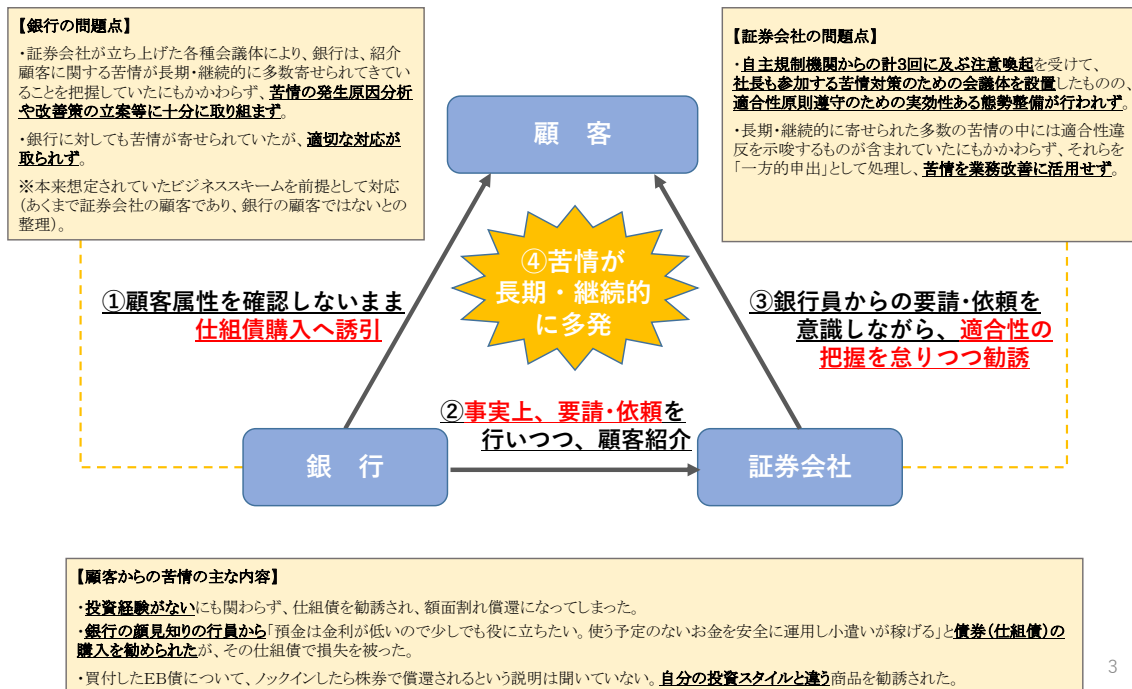
1

実態：検査で把握された不適切な誘引・勧誘の状況



2

実態：検査で把握された不適切な苦情処理の状況



3

- 営業員における不適切な投資勧誘等〔金商法第38条第9号に基づく金商業等府令第117条第1項第11号、金商法第37条の2〕：【令和3事務年度】

【概要】

当社において、営業員における不適切な投資勧誘等が認められた。

【検査結果の要旨】

当社の営業員は、国内株式の取引を行う顧客に対し、無断売買を行っていた。

また、外国株式の取引を行う顧客に対しても、委託取引と店頭取引が選択できる状況であるにもかかわらず、取引方法の違いや、合理的な理由を説明することなく手数料の高い店頭取引のみ勧誘する行為等が認められた。

(2) 売買管理・審査態勢に係る事項

- 売買管理態勢の不備〔内部管理態勢不備に係る指摘〕【令和6事務年度】

【概要】

当社において、自主規制機関からの調査に対する内部調査が不十分であるほか、売買審査の抽出基準が合理的な閾値ではないなど、売買管理態勢の不備が認められた。

【検査結果の要旨】

当社は、自主規制機関が検知した不公正取引の疑いのある取引に係る調査に対して、当社トレーダーの行った取引に係る不公正取引の調査等を行う立場であるにもかかわらず、客観的で深度ある調査を行う意識が薄かったことから、内部調査が不十分であった。

また、当社は、売買審査において、取引の状況に応じた合理的な抽出基準を検討・採用しておらず、抽出基準が合理的な閾値ではなかった。

- 売買管理態勢の不備〔金商法第 40 条第 2 号に基づく金商業等府令第 123 条第 1 項第 12 号〕【令和 5 事務年度】

【概要】

当社において、売買審査システムのシステム障害による売買審査の不備、ブロック取引における売買審査が不十分な状況、EB 債のイベント日における売買審査が不十分な状況が認められた。

【検査結果の要旨】

当社は売買審査システムの障害により、約 1 年間にわたり、審査対象の抽出に漏れが生じていた状況を看過していた。

また、ブロック取引の売買執行に関し、売買価格の算定基準株価の価格形成に着目した売買審査を行っておらず、利益相反の管理や不公正取引防止の観点で適切な売買審査を実施していなかったほか、法人関係情報を含む重要非公開情報の売買審査においては、立会外取引や取引所外取引における取引の売買審査が漏れていた。

さらに、売買審査部は、EB 債の商品特性やリスク特性に応じた売買審査抽出基準の必要性を十分に検討しないまま、グローバルで設定された抽出基準に依拠して売買審査を行っており、EB 債の償還条件等に着目する観点での売買審査を行っていなかった。

- 売買管理態勢の不備〔金商法第 40 条第 2 号に基づく金商業等府令第 123 条第 1 項第 12 号〕：【令和 3 事務年度】

【概要】

当社は、当社トレーダーの発注について、見せ玉の疑いのある注文アラートが繰り返し発生していたにもかかわらず、深度ある売買審査を行っていなかった。

また、当社は、市場デリバティブ取引の売買審査について、対当取引アラートが適切に発生するかどうかを確認しないまま海外関連会社に外部委託しており、自己勘定かつ異なるアカウント間の対当取引を売買審査対象取引として抽出していなかった。

【検査結果の要旨】

当社コンプライアンス部は、当社トレーダーの発注について、長期間継続して見せ玉の疑いがある注文としてアラートが発生していたにもかかわらず、売り/買いの板が不均衡な理由の確認、アルゴリズムの仕組み、トレーダーによるパラメータの入力の適切性等の検証を行っておらず、深度ある売買審査を行っていなかった。

また、当社は、市場デリバティブ取引に係る売買審査を海外関連会社に外部委託しているが、当該海外関連会社において対当取引に係るアラートが本邦法令諸規則に則り適切に発生するかどうかを確認しないまま委託しており、実際、自己勘定かつ異なるアカウント間の対当取引についてアラートは発生しておらず、売買審査対象取引として抽出できていなかった。

(3) その他業務運営等に係る事項

- 外国株式取引の受注に際する取引態様の説明に係る管理態勢の不備〔内部管理態勢不備に係る指摘〕【令和6事務年度】

【概要】

当社において、外国株式取引の受注に際する取引態様の説明に係る管理態勢の不備が認められた。

【検査結果の要旨】

当社は、外国株式の受注に際する取引態様として、店頭取引及び委託取引を提供しており、委託取引と比較して店頭取引の手数料を高額に設定している。当社において、手数料の差異等、取引態様別の相違点に関する具体的な説明事項を営業員に対し周知していない状況や、当該相違点を営業員が適切に説明しているかという観点でのモニタリングが不十分な状況など、外国株式取引の受注に際する取引態様の説明に係る管理態勢の不備が認められた。また、当社の経営陣は、上記の対応をコンプライアンス部門任せにするなど、経営管理態勢に不備がある状況が認められた。

このような状況の中、当社は、営業員が顧客から外国株式取引を受注するに際し、委託取引と店頭取引の手数料の差異を含むメリット・デメリットなど、取引態様の違いに関する説明を顧客に対し十分に行っていなかった。

- システムリスクに係る管理態勢が不十分な状況〔内部管理態勢不備に係る指摘〕【令和6事務年度】

【概要】

当社において、サイバーセキュリティ管理態勢が不十分となっており、当社におけるシステムリスクに係る管理態勢が不十分な状況が認められた。

【検査結果の要旨】

当社は、IT 資産管理及び脆弱性対応等の管理を外部委託先任せにし、自らが主体的に管理する姿勢が欠けていたことから、外部委託先が個別に保持する当社のハードウェア等の情報が一部の外部委託先において最新化されていないなど、外部委託先による対応不備を特定できない状況が認められた。このほか、実際の運用に照らした規程等の整備の必要性等を検討しておらず、また、所管部署に対するけん制機能を十分に発揮していなかったことから、脆弱性の修正プログラムが提供されなくなるなど、サイバー攻撃を受けた際に、システムや業務に影響が生じるリスクなどが高まっており、サイバーセキュリティ管理態勢が不十分であった。

- マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る内部管理態勢が不十分な状況〔内部管理態勢不備に係る指摘〕【令和6事務年度】

【概要】

当社において、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策（以下「マネロン対策」という。）上の観点での調査が不十分となっており、マネロン対策に係る内部管理態勢が不十分な状況が認められた。

【検査結果の要旨】

当社は、顧客を対面取引中心の顧客とオンライン取引顧客に分類し、異なる規程と主管部署の下でマネロン対策を講じている。

このような状況の中、対面取引中心の顧客とオンライン取引顧客のどちらか一方で、新たに厳格な管理が必要として登録された顧客が発生した際、両方で属性等が類似する顧客のリスク評価を見直す必要があるところ、その対応がなされていない。

また、オンライン取引に関するマネロン対策上の観点での IP アドレス調査が不十分となっている状況、マネロン対策上求められている取引量・影響の発生率・影響度等の検証結果を踏まえたリスク評価を実施していない状況、実質的支配者の本人特定事項の確認に係る申告内容を証する信用に足る証拠を求めている状況が認められるなど、マネロン対策に係る内部管理態勢が不十分な状況が認められた。

- マネロン対策に係る内部管理態勢が不十分な状況〔内部管理態勢不備に係る指摘〕【令和6事務年度】

【概要】

当社において、取引モニタリングが不十分となっており、マネロン対策に係る内部管理態勢が不十分な状況が認められた。

【検査結果の要旨】

当社は、営業部において、マネロン対策の観点から、高齢者のインターネット取引による入出金のモニタリング（以下「入出金モニタリング」という。）を行っている。

しかし、営業部の内部管理責任者は、入出金モニタリングの目的及び内容を十分に把握・理解しておらず、入出金モニタリングの実施状況が各営業部で区々となっていた。

また、当社では、管理部門が営業部の入出金モニタリングに係る実施状況のフォローアップを行っていないことから、上記の営業部の実態を把握していないなど、取引モニタリングが不十分となっていた。

➤ 苦情等の処理態勢の不備〔内部管理態勢不備に係る指摘〕【令和5事務年度】

【概要】

当社においては、苦情等に対して、迅速・公平かつ適切に対処するための内部管理態勢が整備されていない状況が長期にわたって継続していた。

【検査結果の要旨】

当社では、苦情等を受け付けた部室店が直ちにコンプライアンス部門へ報告を行うよう定められているものの、担当営業員、担当課長及び内部管理責任者といった階層ごとに当該報告が行われていない事例が確認されており、結果としてコンプライアンス部門まで報告がされていない苦情が多数確認されている。また、当該報告を促すモニタリング態勢も構築されていなかった。さらに、コンプライアンス部門へ報告された苦情についても、検証が不十分であり、法令違反の早期検知ができない状況となっているなど、顧客から申出のあった苦情等に対して迅速・公平かつ適切に対処するための内部管理態勢が整備されていなかった。

➤ システム障害管理及び外部委託管理の不備〔内部管理態勢不備にかかる指摘〕【令和5事務年度】

【概要】

当社は、外部委託していた売買審査システムに関して、システム障害管理及び外部委託先の事務リスク管理における内部管理態勢を十分に整備していなかった。

【検査結果の要旨】

当社は、売買審査システムの開発・管理及び保守について、海外のチーム（以下単に「チーム」という。）に外部委託しており、日本独自の技術要件等を適切に認識させることやシステム変更等についての監督責任は当社の情報技術部門が、当該売買審査シ

システムが正常に作動していることの確認及び売買審査の有効性の確保についての責任は当社の売買審査部が負っている。

このような状況の中、システム変更の不備によりシステム障害が3回発生した。しかし、当該障害についてシステム障害管理が行われず、売買審査部の売買審査責任者に対してシステム障害が伝達されなかったことから、売買審査部においては1年以上、システム障害による異常を認識していなかった。また、情報技術部門においては、外部委託先であるチームが日本独自の要件の確定やシステム障害管理等を正しく実施しているか監督していなかったほか、チームと売買審査部のコミュニケーションの十分性を確認していないなど、外部委託した業務の適切性、実効性等を主体的に監督していなかったことが認められた。

- 適格機関投資家向け私募投信の取扱い・その後の対応についての法令違反及び内部管理態勢の不備〔金商法第38条第1号、第39条第1項第3号、第38条第9号に基づく金商業等府令第117条第1項第3号〕【令和5事務年度】

【概要】

当社は適格機関投資家である顧客に対し、実際の運用とは異なる説明資料を交付し、不測の損害を生じさせた顧客に対し、他の商品の執行手数料の引下げあるいは第三者を通じて損失の補てんを行っている状況が認められた。

【検査結果の要旨】

当社は、適格機関投資家に私募投信の勧誘を行う際、ファンドの解約価格の算出に用いる為替レートについて実際の運用と異なる説明を行っていた。

大口顧客の解約に伴い基準価格が大幅に下落したことを不審に思った顧客Aから問い合わせを受けた当社は、事実関係の把握及び事故確認手続きの必要性を十分に行うことなく、基準価格が誤りであると説明するとともに、基準価格の下落分をファンドに補填した。また、顧客Bからも同様の問い合わせがあったところ、当社の担当者は、Bに不測の損害を生じさせてしまったとして、他のファンドで取引をした際に支払う執行手数料の引下げを行った。

- 取引所金融商品市場における上場金融商品の相場を変動等させることにより実勢を反映しない作為的なものとなることを知りながら、当該上場金融商品に係る買付けの受託等をする行為〔金商法第38条第9号に基づく金商業等府令第117条第1項第20号〕【令和5事務年度 SBI証券】

【概要（勧告事案）】（令和5年12月15日勧告）

当社は、当社が引受主幹事会社を務めた新規上場株式について、当該株式の相場を変動等させることにより実勢を反映しない作為的なものとなることを知りながら、当該株式の買付けの受託等を行った。

【検査結果の要旨】

当社は、その業務に関し、新規上場の際の株式公募に当たり当社が引受主幹事会社を務めた3銘柄の新規上場株式について、当該株式の初値を公募価格以上に変動等させるために、上場日当日の寄付前までに出て来ると予想される売付注文数に見合う買付注文数を目標として設定するなどした上で、当社の香港現地法人の社員（機関投資家営業部員が兼務）及び IFA ビジネス部員等に対し、顧客に公募価格と同価格の指値で当該株式の買付けを行うことを勧誘し、各銘柄の上場日当日の寄付前までに当該買付注文を受託するよう、指示又は依頼を行った。

これを受け、当該 IFA ビジネス部員は、当社を所属金融商品取引業者とする金融商品仲介業者に対して上記指示の内容を依頼し、上記指示又は依頼を受けた香港現地法人の社員及び金融商品仲介業者（3社）は、顧客に対し、公募価格と同価格の指値で当該株式の買付けを行うことを勧誘した。

これにより、当社は、香港現地法人及び金融商品仲介業者（3社）の顧客から、当該株式の相場を変動等させることにより実勢を反映しない作為的なものとなることを知りながら、各銘柄の上場日当日の寄付前までに公募価格を指値とした買付注文を受託・執行した。

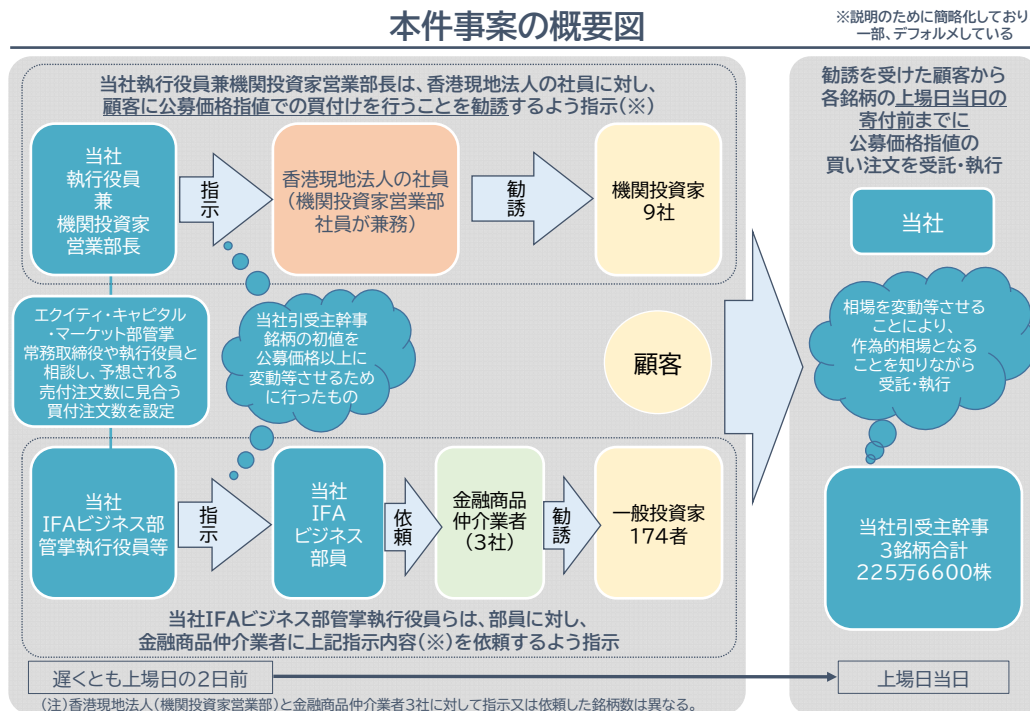
【本件勧告事案に係る行政処分の概要】

一部の業務停止（1週間）

新規株式公開（IPO）銘柄に関し、勧誘を伴う上場日における売買の受託業務の停止。

業務改善命令

- ① 今回の処分を踏まえた経営陣を含む責任の所在の明確化を図ること。
- ② 本件に係る根本的な発生原因の分析に基づき、経営管理態勢及び内部管理態勢（不正取引を防止する態勢を含む。）の強化を含む実効性のある業務改善計画を速やかに策定し、着実に実施・定着させること。



- 法人関係情報に係る不公正な取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていないと認められる状況〔金商法第40条第2号に基づく金商業等府令第123条第1項第5号〕【令和5事務年度】

【概要】

当社において、法人関係情報に係る不公正な取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていない状況が認められた。

【検査結果の要旨】

当社は、法人関係情報として管理を行っていた情報について、内定していた自己売買取引への支障が生じたことを契機として、法人関係情報として管理を継続すべき情報であったにもかかわらず、法人関係情報から登録を解除していた。

また、当社は、所要の社内手続きを経ず、法人関係情報を第三者に伝達していたほか、当該情報伝達を社内手続きに則ったものとするため、遡及した日付により必要な手続きを行っていた。

さらに、当社においては、法人関係情報の取得報告の遅延と、法人関係情報の取得報告漏れによる遅延が複数件発生していた。

- 不正アクセスリスクに対するコントロール強度が不十分な状況等〔内部管理態勢不備

に係る指摘】【令和5事務年度】

【概要】

当社において、不正アクセスリスクに対するコントロール強度が不十分な状況等が認められた。

【検査結果の要旨】

当社は、第三者による不正出金事案に係る再発防止策を実行する中で、外部からの不正侵入リスクに対するコントロールとして、再発防止策に係るリスクアセスメントを実施したものの、当該リスクアセスメントは、顧客の利用率を考慮しないものであったことから、実際にはリスク低減が十分に進んでいない状況であったものの、当社はその状況を認識できていなかった。

- 改ざんしたデータを使用してストレステストを実施している状況〔金商法第40条第2号に基づく金商業等府令第123条第1項第21号の4、第21号の5、第21号の6〕【令和5事務年度 アヴァトレード・ジャパン】

【概要（勧告事案）】（令和6年4月23日勧告）

当社は、ストレステストの結果が悪化することを回避するため、改ざんした顧客データを使用してストレステストを実施していた。

【検査結果の要旨】

当社の社長は、ストレステストの結果が悪化しつつあったことから、さらなる悪化を回避するため、親会社のコンプライアンス部門の最高責任者に対し、ストレステストに使用する顧客データの改ざんを依頼し、ストレステストに使用する顧客データから大口取引顧客の上位数名のデータを削除したうえで、ストレステストを実施した。その後、再度ストレステストの結果が悪化してきたことから、当社社長は親会社に対して、資金提供を依頼した。しかし、親会社が積極的に応じる姿勢を示さなかったことから、当社社長は当社監査室長に対し、顧客データの改ざんを指示し、当社監査室長は顧客データの一部を削除したうえでストレステストを実施した。

【本件勧告事案に係る行政処分の概要】

業務改善命令

- ①本件に係る責任の明確化を図ること。
- ②法令等遵守態勢を抜本的に見直し、経営管理態勢、内部管理態勢及び内部監査態勢の充実及び強化を図ること。
- ③本件を踏まえ、今後経営の健全性を確保する必要性が生じた場合に備えた態勢整備を

親会社との間で講ずること。

- 銀証間における不適切な顧客情報の共有等〔金商法第44条の3第1項第4号に基づく金商業等府令第153条第1項第7及び第8号、金商法第40条第2号に基づく金商業等府令第123条第1項第5号〕【令和5事務年度 三菱UFJモルガン・スタンレー証券、モルガン・スタンレーMUFG証券】

【概要（勧告事案①）】（令和6年6月14日勧告）

当社は、親法人等である銀行、証券会社との間において、法人顧客から情報共有を禁止されていること等を認識しながら、当該法人顧客に関する非公開情報の授受を行い、社内でも共有した。また受領した非公開情報を利用して引受契約の締結に係る勧誘を行った。

【検査結果の要旨】

A社株式の売出しに関する非公開情報について、A社は役員自らが三菱UFJ銀行に対し、三菱UFJモルガン・スタンレー証券及びモルガン・スタンレーMUFG証券への情報提供の禁止を再三伝達していたが、三菱UFJモルガン・スタンレー証券代表取締役副社長（当時）は、当該売出しの実行時期、金額、方法等に関する情報を三菱UFJ銀行から受領し、これを社内関係者に共有及びモルガン・スタンレーMUFG証券に提供したほか、当該非公開情報を利用して、引受契約の締結に係る勧誘を行うなどした。

また、法人関係情報に係る不公正な取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じる必要があるところ、社内規程に基づく適切な管理を行わないなど、法人関係情報の不適切な管理も認められた。

- 登録金融機関による有価証券関連業の禁止を看過・助長したうえで不適切に金融商品取引契約を締結している状況〔金商法第51条、第44条の3第1項第2号〕【令和5事務年度 三菱UFJモルガン・スタンレー証券】

【概要（勧告事案②）】（令和6年6月14日勧告）

当社は、三菱UFJ銀行が有価証券関連業を行っている状況について把握していたにもかかわらず、この状況を看過・助長したうえで金融商品取引契約を締結するなどした。また、不適切な銀証連携の防止に取り組んでいたが、内部管理態勢が不十分であった。

【検査結果の要旨】

当社は、三菱UFJ銀行が引受業務を行っていること、三菱UFJ銀行が所定の契

約条件の融資を行う場合の最低条件として当社の引受シェアを引き上げてほしい旨の抱き合わせ勧誘を行っていること、及び三菱UFJ銀行により所定の契約条件の融資が行われていることを知りながら、顧客との間で引受契約を締結する等していた。また、不適切な銀証連携の防止に取り組んではいたものの、コンプライアンス部署によるモニタリングが不十分であったことなどから、三菱UFJ銀行の法令違反行為を看過しており、不適切な銀証連携を防止するための内部管理態勢は不十分であったと認められた。

【本件勧告事案（①・②）に係る行政処分の概要】

業務改善命令

本件に関して、業務の健全かつ適切な運営を確保するため、以下を実施すること。

- ① 今回の処分を踏まえた経営陣を含む責任の所在の明確化を図ること。
- ② 本件に係る根本的な発生原因の分析に基づき、再発防止に向けて、以下の点を含む実効性のある業務改善計画を速やかに策定し、着実に実施すること。
 - ・ 経営管理態勢並びに銀証連携等に係る法令等遵守態勢及び顧客情報管理態勢を含む内部管理態勢の強化

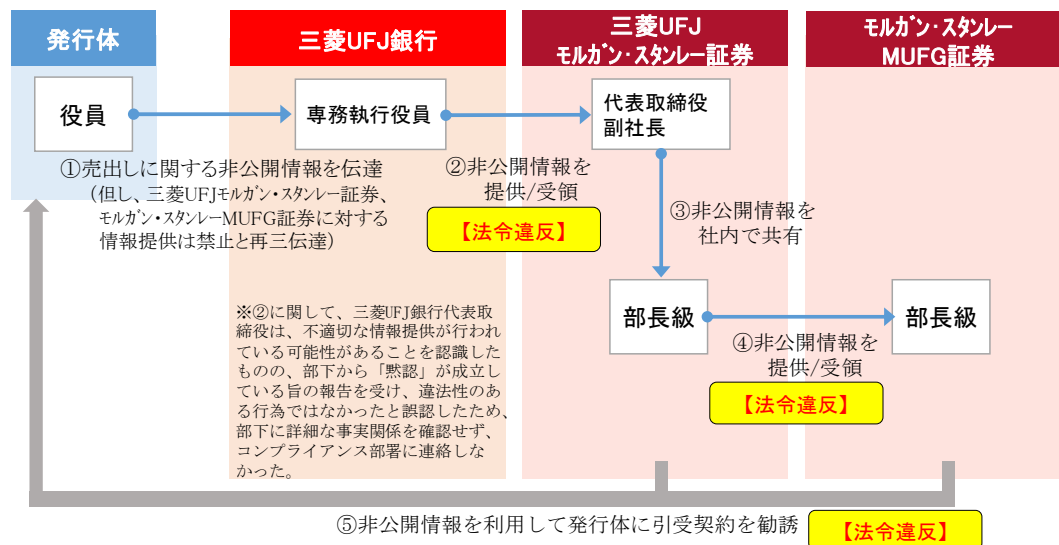
(1) 銀証間における不適切な顧客情報の共有等

～非公開情報の提供/受領の禁止（ファイアーウォール規制違反）～

【事案概要】

顧客が、三菱UFJ銀行に対して、三菱UFJモルガン・スタンレー証券、モルガン・スタンレーMUFG証券への情報提供を禁止していたにもかかわらず、三菱UFJ銀行は三菱UFJモルガン・スタンレー証券に情報を提供し、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は三菱UFJ銀行から受領した情報をモルガン・スタンレーMUFG証券に提供した。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券、モルガン・スタンレーMUFG証券は受領した情報を利用して顧客に勧誘を行った。



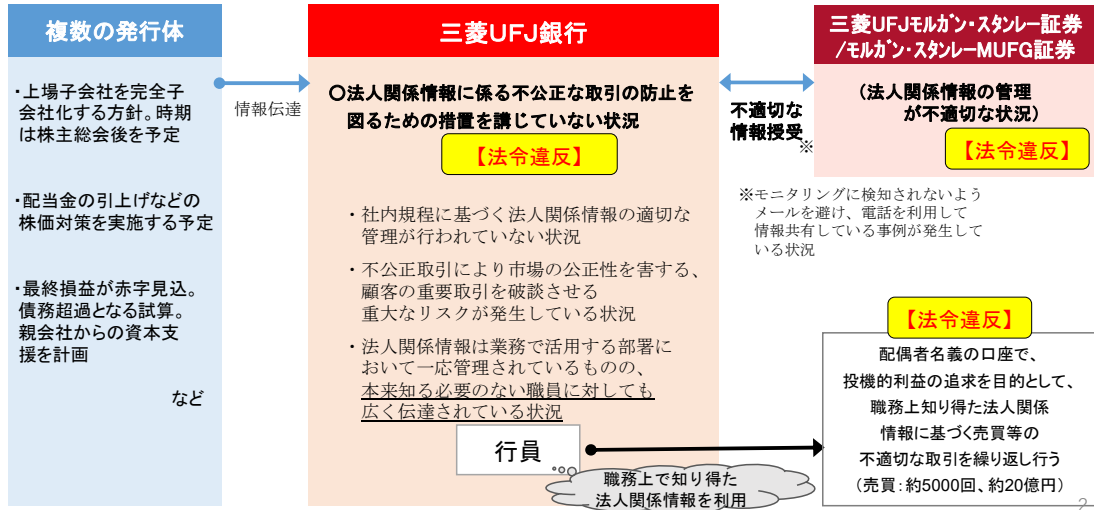
(1) 銀証間における不適切な顧客情報の共有等

～法人関係情報の管理態勢不備（行員における投機的な利益追求取引を含む）～

【事案概要】

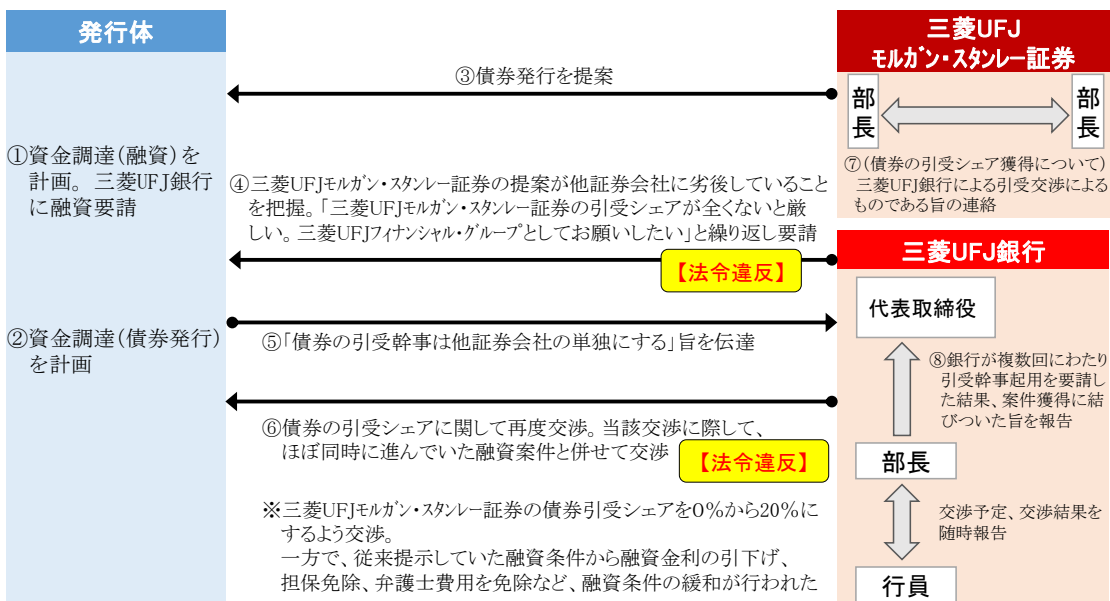
三菱UFJ銀行の行員は、顧客の意思に反し、不適切な法人関係情報の授受を繰り返し行っているなど、法人関係情報を適切に管理できていない状況。一部部署では、Need to Know原則に反し、本来知る必要のない職員に対しても法人関係情報が広く伝達されている状況。
このような管理態勢不備に起因して、行員個人の不適切取引が発生している状況。

(注) Need to Know原則: 顧客等に関する情報へのアクセス及びその利用は業務遂行上の必要性のある役職員に限定されるべきという原則
〔金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-4などを参照〕



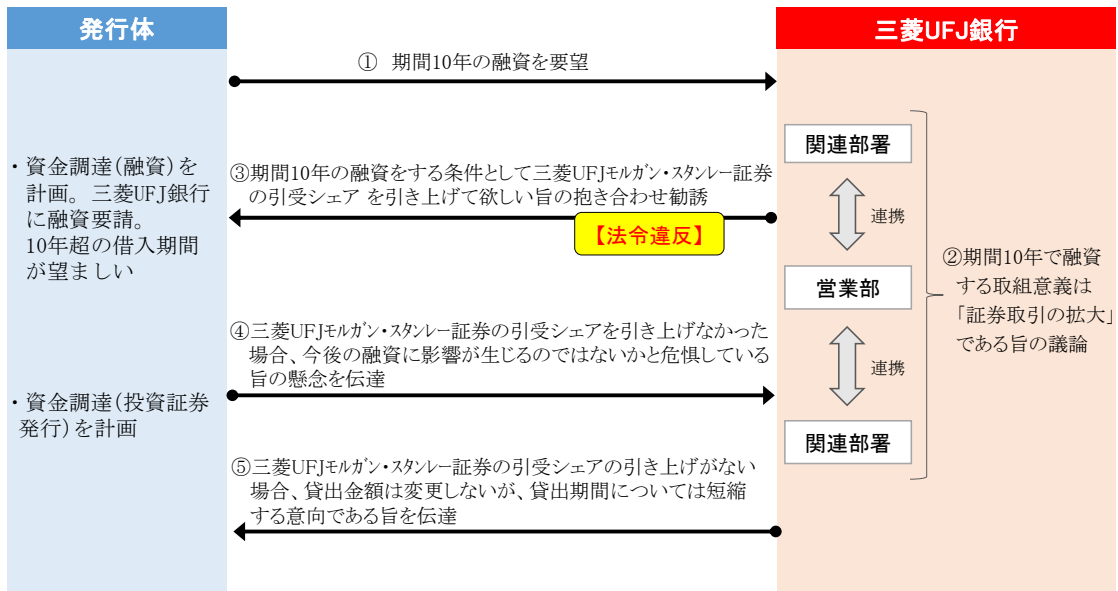
(2) 登録金融機関による有価証券関連業の禁止①

【事案概要】登録金融機関（銀行）による有価証券関連業（引受業務）は禁止されているにもかかわらず、三菱UFJ銀行は三菱UFJモルガン・スタンレー証券の引受幹事シェアに関する交渉を繰り返し行った。



(2)登録金融機関による有価証券関連業の禁止②

【事案概要】登録金融機関(銀行)による有価証券関連業(引受業務)は禁止されているにもかかわらず、三菱UFJ銀行は、所定の契約条件の融資を行う場合の最低条件として、三菱UFJモルガン・スタンレー証券の引受シェアを引き上げて欲しい旨の抱き合わせ勧誘を行った。



4

- 上場株式の相場を安定させる目的をもって、違法に買付け等を行う行為〔金商法第159条第3項〕：【令和4事務年度 SMBC 日興証券】

【概要（勧告事案①）】（令和4年9月28日勧告）

当社は、「ブロックオファ―」取引（以下「B0」という。）において、10銘柄の上場株式の相場を安定させる目的をもって、違法に一連の買付け及びその申込みを行った。

【検査結果の要旨】

当社は、その業務に関し、10銘柄の上場株式について、B0における売買価格の基準となる、B0執行日の終値等が前日の終値に比して大幅に下落することを回避し、その株価を一定程度に維持しようと企て、金商法施行令第20条に定めるところに違反し、各株式の相場を安定させる目的をもって、一連の指値による買付け及び買付けの申込みを行った。

- 売買審査態勢の不備〔金商法第40条第2号に基づく金商業等府令第123条第1項第12号〕：【令和4事務年度 SMBC 日興証券】

【概要（勧告事案②）】（令和4年9月28日勧告）

当社は、B0 において、10 銘柄の上場株式の相場を安定させる目的をもって、違法に一連の買付け及びその申込み（以下「本件行為」という。）を行っていたところ、本件行為に関して、自己売買の発注者に対するヒアリングや注意喚起等が行われていないなど、当社の売買審査の基準に不備があった。

【検査結果の要旨】

当社の売買動向監視システムにおいて、本件行為が行われた 10 銘柄のうち、8 銘柄が不公正取引の疑いがある取引として抽出されていたが、本件行為のように、銘柄ごとに 1 立会日のみで行われるような取引は、当該システムにより抽出されても、自己売買の発注者に対するヒアリングや注意喚起等の対象となっていなかった。

また、当社においては、ブロックトレード等の特定のイベントに係る自己売買に対しては、当該システムによる抽出の有無にかかわらず、売買審査（以下「イベント審査」という。）を行っているが、B0 については、イベント審査の対象となっていなかった。こうしたことから、本件行為については、いずれの取引についても、発注者に対するヒアリングや注意喚起等が行われなかった。

- ブロックオファーに係る業務運営態勢の不備〔金商法第 51 条〕:【令和 4 事務年度 SMBC 日興証券】

【概要（勧告事案③）】（令和 4 年 9 月 28 日勧告）

当社営業員は、買い手顧客への B0 銘柄の購入に係る事前の意思確認等の際に、B0 の執行日が推知可能な内容の説明を行うなど、買い手顧客による空売りを誘発するような不適切な情報提供を行っていた。

このことに関して、当社は、B0 導入時から、買い手顧客による空売りが B0 銘柄の価格形成を歪める懸念を有していたにもかかわらず、適切な議論がないまま B0 業務を開始するなど、不適切な業務運営を行っていた。

【検査結果の要旨】

当社は、B0 の執行に際し、買い手顧客に対して、事前に購入の意思の確認等を行っているが、その際、当社営業員の相当数は、B0 の執行日について、買い手顧客が推知可能な内容の説明を行っていた。このような状況は、B0 執行日に空売りを企図する顧客に対し、その機会を与え、空売りを誘発する一因となっているものと認められる。

このことに関して、当社は、B0 導入の検討段階から、買い手顧客における B0 銘柄の空売りが当該銘柄の価格形成を歪めるものとの懸念を有していたが、B0 執行日に係る買い手顧客への情報提供のあり方等について、当社内で適切に議論されることがないまま、B0 業務を開始していた。

その後、当社においては、実際に B0 執行日における対象銘柄の株価下落に直面し、

価格形成に関する懸念など問題提起が行われているが、これに対する有効な対策が講じられてこなかった。

- 銀行と連携して行う業務の運営が不適切な状況〔金商法第44条の3第1項第4号に基づく金商業等府令第153条第1項第7号〕：【令和4事務年度 SMBC 日興証券】

【概要（勧告事案④）】（令和4年9月28日勧告）

当社は、複数の法人顧客が当社と当社の親法人等である銀行（以下「グループ銀行」という。）との間で当該法人顧客に関する非公開情報の共有停止を求めていること等を認識しながら、グループ銀行との間で当該非公開情報の受領及び伝達を行い、受領した情報を当社内で共有するなどしていた。

【検査結果の要旨】

グループ銀行等の複数の法人が保有していた上場会社 A 社の株式に関し、当該株式の売出しに関する非公開情報について、A 社は役員自らが、グループ銀行に対し、当社への情報提供の停止を求めている。しかしながら、当社役職員は、当該情報提供の停止の求めを認識していたにもかかわらず、当該売出しにおける主幹事としてのポジションを獲得するため、当該売出しの実行時期、金額、方法等に関する情報をグループ銀行から複数回受領し、これを当社内関係者に共有した上で、営業戦略を企画していた。さらに、当社の執行役員は、当該売出しにおいて当社が当該ポジションを獲得できるよう A 社に働きかけて欲しい旨をグループ銀行に対し要請した。

このほかにも、当社がグループ銀行との間において、法人顧客から情報共有の停止を求められていること又は情報共有の同意を得ていないことを認識しながら、当該法人顧客に関する非公開情報の授受を複数回にわたって行い、これを当社内で共有していたといった事例が複数認められた。

【本件勧告事案（①～④）に係る行政処分の概要】

一部の業務停止（3か月）

B0に関連する新規の勧誘・受託・取引に関する業務の停止

業務改善命令

(1) 上記のうち、「上場株式の相場を安定させる目的をもって、違法に買付け等を行う行為」、「売買審査態勢の不備」及び「B0に係る業務運営態勢の不備」について

- ① 今回の処分を踏まえた経営責任の明確化を図ること
- ② 根本的な発生原因の分析に基づき、以下の点を含む実効性のある業務改善計画を速やかに策定し、着実に実施すること

- ・ 経営管理態勢及び内部管理態勢（不公正取引を防止する態勢を含む。）の強化
 - ・ コンプライアンスを重視する健全な組織文化の醸成
- (2) 上記のうち、「銀行と連携して行う業務の運営が不適切な状況」について
- 発生原因の分析に基づき、再発防止に向けて、以下の点を含む実効性のある業務改善計画を速やかに策定し、着実に実施すること。
 - ・ 経営管理態勢及び顧客情報管理態勢の強化
 - ・ 顧客情報管理に係るコンプライアンス意識の醸成

- 虚偽の事業報告書等の提出等〔金商法第 46 条の 3 第 1 項、第 46 条の 4〕：【令和 4 事務年度 ロンナル・フォレックス】

【概要（勧告事案①）】（令和 5 年 5 月 26 日勧告）

当社は、虚偽の事業報告書等の提出等を行っていた。

【検査結果の要旨】

当社は、当社代表自ら売上の架空計上を行い、虚偽の事業報告書等の提出等を行っていた。

- 純財産額及び自己資本規制比率が法定の基準を下回っている状況等〔金商法第 29 条の 4 第 1 項第 5 号ロ、第 52 条第 1 項第 3 号、第 46 条の 6 第 2 項、第 53 条第 2 項〕：【令和 4 事務年度 ロンナル・フォレックス】

【概要（勧告事案②）】（令和 5 年 5 月 26 日勧告）

当社は、純財産額及び自己資本規制比率が法定の基準を下回っている状況が認められた。

【検査結果の要旨】

当社は、当局対応の都度、当社代表の知人の会社から一時的に資金を融通してもらうなどして、純財産額及び自己資本規制比率が法定の基準を満たしているようにみせかけていた。

- 第一種金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有していない状況及び第一種金融商品取引業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていない状況〔金商法第 29 条の 4 第 1 項第 1 号ホ及びへ、第 52 条第 1 項第 1 号〕：【令和 4 事務年度 ロンナル・フォレックス】

【概要（勧告事案③）】（令和 5 年 5 月 26 日勧告）

当社は、第一種金融商品取引業を適確に遂行するための人的構成・必要な体制を有

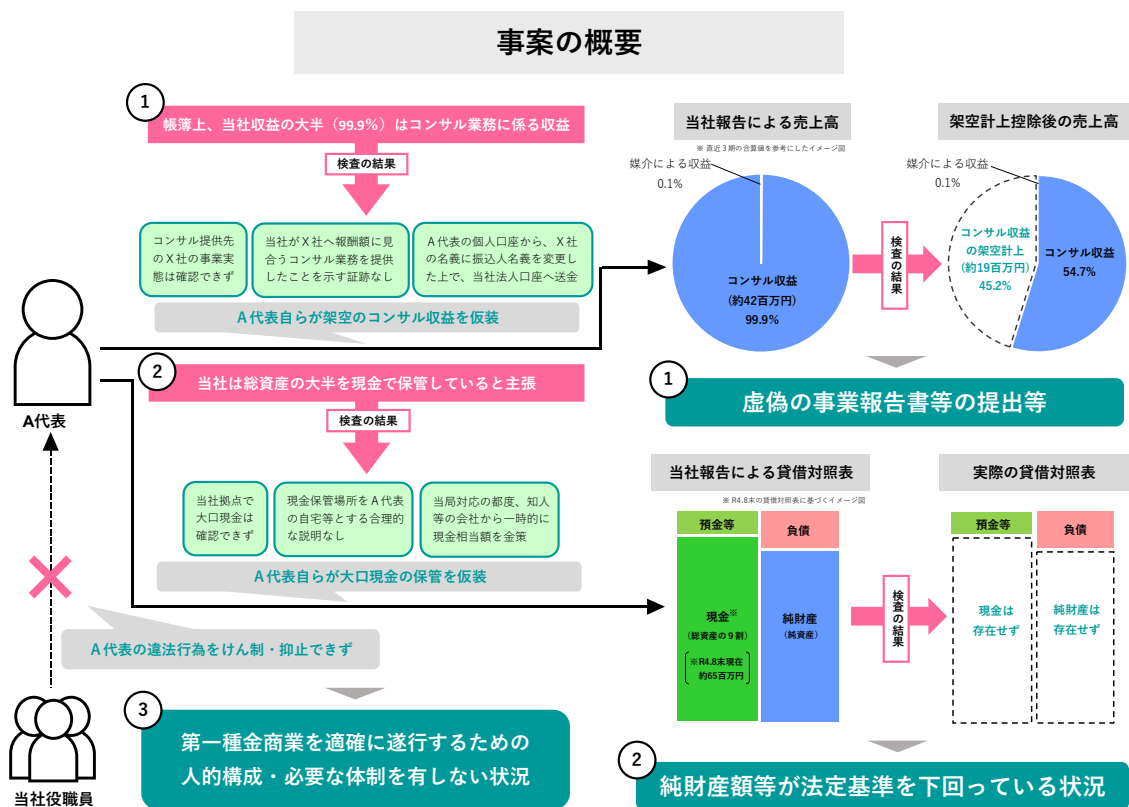
していない状況が認められた。

【検査結果の要旨】

当社の業務運営は当社代表が実質的に一人で行っているところ、当社代表自ら上記①及び②の行為を主導的に行っていたほか、当社代表の法令違反行為をけん制・抑止する態勢となっていないなど、第一種金融商品取引業を適確に遂行するための人的構成・必要な体制を有していない状況となっていた。

【本件勧告事案（①～③）に係る行政処分の概要】

登録取消し



➤ 無登録で投資運用業を行っている状況〔金商法第29条〕：【令和3事務年度】

【概要（勧告事案①）】（令和4年6月17日勧告）

当社（A社）は、金商法第31条第4項に基づく変更登録を受けることなく、匿名組合型ファンドの実質的な営業者となって、無登録で投資運用業を行っていた。

【検査結果の要旨】

当社は、B社（適格機関投資家等特例業務届出者）からの委託を受け、匿名組合型フ

ファンドの私募の取扱い等を行っているとしており、当該ファンドは、B社の投資判断に基づき運用されるとしていた。

しかしながら、B社は、当該ファンドの運営に何ら関与していないなど、名目上の営業者に過ぎず、投資先候補の発掘や投資先候補との投資に係る交渉のほか、投資判断に基づく投資先の決定・投資実行・投資後の運用管理・投資により取得した有価証券の処分等の投資運用に関する業務について、全て当社が行っていた。

➤ 投資者保護上の問題のある業務運営〔金商法第51条〕：【令和3事務年度】

【概要（勧告事案②）】（令和4年6月17日勧告）

当社（A社）は、金融商品取引業者として、極めて杜撰な経営管理態勢・内部管理態勢の下、金融商品の販売を行っていた。

【検査結果の要旨】

当社は、無登録で匿名組合型ファンドの運用を行っていたにもかかわらず、出資者に対し、B社が運用を行う旨を記載した資料を用いて説明するなどして、同ファンドに係る私募の取扱い等を行っていた。

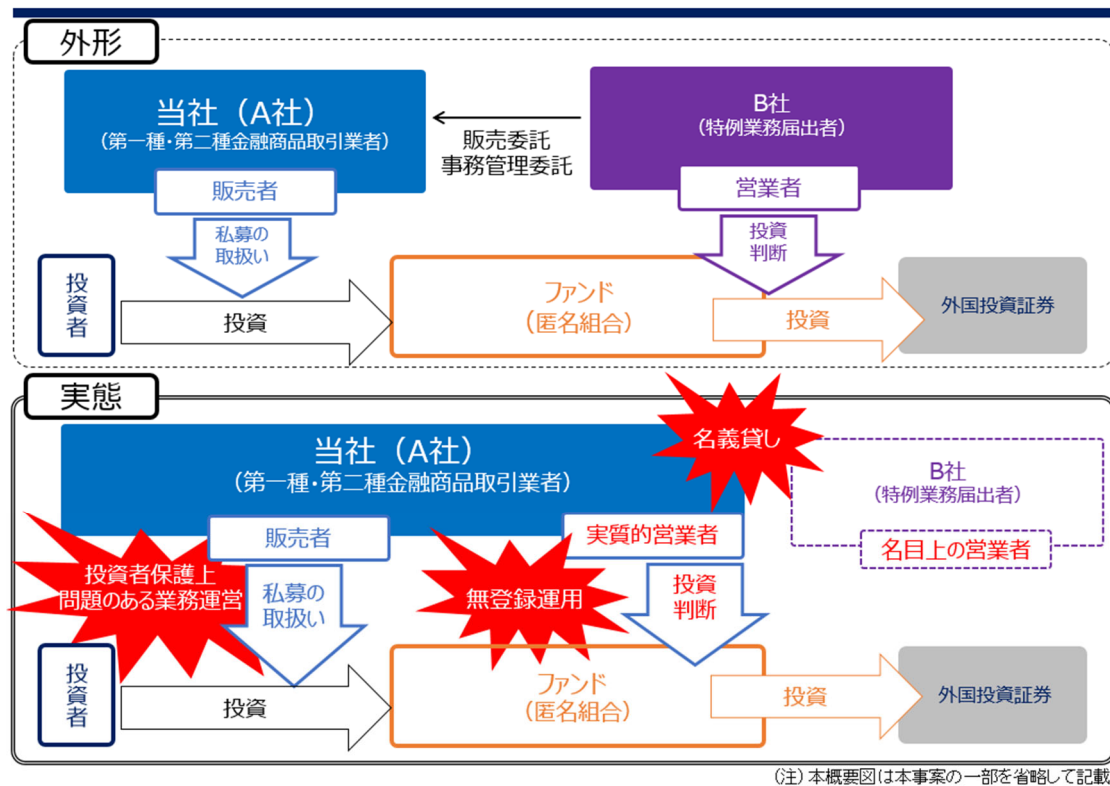
さらに、当社は、金融商品取引業者として、匿名組合型ファンドや公募投資信託などの金融商品の販売に関し、商品審査の基準等を定めた社内規程を設けておらず、十分な商品審査を実施していなかったほか、顧客に対し、投資判断を行う上で重要となる情報を適時・適切に説明しないまま、これら金融商品を販売していた。

【本件勧告事案（①・②）に係る行政処分の概要】

業務改善命令

- ① 本件発生原因を分析し、金融商品取引業務を適切に行うための経営管理態勢、業務運営態勢及び内部管理態勢を構築するなど、再発防止策を策定し、着実に実施すること。
- ② 本件行為の責任の所在を明確化すること。
- ③ 本件行政処分の内容について、顧客に対し適切に説明すること。

概要図



- 高速取引類似業者からの受注における内部管理態勢が不十分な状況〔内部管理態勢不備に係る指摘〕：【令和3事務年度】

【概要】

当社は、海外関連会社が開発した取引発注システムについて、本邦法令による規制の潜脱となる可能性があったにもかかわらず、本邦法令適合性を検証しないまま導入を実施した。

また、システム導入後においても、法令違反となる条件・状況に係る具体的な検討を怠っていたことから、モニタリングすべき数値も誤っているなど、実行性のある管理を行っていなかった。

【検査結果の要旨】

当社が導入した取引発注システムは、海外関連会社において、顧客ニーズ（自らの注文が高速取引行為規制の規制対象となることを望まない）を満たすことを主要目的の一つとして開発されたものであるなど、本邦法令による規制の潜脱となる疑いがあったにもかかわらず、当社は、本邦法令適合性を検証しないまま、当該取引発注システムの導入を決定した。

また、当社は、システム障害の発生等により、当該システムを通じた取引が法令違反

状態となる可能性について具体的な検討を行っていなかった。

さらに、当社は、当該システムによる取引が法令違反に該当するものとならないようモニタリングを行っていたとしているが、モニタリングすべき数値の誤りを看過しているなど、実効性のある管理を行っていなかった。

- 電子情報処理組織の管理が不十分な状況〔内部管理態勢不備に係る指摘〕：【令和3事務年度】

【概要】

当社において、システム障害発生時の対応が不十分な状況、システムリスク分析・評価が不十分な状況、システム開発・運用管理態勢の不備などが認められた。

【検査結果の要旨】

当社は、顧客利便等に影響のあるシステム障害の発生に関し、一部の障害につき、システム障害として管理しておらず、システム改修等の改善措置や再発防止策の策定を実施していなかったほか、当局に対する必要な報告も行っていなかった。

また、当社は、新たに開発・運用を開始したシステムに対するリスク分析・評価を実施していなかったほか、システム改修が実施されたシステムに関し、テストケースの考慮不足等に起因する障害を複数回発生させていた。

2 投資運用業者

○ 業務運営に係る事項

- 基準価額の過誤訂正に係る対応の不備〔内部管理態勢不備に係る指摘〕【令和6事務年度】

【概要】

当社において、基準価額の過誤訂正における投資者及び投資信託財産への影響に関する実質的な検討を行わず、基準価額の訂正は必要ないと判断しており、基準価額の過誤訂正に係る対応の不備が認められた。

【検査結果の要旨】

投資信託の基準価額に関し、当社が定める訂正基準を超える過誤が発生したにもかかわらず、役職員において当該社内規則を遵守する意識が希薄であったことから、当社は投資者及び投資信託財産への影響を実質的に検討しておらず、基準価額の訂正は必要ないと判断していた。

- 業務運営体制の不備〔内部管理態勢不備に係る指摘〕【令和6事務年度】

【概要】

当社において、投資信託約款と異なる業務運営を行っており、業務運営体制の不備が認められた。

【検査結果の要旨】

投資信託約款は、投資信託の運用方法等のほか、投資者の権利などが定められており、投資者にとっても重要な内容が規定されているところ、当社は約款の規定を遵守して業務運営を行う意識が役職員において希薄であったことから、投資信託約款の規定とは異なる投資信託の諸経費を支弁するなど、投資信託約款の変更等を十分に検討しないまま、投資信託約款と異なる業務運営等となっていた。

- 利益相反リスク管理態勢の不備〔内部管理態勢不備に係る指摘〕【令和5事務年度】

【概要】

当社において、利益相反リスク管理態勢に係る不備が認められた。

【検査結果の要旨】

当社が運用を行う投資法人について、利害関係者から物件を取得する際の自社査定にあたり採用した利回りの妥当性の検証記録が残されていなかったほか、利害関係者からの物件取得に関する交渉経緯記録が残されていないなど、利害関係者との取引に

ついて事後的な検証が困難な状況が認められた。

➤ 運用の外部委託管理態勢に係る不備〔内部管理態勢不備に係る指摘〕：【令和4事務年度】

【概要】

当社において、運用の外部委託管理態勢に係る不備が認められた。

【検査結果の要旨】

当社が運用するファンド・オブ・ファンズの商品特性等に応じた適切なモニタリングが行われていない状況が認められた。

➤ 投資一任報酬の減額に係る内部管理態勢の不備〔内部管理態勢不備に係る指摘〕：【令和4事務年度】

【概要】

当社において、投資一任報酬の減額に係る内部管理態勢の不備が認められた。

【検査結果の要旨】

当社は、投資一任報酬の減額に関するルールを定めておらず、当該減額が顧客に対する損失補てんや特別の利益提供に該当するか否かといった観点からの検証も行っていない上、減額の適切性等を判断するための証跡も入手していない状況が認められた。

➤ 利益相反管理に係る態勢不備〔内部管理態勢不備に係る指摘〕：【令和4事務年度】

【概要】

当社において、利益相反管理に係る態勢不備などの問題点が認められた。

【検査結果の要旨】

当社は、各ファンドマネージャーが組入れを行う有価証券の銘柄、単価、株数及び売買の別に係る予定が記載された情報に係るアクセス管理が適切に行われておらず、利益相反取引を防止する態勢が不十分な状況が認められた。

➤ 投資法人が保有する物件に係る不適切な収益管理〔金商法第42条第2項〕：【令和4事務年度】

【概要】

当社において、投資法人が保有する物件に係る不適切な収益管理が認められた。

【検査結果の要旨】

当社が運用を行う投資法人が保有するホテル物件の大半は、当社のスポンサー関係者である A 社とその子会社（以下「A 社等」という）が賃借人及び運営管理会社となっており、A 社等が運営管理している物件に関して、賃料算定の基礎となる GOP（業務粗利益）を適切に検証する態勢が構築されておらず、各物件で計上される費用項目の確認や検証等、物件の収益管理が適切に行われていなかった。

そのため、従来は賃借人である A 社等が負担していた本部経費が、2 年以上にわたり、当社の認識のないまま費用計上され、投資法人が得る賃料収入が減少していた。また、当社は途中で費用の増額について認識したものの、増額された費用の正当性等について確認、検討を行わなかった。

- 投資法人が負担する費用に係る不適切な状況〔内部管理態勢不備に係る指摘〕：【令和 4 事務年度】

【概要】

当社において、投資法人が負担する費用についての確認や検証が適切に行われていない状況が認められた。

【検査結果の要旨】

当社は、投資法人が取得した物件について、取得前から空調設備が故障していたことを取得後に認識したものの、売買契約書を踏まえた売主の認識や工事費用の負担について、確認や協議を行わなかった。また、当社のコンプライアンス委員会において、当該工事費用の負担について疑念が示されていたにもかかわらず、議論や説明が徹底されず、放置された状態となっていた。

さらに、当該物件の取得に際し、売買契約書に基づいて精算すべき修繕費用について、精算を看過し、本来売主が負担すべき費用を投資法人に負担させていた。

- 投資一任契約を締結した顧客のために善良な管理者の注意をもって投資運用業を行っていない状況〔金商法第 42 条第 2 項〕：【令和 3 事務年度】

【概要（勧告事案①）】（令和 4 年 1 月 21 日勧告）

当社において、投資一任契約の締結前後を通じ、顧客のために運用財産の運用・管理を適切に行っていない状況が認められた。

【検査結果の要旨】

当社は、前回検査において、投資一任契約に係る善管注意義務違反の指摘を受け、これに対する改善策として、商品特性別の調査及び価格妥当性の検証プロセスを社内規程に加えるとともに、投資を決定する会議体にて当該調査等を踏まえた議論をするな

どとしていた。

しかしながら、当社は、顧客との投資一任契約締結前後を通じ、商品特性に応じた十分な調査を実施していなかったほか、投資対象先ファンドの運用会社から、当該ファンドの解約受付の一時停止等、顧客資産に重大な影響を与える可能性がある通知が断続的に行われるなど、当社による投資判断が求められる事象が発生していたにもかかわらず、当社自ら投資判断を行っていないなど、運用財産の運用・管理を適切に行っていなかった。

- 公募投資信託の受益者のために善良な管理者の注意をもって投資運用業を行っておらず、忠実に投資運用業を行っていない状況〔金商法第42条第1項及び第2項〕：【令和3事務年度】

【概要（勧告事案②）】（令和4年1月21日勧告）

当社において、公募投資信託の設定前調査等が不適切な状況や受益者に対する対応が不適切な状況などが認められた。

また、当社は、受益者等への情報提供等においても公平性に問題のある対応を行っていた。

【検査結果の要旨】

当社は、ファンド・オブ・ファンズ形式で運用する公募投資信託を複数設定しており、これら公募投資信託の投資先ファンドは、基準価額の下落率が目標数値を超過した場合、現金及び現金同等の性質を持つ短期債券に最長一年固定化される運用方針となっていた。

しかしながら、当社は、投資先ファンドの運用会社から説明を受けるまで、当該運用方針を把握しておらず、当該説明を受けた後も、当社が設定・運用する公募投資信託の運用の見直しを検討するなどの適切な投資判断を行わなかった。

また、当社は、これら複数の公募投資信託に関し、運用期間中、中途解約の方が受益者有利となる可能性を認識したにもかかわらず、受益者に対し、適時に説明していないほか、販売会社の一部の営業員に対してのみ当該可能性を伝達するなど、受益者公平性の観点から問題のある対応を行っていた。

【本件勧告事案（①・②）に係る行政処分の概要】

業務改善命令

- ① 投資運用業者として、公正かつ適切な業務運営を実現するため、法令等遵守に係る経営姿勢の明確化、経営陣による責任ある法令等遵守体制及び内部管理体制の構築、並びに、これらを着実に実現するための業務運営方法の見直しを図ること。

- ② 特に、過去の行政処分を受け、投資一任契約の締結・運用に際して具体的な再発防止策を策定しているが、今回、投資一任契約や公募投資信託に関して、投資運用業者として、善良な管理者の注意をもって忠実に業務が行われていなかったことについて、その発生原因を究明した上で、顧客利益や運用を重視するガバナンスの強化に向け、資産運用業の特性を踏まえた経営体制の構築等、実効性ある具体的な再発防止策を策定し、実施すること。
- ③ 今般の検査結果を踏まえ、経営陣を含めた責任の所在の明確化を図ること。
- ④ 本件についての適切な顧客説明、顧客への適切な対応など投資者保護のために万全の措置を講じること。

- 投資法人のために忠実に投資運用業を行っていない状況〔金商法第42条第1項〕：【令和3事務年度】

【概要（勧告事案）】（令和4年6月17日勧告）

当社は、委託された不動産投資法人の資産の運用において、当社の親会社の不動産を当該親会社の売却希望価格で当該投資法人に取得させるため、鑑定評価を依頼する不動産鑑定業者に対し、その独立性を損なう不適切な働きかけを行っていた。

また、最も高い評価額を提示できる不動産鑑定業者に依頼できるよう、不適切なプロセスにより、不動産鑑定業者を選定していた。

【検査結果の要旨】

当社は、委託された不動産投資法人の資産の運用において、親会社等の利害関係者の不動産を当該投資法人に取得させる際に、第三者である不動産鑑定業者に鑑定評価を依頼し、算定された評価額を上限として取得価格を決定するとしている。

しかしながら、当社は、親会社の売却希望価格以上の鑑定評価額を得ることを企図して、不動産鑑定業者に親会社の売却希望価格を伝達したうえで、鑑定評価額を引き上げるための不適切な働きかけを行っていたほか、複数の不動産鑑定業者から概算評価額を聴取し、そのうち最も高い概算評価額を提示した不動産鑑定業者の鑑定報酬が最も廉価になるよう、当該不動産鑑定業者と交渉するなど、不適切なプロセスにより不動産鑑定業者を選定していた。

【本件勧告事案に係る行政処分の概要】

一部の業務停止（3か月）

新たな資産運用委託契約の締結禁止及び不動産（不動産信託受益権を含む）の取得に係る運用指図禁止

業務改善命令

- ① 本件に関する投資法人の最終受益者に対し、今回の行政処分の内容を十分に説明し、適切な対応を行うこと。
- ② 投資法人資産運用会社として、公正かつ適切な業務運営を実現するため、法令等遵守に係る経営姿勢の明確化、経営陣による責任ある法令等遵守態勢及び内部管理体制の構築、並びに、これらを着実に実現するための業務運営方法を見直すこと。
- ③ 本件発生原因を究明したうえで、投資運用業に係る意思決定の妥当性を検証するための社内プロセスの明確化など、利益相反管理について十分な態勢を構築することを含め、具体的な再発防止策を策定すること。
- ④ 今般の検査結果を踏まえ、経営陣を含めた責任の所在の明確化を図ること。

- 投資法人資産運用業に係る善管注意義務違反等〔金商法第42条第2項〕：【令和3事務年度】

【概要】

当社は、委託された不動産投資法人の資産の運用において、当社の親会社から不動産を当該投資法人に取得させるにあたり、投資法人資産運用業を行ううえでの善管注意義務の観点から不適切な状況が多数認められた。

【検査結果の要旨】

当社は、委託された不動産投資法人の資産の運用において、当社の親会社から不動産を当該投資法人に取得させるにあたり、取得予定物件の NOI 利回りを当社自らが査定したとしているが、物件価格の算出を行っていないほか、以下のとおり、投資法人資産運用業者として、善良な管理者の注意をもって、適切な投資判断や運用財産の管理を行う観点から不適切な状況が多数認められた。

- ・ 当社の親会社の不動産売却希望価格が上乘せされている状況において、その理由の確認等を行わないまま取得価格としている状況。
- ・ 不動産鑑定業者に鑑定評価を依頼する際、適切に資料を提供していない状況。
- ・ 親会社が保有する不動産を不動産信託受益権として取得する際、信託設定の登記に係る登録免許税等の費用負担について、信託受益権売買契約書で規定する内容と相違する費用負担の対応を行っている状況。
- ・ 取得する前に発生していた物件の不具合等について、発生時点や費用負担を十分に検討することなく、是正工事等を実施し、投資法人の費用としていた状況。

3 投資助言・代理業者

(1) 顧客勧誘の状況に係る事項

- 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為等〔金商法第 38 条第 1 号、金商法第 38 条第 9 号に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 2 号〕【令和 6 事務年度 G&D アドヴァイザーズ】

【概要（勧告事案②）】（令和 7 年 4 月 11 日勧告）

当社において、金融商品取引契約の締結の勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為等が認められた。

【検査結果の要旨】

当社は、見込顧客に対して配信したメールマガジンにおいて、複数の株価高騰銘柄を的中させた実績があるとする架空の情報提供者を創作し、他社より先行して情報を入手しているとする記載のほか、過去に買い推奨の投資助言を行った銘柄について、株価が推奨時点以降に 2 倍となった実績が無いにもかかわらず、2 倍を達成したなど事実と反する投資助言の実績の記載を行うなど、虚偽の内容を告げて投資顧問契約の締結の勧誘を行っていた。

また、当社は、見込顧客に対して配信したメールマガジンにおいて、確度の高い情報を入手したとして、買収等の株価に影響を与える事象が発生すると記載し、誤解を生ぜしめるべき表示をして投資顧問契約の締結の勧誘を行っていた。

- 金融商品取引契約につき顧客に対し特別の利益を提供する行為〔金商法第 38 条第 9 号に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 3 号〕【令和 6 事務年度 G&D アドヴァイザーズ】

【概要（勧告事案③）】（令和 7 年 4 月 11 日勧告）

当社において、金融商品取引契約につき、顧客に対し特別の利益を提供する行為が認められた。

【検査結果の要旨】

当社は、期間を定めて複数銘柄に関する投資助言を行う業務を行っており、甲部長は複数の顧客を担当していた。

こうした中、甲部長は、担当する顧客のうち、当社の投資助言に関して苦情の申出のあった一部の顧客に対し、投資顧問契約を継続してもらうことを意図して、投資顧問契約の契約期間を延長し、その間の投資顧問報酬を無償として投資助言を継続することにより、合計 888 万円に相当する特別の利益を提供した。

- 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為等〔金商法第 38 条第 9 号に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 2 号、金商法第 37 条第 2 項〕【令和 6 事務年度】

【概要】

当社において、金融商品取引契約の締結の勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為や、広告について著しく人を誤認させるような表示が認められた。

【検査結果の要旨】

当社は、無料登録会員に対して配信したダイレクトメール等において、あたかも一部の無料会員のみが投資顧問契約を締結することができる権利を付与されたかのような記載をし、投資顧問契約の締結の勧誘を行っていた。

当社のウェブサイト等の広告において、過去に投資助言をした銘柄の実績について、当社が助言した株価の目標値とは関係のない高値と比較した騰落率をあたかも当社が推奨した目標値と比較した騰落率であるかのように誤認される表示を行っていた。

当社代表取締役は、内部管理部門の人員不足を認識しながら、必要な人員の補充、配置を怠っていた。また、当社では広告作成者が自ら審査を行うなど、広告審査が形骸化していた。

- 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為等〔金商法第 38 条第 1 号、金商法第 38 条第 9 号に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 2 号〕【令和 5 事務年度 エフ・ポート】

【概要（勧告事案①）】（令和 6 年 6 月 18 日勧告）

当社は、顧客に対し虚偽の内容を告げたり、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をしたりして投資顧問契約の締結の勧誘を行っていた。

【検査結果の要旨】

当社は、顧客に対し、当社助言者が億円単位での取引実績や 1 億円以上の利益を上げた事実はないにもかかわらず「現役億トレーダー」であること、実際に助言した事実がない銘柄にもかかわらず短期急騰株的中実績銘柄であること、過去の助言どおりに取引した場合の最大損失率は 46.2%であるにもかかわらず 12%であることなどの虚偽の事実を告げて投資顧問契約の締結の勧誘を行っていた。

また、当社は、顧客に対し、投資助言・代理業の登録をもって当局が当社の安全性及び助言内容の品質を保証しているかのような説明、実質的な退会率が 12.3%であるにもかかわらず退会率 1%以下と説明、短期急騰株的中実績とする 3 銘柄の急騰日が

顧客に売り推奨を行った日付及び株価であるかのような資料の提示、実際の投資顧問契約締結者数が 3,058 名であるにもかかわらず投資顧問契約締結者数が 1 万名以上存在するかのような説明をして、投資顧問契約の締結の勧誘を行っていた。

- 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為〔金商法第 38 条第 1 号〕：【令和 4 事務年度 マーチャントブレインズ投資顧問】

【概要（勧告事案①）】（令和 4 年 9 月 30 日勧告）

当社は、無料で会員登録をした者に対して配信したメールマガジンにおいて、虚偽の内容を告げて投資顧問契約の締結の勧誘を行っていた。

【検査結果の要旨】

当社は、無料で会員登録を行った顧客に対して配信したメールマガジンにおいて、「『政府要人と●●●のある関係筋』から（中略）既に情報を入手しています。」などと特別な情報を入手していないにもかかわらず特別な情報を入手しているとする記載を行うなど、虚偽の内容を告げて投資顧問契約の締結の勧誘を行っていた。

- 著しく事実に相違する表示のある広告をする行為〔金商法第 37 条第 2 項〕：【令和 4 事務年度 マーチャントブレインズ投資顧問】

【概要（勧告事案②）】（令和 4 年 9 月 30 日勧告）

当社は、無料で会員登録をした者のみが閲覧できるウェブサイト上の広告において、著しく事実に相違する表示のある広告をする行為を行っていた。

【検査結果の要旨】

当社は、無料で会員登録をした者のみが閲覧できるウェブサイト上の広告において、助言を行っていない銘柄であるにもかかわらず、事実に反し、株式買付の推奨日、売却による利益確定日及び騰落率を掲載するなど、著しく事実に相違する表示のある広告をする行為を行っていた。

【本件勧告事案（①・②）に係る行政処分の概要】

一部の業務停止（1 か月）

新たな投資顧問契約（契約金額の増額を伴う変更契約を含む。）の締結に係る勧誘・契約締結の停止。

業務改善命令

- ① 不適切な広告の掲載を直ちに停止すること。
- ② 本件の発生原因を分析し、適切な業務運営態勢及び内部管理態勢の構築を含む再

発防止策を策定・実施すること。

- ③ 全ての顧客に対し、今回の行政処分の内容を説明し、適切な対応を行うこと。
- ④ 本件法令違反行為の責任の所在を明確にすること。

(2) 内部管理態勢に係る事項

- 顧客のため忠実に投資助言業務が行われていない状況〔金商法第 41 条第 1 項〕【令和 6 事務年度 G&D アドバイザーズ】

【概要（勧告事案①）】（令和 7 年 4 月 11 日勧告）

当社において、顧客のため忠実に投資助言業務が行われていない状況が認められた。

【検査結果の要旨】

当社の投資助言業務統括者である甲部長は、当社が買付推奨の助言（配信）を行った 231 銘柄のうち、少なくとも 65 銘柄について、第三者名義の証券口座を使い、当該第三者の計算において、銘柄の配信前に買い付け、配信後に売り付ける取引を行っていた。この取引により、計約 228 万円の売却益が生じており、甲部長は当該第三者から報酬を受け取っていた。

当社は、社内規程において、役職員の利益相反取引を防止するための社内研修の実施や、年 1 回以上の監査の実施を定めているものの、同規程整備以降、いずれも利益相反取引に係る事項を対象としていないなど、利益相反取引を防止するための態勢が不十分な状況であった。また、当社代表取締役及びコンプライアンス担当取締役は、社員に係る業務管理を行っていなかったほか、週 1 日程度しか出社しておらず、社員管理態勢は不十分な状況であり、上記の行為を見過ごし、かつ、これを防止するための内部管理態勢を構築していない状況であった。

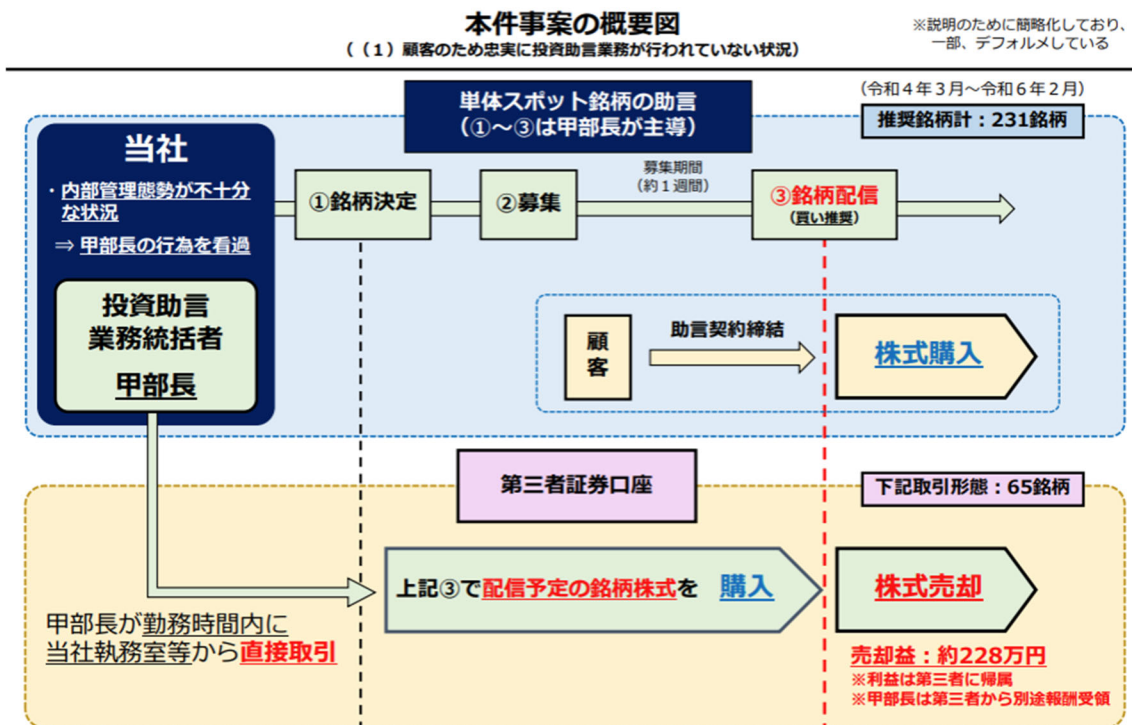
【本件勧告事案（①・②・③）に係る行政処分の概要】

業務停止命令（3 か月）

新たな投資顧問契約（契約金額の増額を伴う変更契約を含む。）の締結に係る勧誘・契約締結の停止。

業務改善命令

- ① 本件の発生原因を分析し、適切な業務運営態勢及び内部管理態勢の構築を含む再発防止策を策定・実施すること。
- ② 役職員による不適切な行為を防止するための実効性の高い再発防止策を策定し、速やかに実施すること
- ③ 本件法令違反行為の責任の所在を明確にすること。
- ④ 全ての顧客に対し、今回の行政処分の内容を説明し、適切な対応を行うこと。



- 顧客のため忠実に投資助言業務が行われていない状況〔金商法第41条第1項〕【令和5事務年度 あすなろ】

【概要（勧告事案）】（令和6年5月24日勧告）

当社において、顧客のため忠実に投資助言業務が行われていない状況が認められた。

【検査結果の要旨】

当社における投資助言業務統括者である甲部長は、当社が買付推奨の助言（配信）を行った銘柄（以下「単発スポット銘柄」という。）55銘柄のうち、少なくとも20銘柄について、特定の顧客に対し、単発スポット銘柄の配信前に助言銘柄を伝達するとともに売買等の助言を行っていた。

また、甲部長は、上記行為に加え、一部の顧客に対し、単発スポット銘柄の配信前に、銘柄名は伝達しないものの、どの程度の価格の銘柄かなどを伝達し、配信直後に銘柄名を伝達したらすぐに発注できるよう、準備を依頼したうえで、配信直後に当該銘柄名や成行注文による買付け等の助言を行っていた。

当社は、単発スポット銘柄の決定を行ってから配信を行うまでの情報管理方法に係る規定を定めておらず、情報管理が不十分な状況であるなど、上記の行為を防止するための内部管理態勢を構築していない状況であったことから、上記の行為を見過ごしていた。

【本件勧告事案に係る行政処分の概要】

業務停止（2か月）

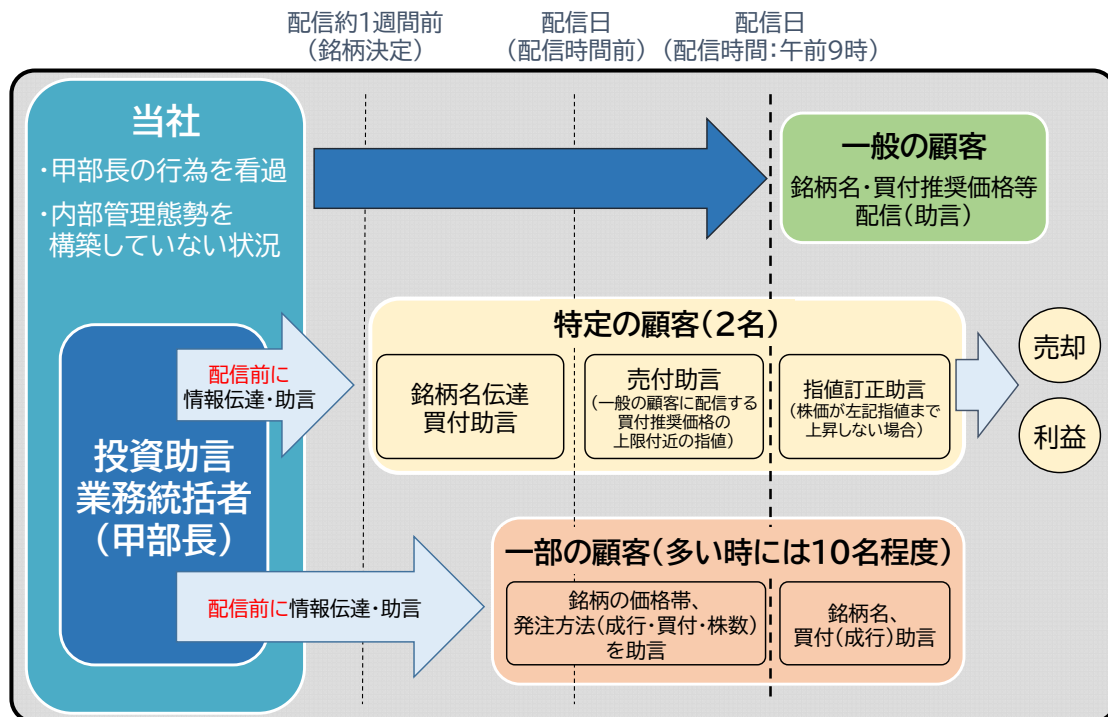
新たな投資顧問契約（契約金額の増額を伴う変更契約を含む。）の締結に係る勧誘・契約締結の停止

業務改善命令

- ① 本件の発生原因を分析し、適切な業務運営態勢及び内部管理態勢の構築を含む再発防止策を策定・実施すること。
- ② 全ての顧客に対し、今回の行政処分の内容を説明し、適切な対応を行うこと。
- ③ 本件法令違反行為の責任の所在を明確にすること。

本件事案の概要図

※説明のために簡略化しており、一部、デフォルメしている



- 投資助言・代理業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない状況及び投資助言・代理業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていない状況〔金商法第29条の4第1項第1号ホ及びヘ、第52条第1項第1号〕【令和5事務年度 エフ・ポート】

【概要（勧告事案②）】（令和6年6月18日勧告）

当社は、投資助言・代理業を適確に遂行するための人的構成・必要な体制を有していない状況が認められた。

【検査結果の要旨】

当社は、当社発行済株式 100%を保有する者 により実質的に支配され、その者の指示に基づき当社資金が実質的支配者の運営する会社等に流出しているほか、見込顧客の紹介を委託していた外部委託先が見込顧客と当社との間の投資顧問契約を当社の関与なく締結していることを放置する等の不適切な業務運営を行っていた。

また、当社のコンプライアンス責任者は、当社の運営に積極的に関与せず、上記の不適切な業務運営を放置していることに加え、内部管理責任者を含む当社役職員は実質的支配者に言われるがまま業務を行っているなど、当社は、法令違反行為や不適切な業務運営をけん制・抑止する態勢となっておらず、金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成・必要な体制を有していない状況となっていた。

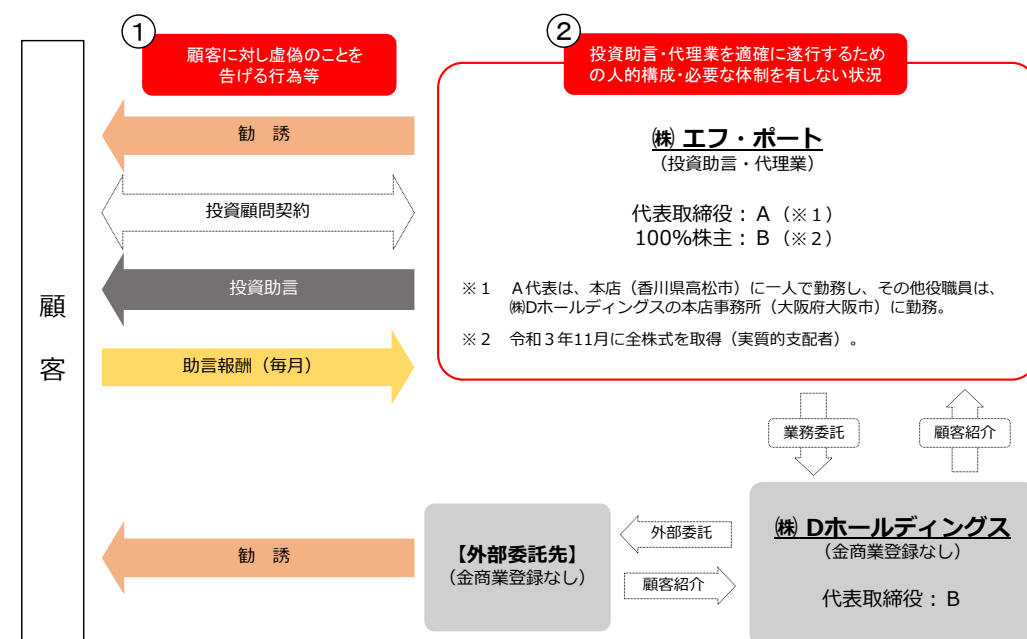
【本件勧告事案（①・②に係る行政処分概要）】

登録取消し業務改善命令

- ① 全ての顧客に対し、今回の行政処分の内容を説明し、適切な対応を行うこと。
- ② 当社と投資顧問契約を締結している者との契約を適切に終了させること。

本件事案の概要図

(注) 本概要図は本事案の一部を省略して記載



(3) 無登録で金融商品取引業を行っている状況、無登録業者に名義貸し等を行っている状況

- 無登録で外国投資証券の募集又は私募の取扱いを行っている状況〔金商法第 29 条〕：
【令和 3 事務年度】

【概要（勧告事案①）】（令和 4 年 3 月 25 日勧告）

当社は、第一種金融商品取引業の登録を受けていないにもかかわらず、顧客に対し、外国投資証券の取得勧誘を行っていた。

【検査結果の要旨】

当社は、第一種金融商品取引業の登録（金商法第 31 条第 4 項に基づく変更登録）を受けることなく、顧客に対し、外国投資証券の取得勧誘を行い、当該外国投資証券の管理会社及び運用会社から当該取得勧誘に係る報酬を受領していた。

- 無登録業者に対する名義貸し①〔金商法第 36 条の 3〕：【令和 3 事務年度】

【概要（勧告事案②）】（令和 4 年 3 月 25 日勧告）

当社は、当社の名義をもって、無登録業者に投資助言業務を行わせていた。

【検査結果の要旨】

当社は、当社の投資判断者として届け出ている無登録業者 2 名について、実際は、雇用契約を締結しておらず、指揮監督も行っていないにもかかわらず、当社の名義をもって投資助言業務を行わせていた。

【本件勧告事案（①・②）に係る行政処分の概要】

登録取消し

業務改善命令

- ① 全ての顧客に対し、今回の行政処分の内容を説明し、適切な対応を行うこと。
- ② 現在、当社と投資顧問契約を締結している者との契約を適切に終了させること。

- 無登録で店頭デリバティブ取引の媒介をする行為〔金商法第 29 条〕：【令和 3 事務年度】

【概要】

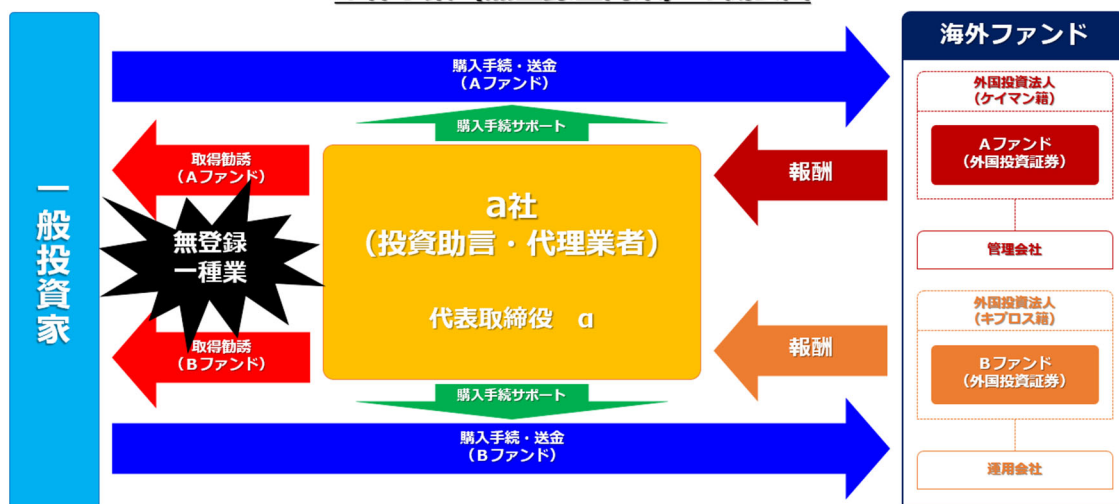
当社は、第一種金融商品取引業の登録を受けていないにもかかわらず、顧客と外国為替証拠金取引業者との間における店頭デリバティブ取引の媒介を行っていた。

【検査結果の要旨】

当社は、当社ウェブサイトにて、特定の外国為替証拠金取引業者（以下「FX 業者」という。）の専用口座でのみ稼働する自動売買ソフトを推奨し、誰でも取得可能な状態で掲載するとともに、当社ウェブサイト等に当該 FX 業者の口座開設に係るウェブサイトをリンク先として表示しているほか、口座開設のサポートも行うなど、第一種金融商品取引業の登録（金商法第 31 条第 4 項に基づく変更登録）を受けることなく、顧客と FX 業者との間における、店頭デリバティブ取引の媒介を行っている状況が認められた。

本件事案（無登録金商業）の概要図

（注）本概要図は本事案の一部を省略して記載



4 第二種金融商品取引業者

(1) 顧客勧誘の状況に係る事項

- 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為〔金商法第 38 条第 1 号〕【令和 5 事務年度】

【概要】

当社は、金銭の貸付けを出資対象とするファンド（以下「貸付型ファンド」という。）の募集ページにおいて、貸付金の資金使途に関し、虚偽の内容を告げて、当該ファンドの出資持分の取得勧誘を行っていた。

【検査結果の要旨】

当社は、不動産事業者が新たに不動産を購入するための貸付けを目的とした貸付型ファンドに関し、実際には当該不動産事業者が借入金を返済するにあたり要した自己資金の補填にあてられていたにもかかわらず、当該ファンドの募集ページにおいて、資金使途は不動産の仕入資金とする旨を記載し、当該ファンドの出資持分の取得勧誘を行っていた。

- 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為〔金商法第 38 条第 1 号〕：【令和 4 事務年度】

【概要】

当社は、金銭の貸付けを出資対象事業とするファンド（以下「貸付型ファンド」という。）の募集ページにおいて、担保の状況及び貸付先の財務状況に関し、虚偽の内容を告げて、当該ファンドの出資持分の取得勧誘を行っていた。

【検査結果の要旨】

当社は、借換えのための貸付けを目的とした貸付型ファンドに関し、担保が機能しているとは言えない状況であったにもかかわらず、当該ファンドの募集ページにおいて、担保が設定されている旨を記載し、当該ファンドの出資持分の取得勧誘を行っていた。

また、当社は、貸付型ファンドに関し、貸付先において資本欠損の状態にあったにもかかわらず、当該ファンドの募集ページにおいて、貸付先が資本欠損の状態にはない旨を記載し、当該ファンドの出資持分の取得勧誘を行っていた。

(2) その他業務運営等に係る事項

- 特定有価証券等管理行為の要件を満たさないまま、顧客から金銭の預託を受けている状況等〔金商法第 29 条、金商法第 37 条の 4 第 1 項、金商法第 47 条〕【令和 6 事務年

度】

【概要】

当社は、法令上求められている管理の要件を満たさないまま、顧客から金銭（出資金等）の預託を受けるなどしていた。

【検査結果の要旨】

当社は、他社が組成したファンドの募集等の取扱いに関し、分別管理を行う銀行預金口座及び信託口座において、自らが組成したファンドに係る出資金や分配金が混在した状態で管理を行っているほか、当社の固有財産についても混在した状態で管理を行っていた。

また、上記の銀行預金口座のうち一部の口座の口座名義は、顧客から出資を受けた金銭を管理する口座であることが「その名義により明らかではない状況」となっていた。

当社では、分別管理に関し、監査を実施していない状況、業務を適確に遂行するための社内規程等が整備されていない状況、管理部担当者を対象とした研修その他の措置が執られていない状況となっていた。

- 内部管理態勢等が不十分であることから複数の法令違反行為等が看過されている状況〔金商法第31条第1項、第36条の2第1項、第37条の3第1項、第37条の4第1項、第47条の2及び47条の3〕【令和6事務年度】

【概要】

当社において、内部管理態勢等が不十分であったことから、複数の法令違反行為及び不十分な分別管理が看過されている状況が認められた。

【検査結果の要旨】

当社では、役職員の金商法等に係る知識や理解が不足しており、内部管理態勢等が不十分であったことから、契約締結前交付書面の記載不備等の複数の法令違反行為が看過されていた。

また、当社では、競走用馬ファンドの出資金の私募等を行っているところ、当社の固有財産が出資金を管理するための口座に混在しているなど、分別管理が不十分な状況が看過されていた。

5 適格機関投資家等特例業務届出者

○ 業務運営に係る事項

- 投資者の同意を得ることなくファンドと当社取締役との間における取引を行うことを内容とした運用を行う等、忠実に投資運用業を行っていない状況〔金商法第 63 条第 11 項によって適用される同法第 42 条の 2 第 1 号、金商法第 63 条第 11 項によって適用される同法第 42 条の 7 第 1 項、金商法第 63 条第 11 項によって適用される同法第 42 条第 1 項〕【令和 6 事務年度 WCP】

【概要（勧告事案）】（令和 7 年 1 月 17 日勧告）

当社において、投資者の同意を得ることなくファンドと当社取締役との間における取引を行うことを内容とした運用を行う等、忠実に投資運用業を行っていない状況が認められた。

【検査結果の要旨】

当社は、ファンドの運用として、投資者の同意を得ることなく、当社の取締役と実質的に同一であると認められる法人と取引を行っていた。利益相反取引である当該行為は、投資運用業者の禁止行為である、取締役との間における取引を行うことを内容とした運用を行ったものと認められる。

また、当社は、これらの取引の内容について、運用報告書に記載すべき事項を記載していなかった。

さらに、当社は、ファンドの運用として、未上場会社が行った新株発行の引受けにおいて、発行会社から提示された価格よりも高い価格で当該株式を取得していた。このような当社の行為は、ファンドの投資者の利益を害するものと認められる。

当社の取締役は内部管理を担当する立場であるにもかかわらず、ファンドの総括管理や運用も担当しており、内部管理態勢の構築を先送りにして営業を推進する状況となっていた。

【本件勧告事案に係る行政処分の概要】

業務停止命令（1 カ月）

ファンド持分に係る私募（販売・勧誘）の停止

業務改善命令

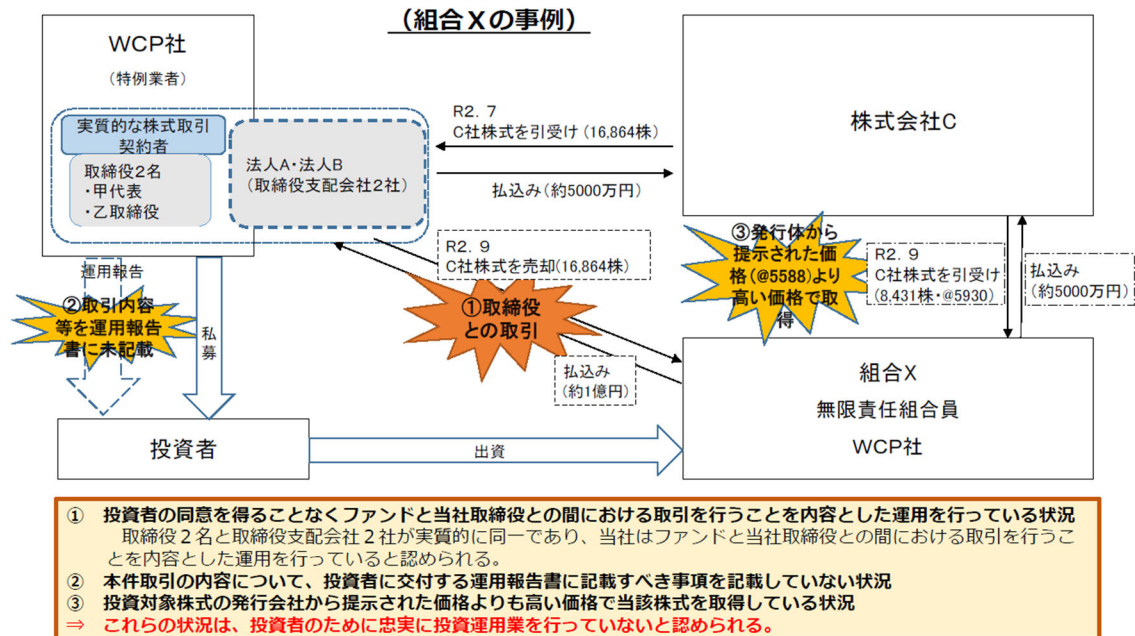
- ① 本件に関するファンドについて、ファンド持分を取得した出資者に対し、今回の行政処分の内容を十分に説明し、適切に対応すること。
- ② 本件の発生原因を究明したうえで、具体的な再発防止策を策定するとともに、法令

等遵守態勢及び適切な業務運営態勢を整備すること。

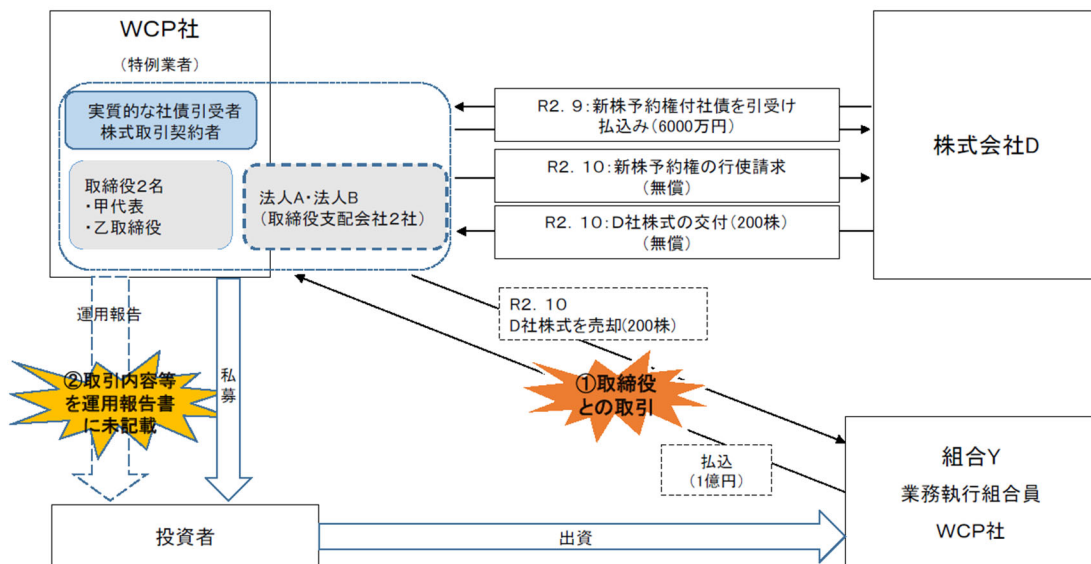
③ 本件法令違反行為の責任の所在を明確にすること。

本件事案の概要図

※説明のために簡略化しており、一部、デフォルメしている



(組合Yの事例)



➤ 虚偽の届出等を行っている状況〔金商法第 63 条第 2 項及び第 8 項〕【令和 6 事務年度 S I V E X】

【概要（勧告事案①）】（令和 7 年 3 月 14 日勧告）

当社は、適格機関投資家等特例業務の届出につき、当局に対し、虚偽の届出等を行っていた。

【検査結果の要旨】

当社は、実際にはファンド持分の私募や投資家が出資したとする資金の運用を行わないにもかかわらず、当局に対し、適格機関投資家を当社代表取締役であるA、出資対象事業の内容を「国内外の法人が発行する社債など有価証券への投資事業を行う日本の民法上の組合に対して出資を行う」などと虚偽の届出等を行っていた。

- 適格機関投資家等特例業務を適切に行っていないと認められる状況〔金商法第 63 条第 11 項に基づく金商業等府令第 123 条第 1 項第 30 号〕【令和 6 事務年度 S I V E X】

【概要（勧告事案②）】（令和 7 年 3 月 14 日勧告）

当社において、適格機関投資家等特例業務を適切に行っていない状況が認められた。

【検査結果の要旨】

当社は、国内において海外金融商品の勧誘を行う無登録業者に対する海外金融商品組成者からの対価の送金について、マネー・ローンダリングに係る取引時確認を受ける海外から日本国内への送金を容易にすることを目的として、ファンドの配当金の送金であるかのように見せかけるためにファンドを組成し、虚偽の届出を行っていた。

また、自らが運営する合同会社の匿名組合出資持分の勧誘を無登録業者に委託し、令和元年 12 月から令和 5 年 10 月までの間、延べ 148 者の投資家に合計約 60 億円を出資させていた。

【本件勧告事案（①・②）に係る行政処分の概要】

業務廃止命令

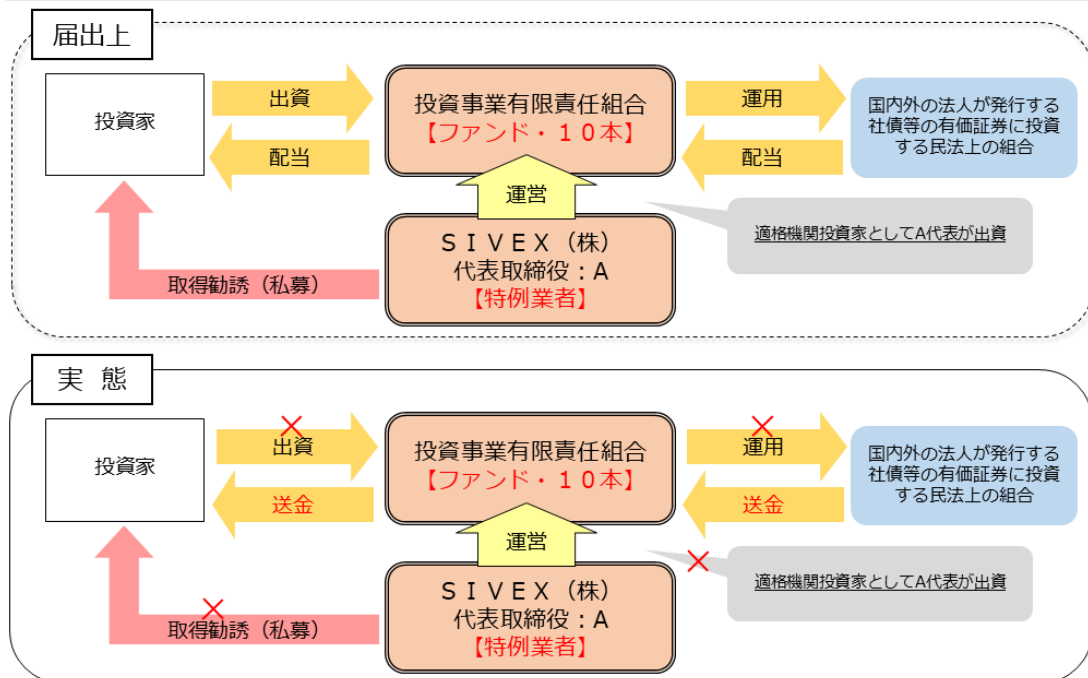
業務改善命令

- ① 当局に対し虚偽の届出等を行ったファンドについて、直ちに適格機関投資家等特例業務に関する届出の内容を実態に合わせ是正すること。
- ② 適格機関投資家等特例業務に関して関与した全てのファンドについて、ファンド持分を取得した全ての出資者に対し、行政処分の事実及び理由について速やかに説明を行うこと。
- ③ ファンド財産の運用・管理の状況を把握し、ファンド出資者に対し、ファンド財産の運用・管理の状況その他必要な事項の説明を速やかに行うこと。
- ④ ファンド出資者の意向を踏まえ、ファンド財産の返還等に関する方針を速やかに策定し、実施すること。

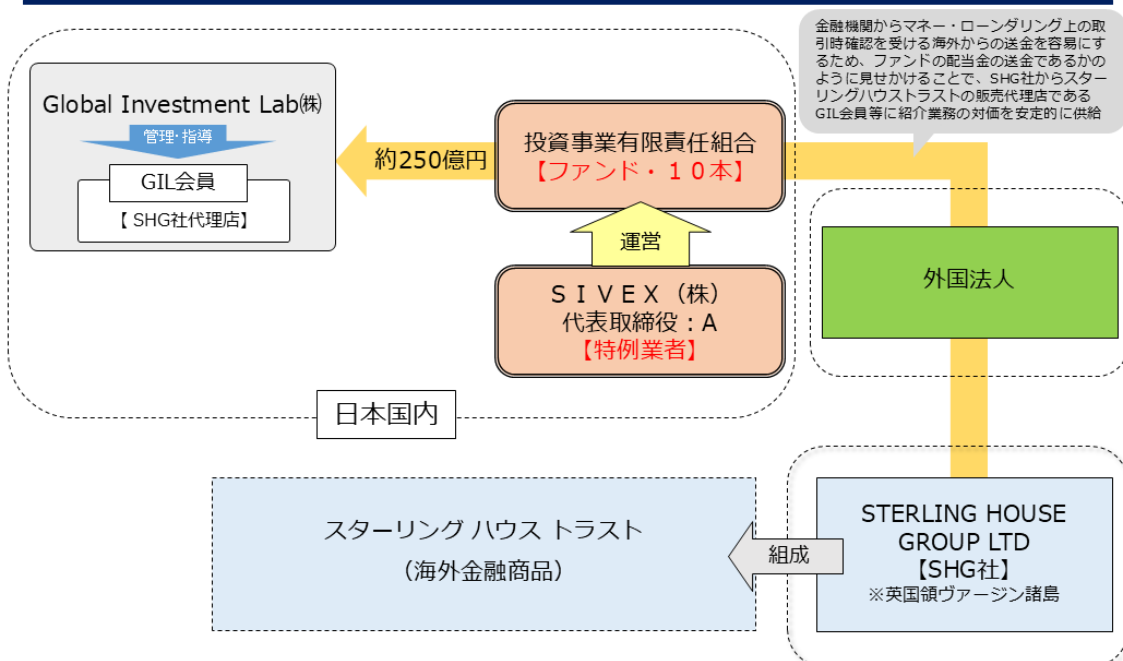
- ⑤ 上記②から④までの対応、実施にあたっては、ファンドの出資者間の公平に配慮しつつ、ファンド財産の管理を徹底するなど出資者保護に万全の措置を講ずること。

(1) 虚偽の届出等を行っている状況

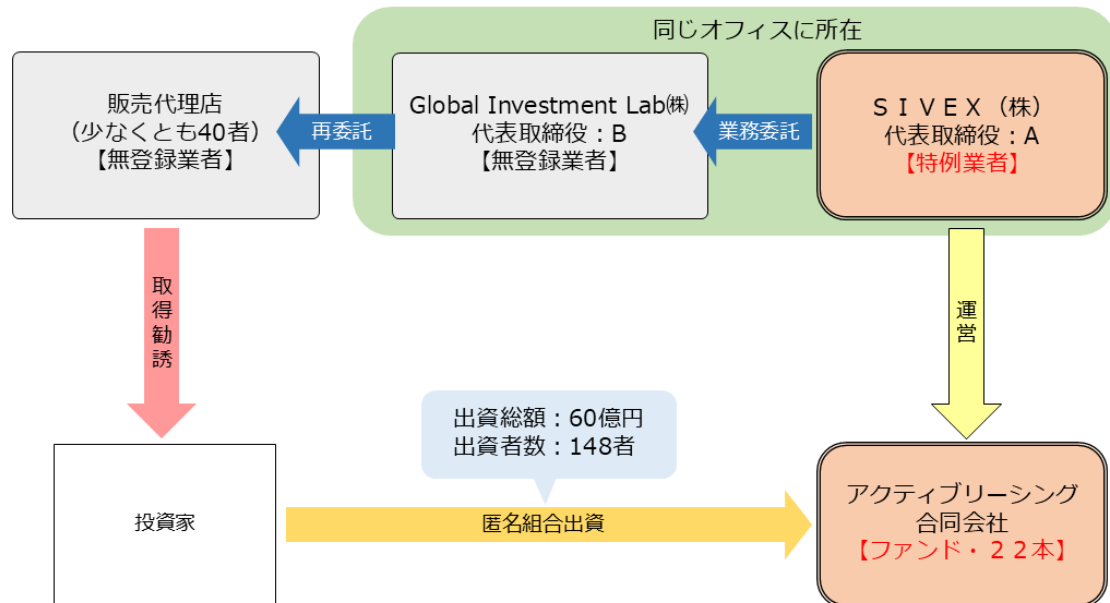
(注) 本事業の一部を省略して記載（以降、同様）



(2)-ア 特例業務の制度を悪用している状況



(2)-イ ファンド持分の取得勧誘を無登録業者に委託している状況



- 名義貸し〔金商法第36条の3（金商法の一部を改正する法律（平成27年法律第32号）附則第2条第2項及び金商法第63条第11項により当社を金事業者とみなして適用）〕：【令和3事務年度】

【概要（勧告事案）】（令和4年6月17日勧告）

当社（B社）は、A社に対し、当社の名義を使用した上で、匿名組合理型ファンドの運用業務を行わせていた。

【検査結果の要旨】

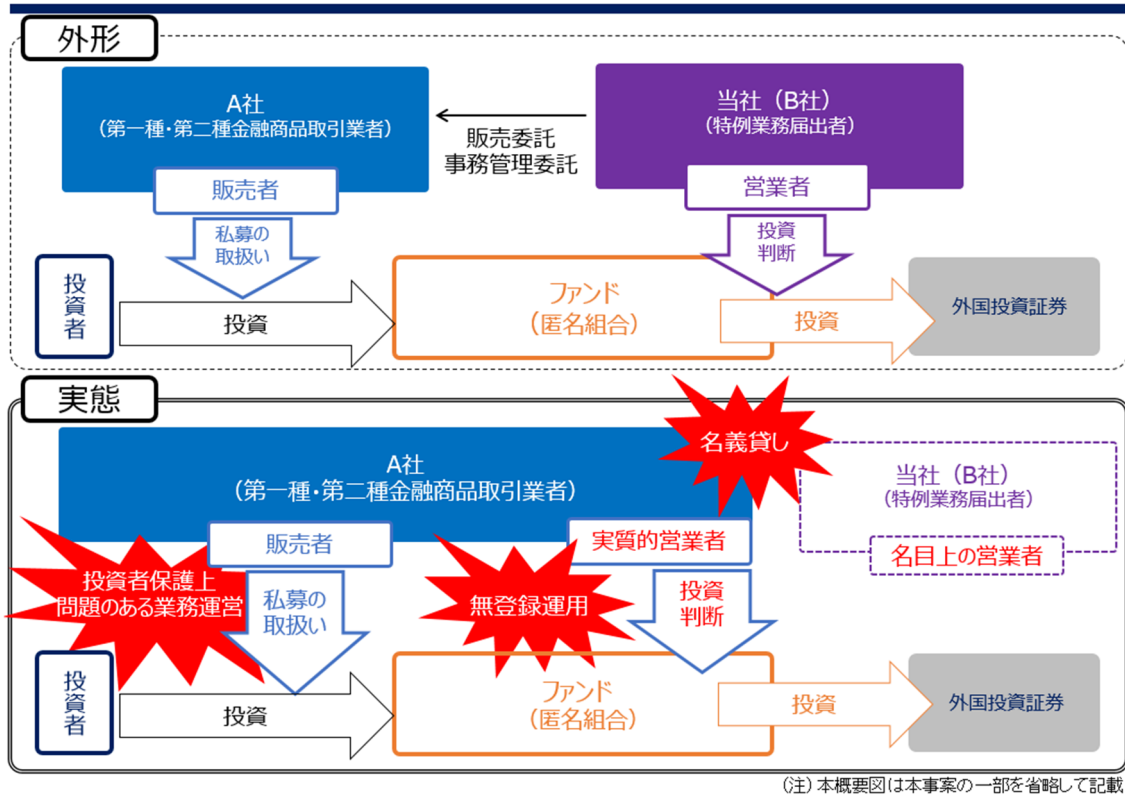
当社は、当社業務の一切を A社が行う旨の合意に基づき、匿名組合理型ファンドの運営に関し、投資先候補の発掘や投資先候補との投資に係る交渉のほか、投資判断に基づく投資先の決定・投資実行・投資後の運用管理・投資により取得した有価証券の処分等の投資運用に関する業務について行っておらず、これら業務を全て A社が行っている状況が認められた。

【本件勧告事案に係る行政処分の概要】

業務改善命令

本件発生原因を分析し、再発防止策を策定するとともに、適切な業務運営態勢及び法令等遵守態勢を整備すること。

概要図



6 登録金融機関・金融商品仲介業者

○ 業務運営に係る事項

- 外務員に対するけん制が働いていない状況等〔内部管理態勢不備に係る指摘〕※金融商品仲介業者【令和6事務年度】

【概要】

当社において、外務員に対するけん制が働いていない状況等が認められた。

【検査結果の要旨】

当社では、営業日報の記載内容について、勧誘状況等を把握できないなどの不備が多数認められた。

また、所属金融商品取引業者による当社への監査において、営業日報の記載内容に係る不備を指摘されていたにもかかわらず、依然として改善されていなかった。

当社は、代表取締役において法令等に関する理解が不十分である中、自社のコンプライアンスについては所属証券会社に頼り切りとなっていた。

- 銀証間における不適切な顧客情報の共有等〔金商法第40条第2号に基づく金商業等府令第123条第1項第5号、金商法第38条第9号に基づく金商業等府令第117条第1項第12号〕【令和5事務年度 三菱UFJ銀行】

【概要（勧告事案①）】（令和6年6月14日勧告）

当行は、親法人等である三菱UFJモルガン・スタンレー証券との間において、法人顧客から情報共有を禁止されていること等を認識しながら当該法人顧客に関する非公開情報の授受を行った。

【検査結果の要旨】

A社株式の売出しに関する非公開情報について、A社は役員自ら当行に対し、三菱UFJモルガン・スタンレー証券及びモルガン・スタンレーMUFJ証券（以下総称して「系列証券会社」という。）への情報提供の禁止を再三伝達していた。当行専務執行役員（当時）は当該情報提供が禁止されていることを認識していたにもかかわらず、系列証券会社が当該売出しに係る主幹事としてのポジションを獲得するため、当該売出しの実行時期、金額、方法等に関する情報を三菱UFJモルガン・スタンレー証券に提供した。

また、法人関係情報に係る不公正な取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じる必要があるところ、社内規程に基づく適切な管理を行わないなど、法人関係情報の不適切な管理も認められた。このほか、当行行員による専ら投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買も行われており、このうち少なくとも4銘柄については、

職務上知り得た法人関係情報に基づく不適切な有価証券の売買であった。

- 登録金融機関による有価証券関連業の禁止〔金商法第 33 条第 1 項〕【令和 5 事務年度 三菱ＵＦＪ銀行】

【概要（勧告事案②）】（令和 6 年 6 月 14 日勧告）

当行は、上場会社等に対して、系列証券会社を有価証券の引受先とするよう交渉及び勧誘する行為を行っていた。

【検査結果の要旨】

Ｂ社の社債発行に関し、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券の提案内容が他社に劣後している状況を把握した当行は、Ｂ社に対して、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券の引受シェアが全くないと厳しいため、引受けシェアを与えてもらえるよう繰り返し交渉を行った。しかし、Ｂ社から三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券に引受けシェアを与えない方針があらためて伝えられたことから、当行はＢ社との間で折衝していた融資条件から金利スプレッドの引下げ、弁護士費用等を免除する一方、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券の引受シェアを得られるよう交渉を行うなどした。

【本件勧告事案（①・②）に係る行政処分の概要】

業務改善命令

本件に関して、業務の健全かつ適切な運営を確保するため、以下を実施すること。

- ① 今回の処分を踏まえた経営陣を含む責任の所在の明確化を図ること。
- ② 本件に係る根本的な発生原因の分析に基づき、再発防止に向けて、以下の点を含む実効性のある業務改善計画を速やかに策定し、着実に実施すること。
 - ・ 経営管理態勢並びに銀証連携に係る法令等遵守態勢及び顧客情報管理態勢を含む内部管理態勢の強化

- 金融商品仲介業務に関し、投資者保護上の問題が認められる状況〔金商法第 51 条の 2〕：
【令和 4 事務年度 千葉銀行、武蔵野銀行】

【概要（勧告事案）】（令和 5 年 6 月 9 日勧告）

顧客属性を確認及び検討しないまま、顧客を仕組債へ誘引している状況が認められた。

【検査結果の要旨】

当社はちばぎん証券と金融商品仲介業務に係る提携契約を締結し、ちばぎん証券に顧客を紹介する業務を行っていた。当社はちばぎん証券の取り扱い商品概要の説明を

行うこととしていたが、本来想定されていた商品概要の説明を超えて、顧客属性を確認しないまま、高金利等の優位性を強調して、顧客を仕組債購入に誘引していた。なお、これは、結果として、ちばぎん証券の適合性の原則に抵触する業務運営にもつながっている。

また、紹介顧客に関する苦情がちばぎん証券に多数寄せられていることを把握しながら、発生原因分析や改善策の立案を行わないなど、苦情処理に関する内部管理態勢が不十分であったほか、経営陣のガバナンスが十分に発揮されていなかったことから、紹介型仲介に関する業務運営態勢の構築が不十分であった。

【本件勧告事案に係る行政処分の概要】

業務改善命令

本件に係る根本的な原因の分析に基づき、再発防止に向けて、以下の点を含む実効性のある業務改善計画を速やかに策定し、着実に実施すること。

- ① 業容に応じた業務運営態勢の構築、並びに、経営管理態勢及び内部管理態勢の強化
- ② 法令等の遵守及び適正かつ健全な業務運営を前提とした銀証連携ビジネスモデルの構築
- ③ 今回の処分を踏まえた本件に係る経営陣を含む責任の所在の明確化
- ④ ちばぎん証券と連携し、本件行政処分の内容についての顧客に対する適切な説明

- 外貨建て債券等の勧誘に関して、虚偽又は誤解を生ぜしめるべき表示をする行為等〔金商法第38条第9号に基づく金商業等府令第117条第1項第2号〕：【令和4事務年度】

【概要】

当社の営業員は、外貨建て債券に係る乗換え勧誘や、仕組債の勧誘において、顧客に対し、事実と相違する説明や、事実と異なるものと誤解させるような説明を行っていた。

【検査結果の要旨】

当社の営業員は、外貨建て債券の乗換えを行った場合、乗換え前の保有債券の損益が確定しないとの誤った認識や思い込みの下、顧客勧誘において、乗換えによって損失を回避できるかのような事実と相違する内容を説明している状況や、そのように誤解させるような説明をしている状況が認められた。

また、乗換えによって為替手数料が発生するにもかかわらず、誤った認識や思い込みの下、手数料が発生しないかのような事実と相違する内容を説明している状況や、そのように誤解させるような説明をしている状況が認められた。

さらに、仕組債の需要申告期間終了後は、顧客からの予約キャンセルや約定後の取消

ができないとの誤った認識や思い込みの下、顧客に対し、需要申告期間終了後はキャンセル等ができないといった事実と相違する内容を説明している状況や、そのように誤解させるような説明をしている状況が認められた。

➤ 仕組債の勧誘・説明態勢の不備〔内部管理態勢不備に係る指摘〕：【令和4事務年度】

【概要】

投資経験のない顧客であってもほぼ全ての顧客に仕組債の勧誘・販売が可能な状況となっているなど、仕組債の勧誘・説明態勢に不備が認められた。

【検査結果の要旨】

当社は、金融商品仲介業務における店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債（以下「仕組債」という。）の勧誘開始基準に適合しない顧客と取引を開始する場合には、内部管理責任者による事前承認を要することとしている。しかしながら、仕組債の勧誘に先立ち、顧客属性に適うものであることの合理的な理由があるかについて、内部管理責任者の確認を受けることなく勧誘を行っている事例が認められた。

また、投資経験のない顧客であっても内部管理責任者の承認で勧誘を認めることができる仕組債の勧誘開始基準になっているところ、内部管理責任者に対する事前承認に係る指導等が徹底されていないため、不明確な承認理由により承認が行われ、投資経験のない顧客であってもほぼ全ての顧客に仕組債の勧誘・販売が可能な状況となっていた。

さらに、当社による仲介業務に係るモニタリングにおいても、内部管理責任者の承認可否理由の合理性に係る点検を行っていないなど、モニタリングが不十分な状況となっていた。

➤ 販売管理態勢の不備〔内部管理態勢不備に係る指摘〕：【令和3事務年度】

【概要】

投資信託の乗換勧誘において、経済合理性の無い不適切な勧誘が認められたほか、乗換記録書などの管理帳票に多数の不備が認められた。

【検査結果の要旨】

当社は、投資信託の販売にあたっては、事務取扱要領を定めるとともに、自主規制機関のガイドラインに準拠して業務運営を実施するとしており、同要領において内部管理責任者は、短期売買、同種商品乗換え等について取引内容を調査するとしている。

しかしながら、当社は、投資信託の販売において、同一商品の短期間での解約・買付けの勧誘など、経済合理性のない勧誘が認められるほか、乗換記録書の不実記載や未作

成、解約記録書の未作成など、販売管理帳票に多数の不備が認められた。

- 取引所金融商品市場における上場金融商品等の相場を変動等させることにより実勢を反映しない作為的なものとなることを知りながら、当該上場金融商品等に係る買付け等の媒介をする行為〔金商法第 66 条の 14 第 3 号に基づく金商業等府令第 275 条第 1 項第 15 号〕※金融商品仲介業者【令和 5 事務年度】

【概要】

当社は、当社が所属する金融商品取引業者が引受主幹事会社を務めた新規上場株式について、当該株式の相場を変動等させることにより実勢を反映しない作為的なものとなることを知りながら、当該株式に係る買付け等の媒介を行った

【検査結果の要旨】

当社は、所属金融商品取引業者が引受主幹事会社を務めた新規上場株式の一部について、同社の執行役員より、同銘柄の上場日の立会開始までに公募価格を指値とした買付注文を勧誘するよう依頼を受け、当社の一部の営業部支店に対し、当該依頼の態様による買付注文を勧誘するよう指示を行った。

上記依頼について、当社は、当該株式の相場を変動等させることにより実勢を反映しない作為的なものとなることを知りながら、上記指示を行っており、これにより当社は、当該株式の上場日当日の寄付前までに、公募価格を指値とした買付け等の媒介を行った。

- 不適切な勧誘行為等に係る内部管理態勢の不備〔内部管理態勢不備に係る指摘〕※金融商品仲介業者【令和 4 事務年度】

【概要】

当社に所属する営業員（金融商品仲介業務に従事する者）による不適切な勧誘行為が認められた。

【検査結果の要旨】

当社は、所属営業員における国内株式の売買の媒介において、顧客の理解度の確認が十分に行われないまま、実質的な意思決定を営業員が行い、顧客はその決定に同意する営業員主導の取引が認められ、その大半の顧客は多額の損失又は手数料が発生している状況など所属営業員による不適切な勧誘行為等が複数認められた。

また、当社の業務管理部は、所属営業員による勧誘実態等について、モニタリングをすることとしているが、顧客の意向や理解度の確認が十分に行われているかとの観点からモニタリングを実施する必要性の認識が欠如していたほか、所属営業員に対する注

意喚起を実施した場合にその後の改善状況を確認していなかった。

- 専ら投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買〔金商法第 66 条の 14 第 3 号に基づく金商業等府令第 275 条第 1 項第 9 号〕※金融商品仲介業者【令和 4 事務年度】

【概要】

当社に所属する営業員（金融商品仲介業務に従事する者）が、専ら自身の売買益を獲得する目的をもって、有価証券の売買取引を行っていた。

【検査結果の要旨】

当社は、所属営業員自身による不適切な有価証券売買取引を抑制する観点から、所属営業員に対し、証券口座の開設状況に関する報告書や誓約書を提出させるとともに、研修を実施するなどして周知徹底を図っていたものの、所属営業員 1 名が、専ら自身の売買益を獲得する目的をもって、有価証券の売買取引を行っていた。

また、業務管理部は所属営業員による不適切な自己取引を未然に防止する観点から、実効性のある措置を講じていないほか、所属金商業者から、当該所属営業員による自己取引の状況について連絡を受けたにもかかわらず、法令違反該当性の検討や自己取引の状況のモニタリングを行っていなかった。

- 無登録で集団投資スキーム持分の募集又は私募の取扱い等を行っている状況〔金商法第 29 条〕※金融商品仲介業者【令和 4 事務年度 ユニオン証券アドバイザーズ】

【概要（勧告事案）】（令和 5 年 5 月 26 日勧告）

当社は、金商法第 29 条に基づく登録を受けることなく、集団投資スキーム持分の募集又は私募の取扱い及び金銭の預託を顧客から受ける行為を行っていた。

【検査結果の要旨】

当社は、第二種金融商品取引業の登録を受けることなく、民法上の任意組合（以下「本件任意組合」という。）の出資持分の取得勧誘を行っていた。本件任意組合の出資持分は集団投資スキーム持分に該当すると認められるものであり、当社は、本件任意組合の業務執行組合員（以下「本件業務執行組合員」という。）のために、本件任意組合の出資持分の取得勧誘を行っていることから、集団投資スキーム持分について、募集又は私募の取扱いを行ったものと認められる。

また、当社は、第一種金融商品取引業の登録を受けることなく、顧客から本件任意組合に対して出資される金銭について、当社の銀行口座を経由して本件業務執行組合員に送金していることから、金銭の預託を顧客から受けていたものと認められる。

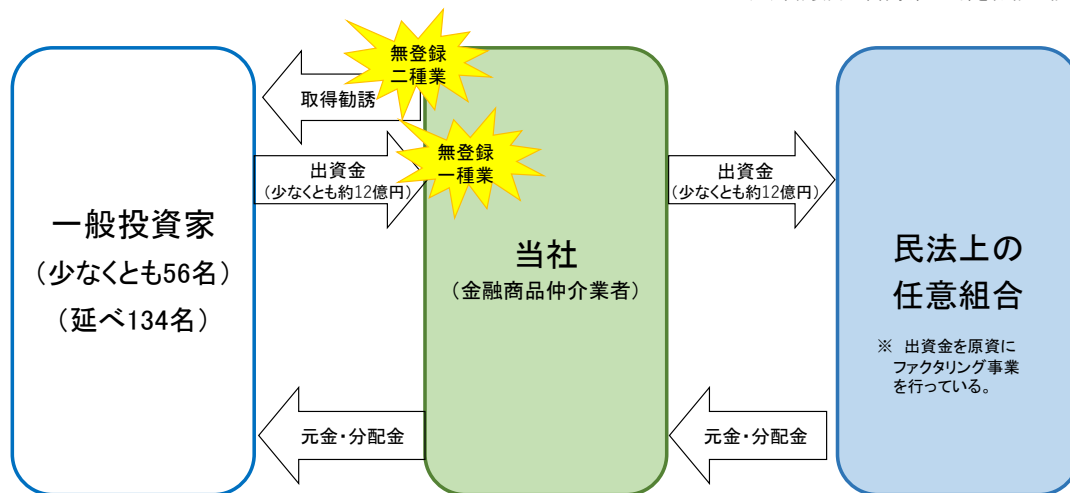
【本件勧告事案に係る行政処分の概要】

登録取消し業務改善命令

- ① 無登録金融商品取引業務に該当する行為を直ちに中止すること。
- ② 当社が募集又は私募の取扱いを行ったすべての集団投資スキーム持分について、取扱い状況（顧客ごとの属性、出資金日、出資金額、償還日、償還金額等）を早急に把握し報告すること。
- ③ すべての顧客に対し、今回の行政処分の内容を説明し、適切な対応を行うなど、投資者保護に万全の措置を講じること。

本件事案（無登録金商業）の概要図

（注）本概要図は本件事案の一部を省略して記載



- 販売管理態勢の不備〔金商法第 66 条の 11 第 4 号に基づく金商業等府令第 272 条第 1 号及び内部管理態勢不備に係る指摘〕※金融商品仲介業者【令和 3 事務年度】

【概要】

当社は、金融商品仲介行為において、所属金商業者間の手数料の違いを明示しておらず、投資信託乗換え勧誘においても、重要事項を説明していないなど不備が認められた。

【検査結果の要旨】

当社は、複数の所属金商業者に属する金融商品仲介業者として、顧客に対し、複数の所属金商業者間における手数料の違いを明示しなければならないところ、これを説明していない状況が認められたほか、投資信託の乗換え勧誘においても、乗換えの目的や

乗換えることとなる投資信託間の商品性や費用の違いについて説明していない状況等が認められた。

7 金商法違反行為に対する裁判所の禁止命令等発出の申立て

証券監視委においては、無登録業者による投資者被害を防止するため、金融庁監督局、各財務局等と連携し、裁判所への違反行為の禁止命令等の申立てに係る調査権限及び申立て権限を適切に活用して 187 条調査及び 192 条申立てを行うとともに、必要に応じて無登録業者の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行うなど、厳正に対処している。裁判所への申立てを行った主な事例は以下のとおり。

➤ Black Clover Limited 外 1 名【令和 6 事務年度】

【概要】

当社は、金商法第 29 条の登録等を受けずに、外国法令に基づく集団投資スキーム持分の募集又は私募及び売買の媒介並びに外国の法令に基づく集団投資スキーム持分の運用を業として行っていた。

【申立ての要旨】

当社は、海外金融商品である日本国内の上場企業株式を投資対象とするファンド（以下「BC 日本株ファンド」という。）や、中国企業の株式を投資対象とするファンド（以下「BC 中国株ファンド」といい、BC 日本株ファンドと併せて「本件 BC ファンド」という。）をそれぞれ組成し、下記(1)のとおり本件 BC ファンドの募集又は私募及び売買の媒介を業として行い、また、下記(2)のとおり、本件 BC ファンドの出資者から拠出を受けた金銭等の運用を業として行っていた。

(1) 集団投資スキーム持分の募集又は私募及び売買の媒介

当社は、ステルスマーケティング等により一般投資家を誘因し、当社との間で本件 BC ファンド持分に係る出資契約を締結させることにより、本件 BC ファンドの募集又は私募を行い、あるいは、当社代表者 A との間で、A が保有する本件 BC ファンド持分の持分譲渡契約に係る業務を行うことにより、本件 BC ファンドの売買の媒介を行っていた。

これらにより、当社は、BC 日本株ファンドにつき、平成 28 年 3 月から令和 6 年 9 月までの間に、合計約 26 億円（出資者数：延べ 287 名）、BC 中国株ファンドにつき、令和 3 年 6 月から令和 6 年 9 月までの間に、合計約 4 億円（出資者数：延べ 58 名）の出資を受けていた。

(2) 集団投資スキーム持分の運用

当社は、A をファンドマネージャーとして、本件 BC ファンドの出資者が拠出した金銭や当社従業員が代表を務める複数の合同会社（各 BM 合同会社）から現物出資を受けた日本株を用いて日本株の運用を行っていたほか、本件 BC ファンドの出資者が拠出した金銭を用いて中国株の運用を行い、令和 6 年 9 月 30 日時点において、BC 日本株ファンドにつき、合計約 201 億円（出資者数：642 名）、BC 中国株ファンドにつき、合計

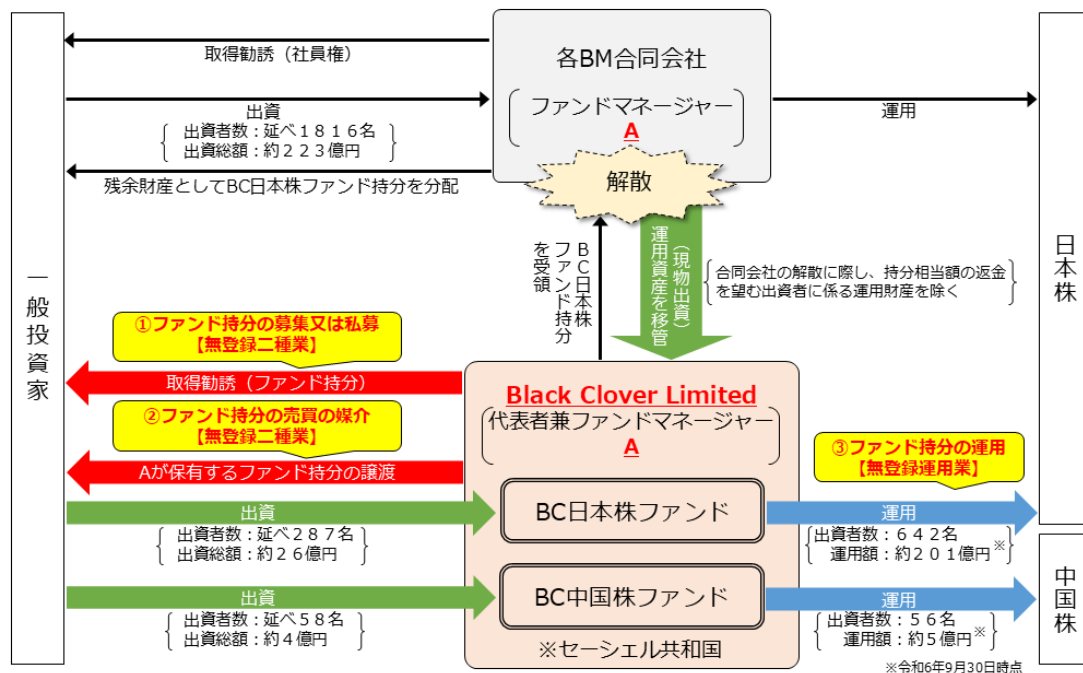
7 金商法違反行為に対する裁判所の禁止命令等発出の申立て

約5億円（出資者数：56名）の運用を行っていた。

※本件申立てを受け、裁判所から金商法違反行為の禁止及び停止を命ずる決定が発出されている。

【本件事案の概要図】

（注）本概要図は本事案の一部を省略して記載



➤ Global Investment Lab 株式会社外3名【令和5事務年度】

【概要】

当社は、金商法第29条の登録等を受けずに、外国法令に基づく集団投資スキーム持分の募集又は私募の取扱いを業として行っていた。

【申立ての要旨】

当社に登録している販売代理店は、当社の管理・指導のもと、金銭問題に関する勉強会、SNS、有志の交流会、知人からの紹介等を通じて、資産運用に興味をもっている一般投資家に対して、海外法人であるSTERLING HOUSE GROUP LTDが組成する海外金融商品であるSTERLING HOUSE TRUST Series7 Greenback Program（スターリングハウストラスト）に関し、説明資料を示して当該商品の概要や利点等を説明する方法により、出資の勧誘を行い、出資を希望した一般投資家に対して、契約の締結等の事務手続に関するサポートを行い、平成27年3月から令和6年5月までの間に、約1万9900名の一般投資家に対し、合計約806億円の出資をさせていた。

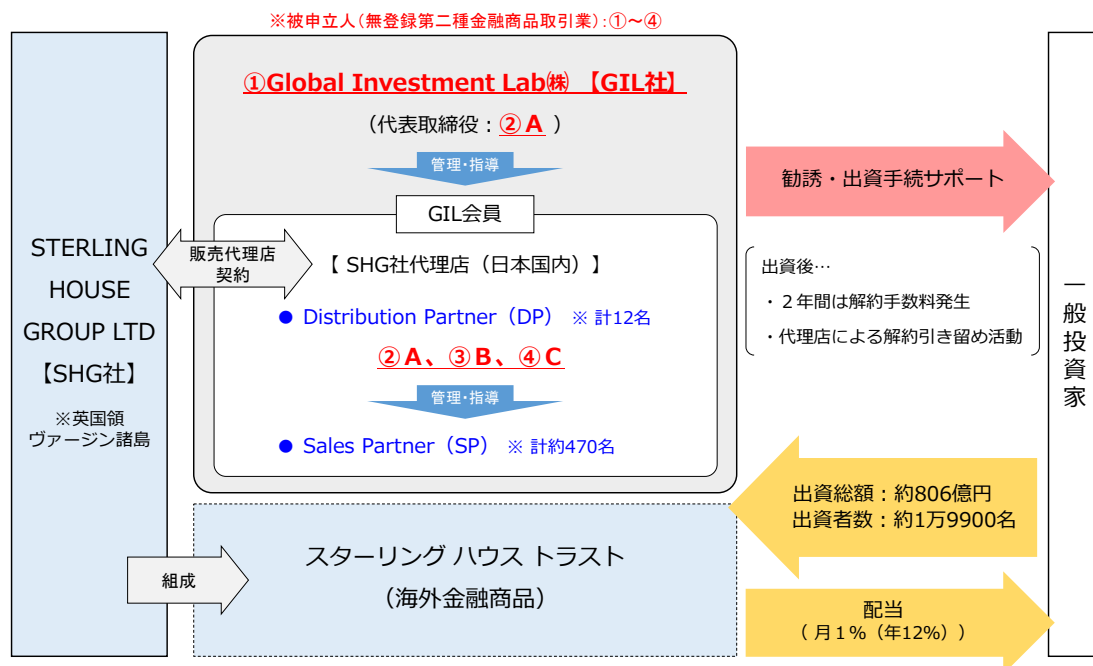
7 金商法違反行為に対する裁判所の禁止命令等発出の申立て

なお、当社が株主総会決議により解散し、清算手続中であることから、当該時点において、当社による金商法違反行為が継続するおそれは低いものと認められることなどを踏まえ、当社に関する申立てを取り下げている。

※本件申立てを受け、A、B及びCに対して、裁判所から金商法違反行為の禁止及び停止を命ずる決定が発出されている。

【本件事案の概要図】

(注) 本概要図は本事案の一部を省略して記載



➤ D【令和4事務年度】

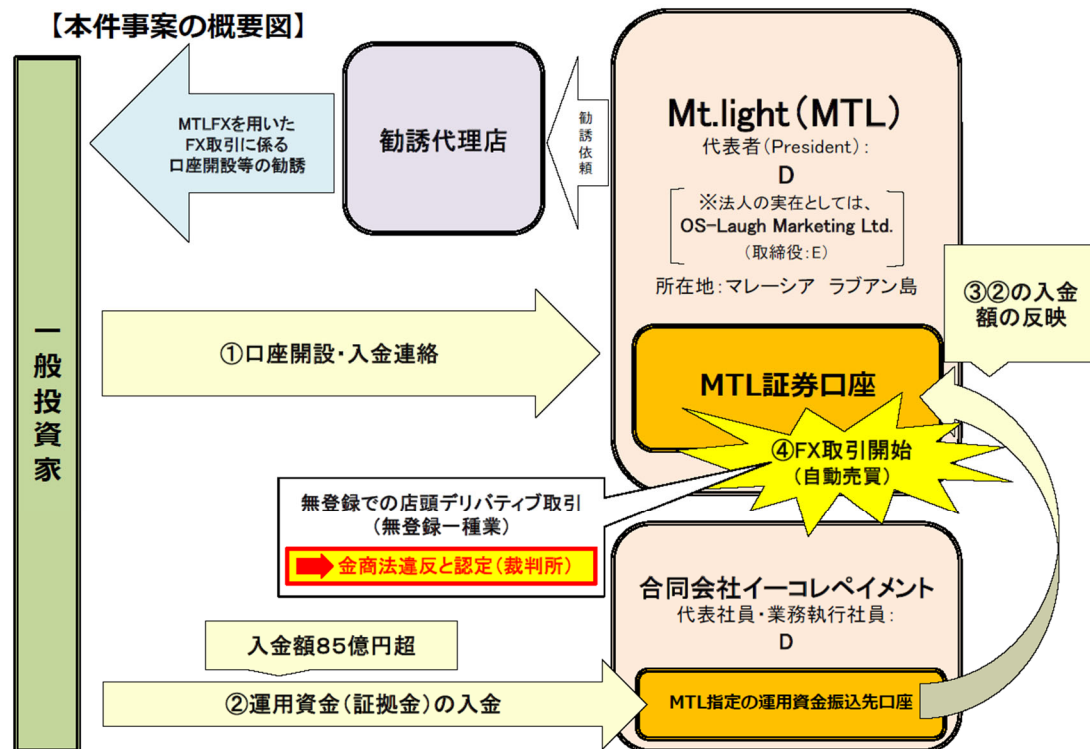
【概要】

Dは、金商法第29条の登録等を受けずに、店頭デリバティブ取引を業として行っていた。

【申立ての要旨】

被申立人は、マレーシアのラブアン島に所在する OS-Laugh Marketing Ltd. をして Mt. light (MTL) と称して、日本国内の一般投資家に対し、複数の勧誘代理店を利用するなどして無登録で外国為替証拠金取引(店頭デリバティブ取引)の提供を業として行い、令和2年8月から令和4年7月末日までの間に、少なくとも延べ1950名の一般投資家から85億円超を集めていた。

※本件申立てを受け、裁判所から金商法違反行為の禁止及び停止を命ずる決定が発出されている。



➤ S DIVISION HOLDINGS INC. 外2名【令和4事務年度】

【概要】

当社は、有価証券届出書を提出することなく外国社債等の募集を行い、届出の効力発生前にこれを取得させていたほか、金商法第29条の登録等を受けずに、外国社債の募集又は私募の取扱いを業として行っていた。

【申立ての要旨】

当社は、下記(1)ア及びイのとおり、有価証券届出書を提出することなく外国社債等の募集を行い、届出の効力発生前にこれを取得させていた。また、当社は、下記(2)のとおり、無登録で、一般投資家に対し、外国社債の募集又は私募の取扱いを業として行っていた。

(1) 無届募集

ア 当社 (SDH 社) は、令和4年7月、同年8月及び同年9月に自社社債を発行するに際し、50名以上の者に対し、有価証券届出書を提出することなく当該自社社債の募集を行い、届出の効力発生前にこれを取得させていた。

イ 当社 (キャピタル社) は、令和3年9月及び同年12月に自社社債を発行するに際し、50名以上の者に対し、有価証券届出書を提出することなく当該自社社債の募集を行い、届出の効力発生前にこれを取得させていた。

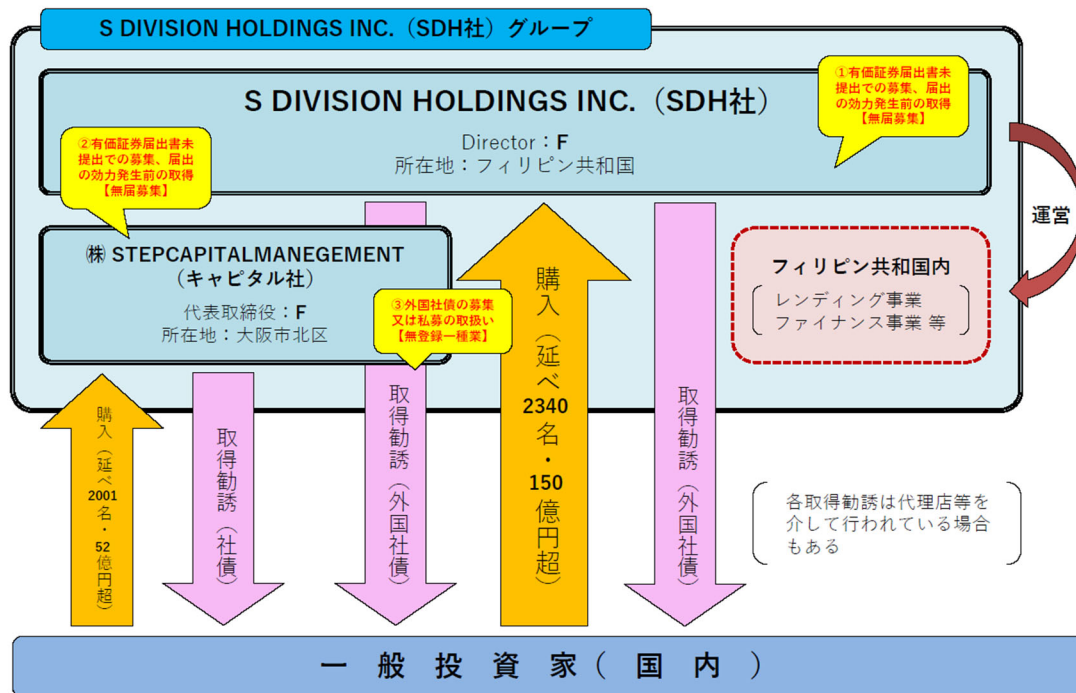
(2) 無登録金商業

当社ら（キャピタル社及びF）は、他社の外国社債の取得勧誘を行い、一般投資家に対して、同社債を購入させていた。

※本件申立てを受け、裁判所から金商法違反行為の禁止及び停止を命ずる決定が発出されている。

【本件事案の概要図】

（注）本概要図は本事案の一部を省略して記載



➤ a 社：【令和3事務年度】

【概要】

当社らは、無登録で、投資一任契約の締結の媒介（投資助言・代理業）を業として行っていた。

【申立ての要旨】

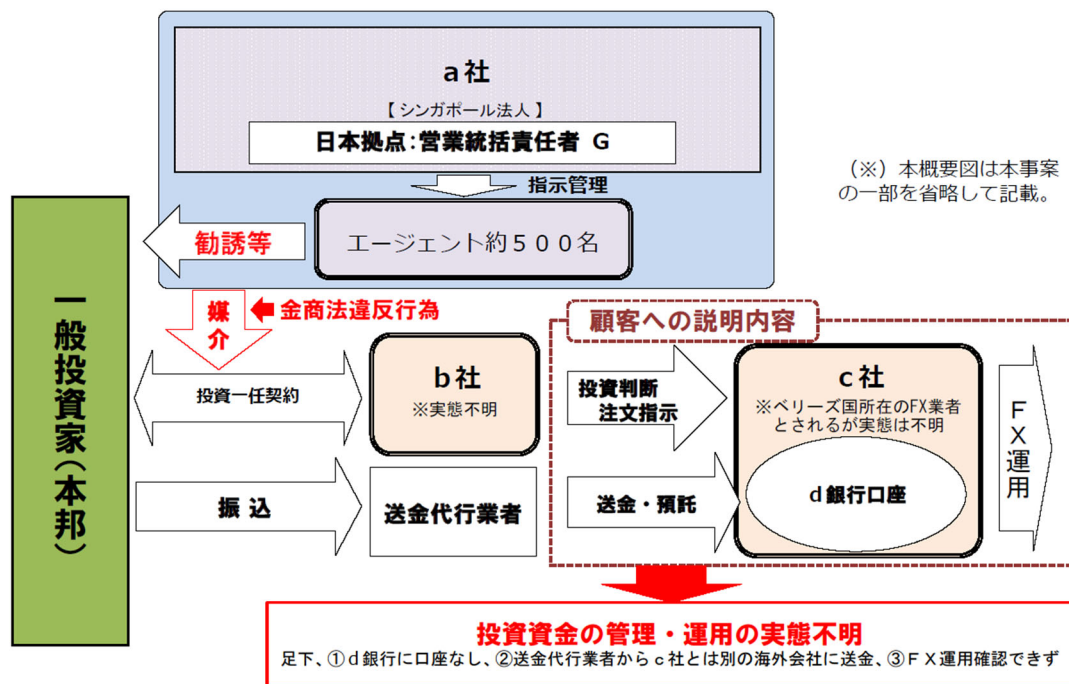
当社らは、一般投資家に対し、投資一任契約に基づく投資運用に該当する海外投資商品（以下「当該商品」という。）について取得勧誘を行い、その後も申込書等の記載方法を助言・指示するなどして、当該商品につき顧客とb社（当該商品に係る運用指示を行っている）とされる主体。法人格の有無、実在性及び実態不明）との間の投資一任契約の締結の媒介を行っている。

当社らの説明によれば、これまでに約2万2,000人の一般投資家に対して当該商品（前身の商品を含む。）の契約締結をさせており（現時点で投資残高を保有している人

数は不明)、当該契約に基づく一般投資家からの投資総額は、これまでに約 1,200 億円 (これまでに約 500 億円は投資家に対して返金等したとしているが、預かり資産残高額は不明) であるとしている。

※本件申立てを受け、裁判所から金商法違反行為の禁止及び停止を命ずる決定が発出されている。

本件事案の概要図



➤ e 社：【令和3事務年度】

【概要】

当社は、無登録で、海外集団投資スキーム持分の募集又は私募の取扱い等を業として行っていたほか、有価証券届出書を提出することなく社債の募集を行い、届出の効力発生前にこれを取得させていた。

【申立ての要旨】

当社は、下記(1)ア～ウのとおり、無登録で、当社が主催するマネースクールの会員に対し、金融商品の勧誘等を業として行っていた。また、当社は、下記(2)のとおり、有価証券届出書を提出することなく社債の募集を行い、届出の効力発生前にこれを取

(1) 無登録金商業

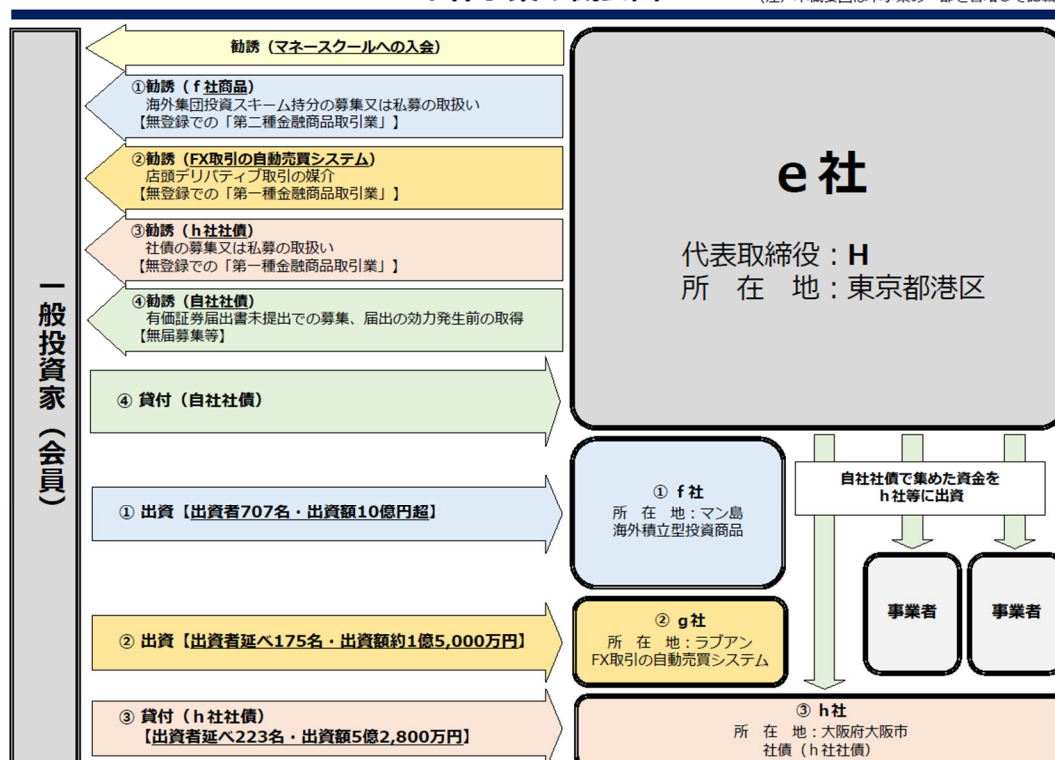
ア 集団投資スキーム持分の募集又は私募の取扱い（第二種金融商品取引業）

	当社は、海外集団投資スキーム持分に該当する投資商品への出資の勧誘を行い、平成28年7月から令和4年2月までの間に、少なくとも延べ707名の一般投資家に対し、合計10億円を超える出資をさせていた。 イ 店頭デリバティブ取引の媒介（第一種金融商品取引業） 当社は、他の海外法人が提供するFX取引の自動売買システムに係る口座開設等の勧誘を行い、令和3年7月から令和4年3月までの間に、少なくとも延べ175名の一般投資家に対し、合計約1億5,000万円の出資をさせていた。 ウ 他社社債の募集又は私募の取扱い（第一種金融商品取引業） 当社は、他社社債の取得勧誘を行い、令和3年9月から同年12月までの間に、少なくとも延べ223名の一般投資家に対し、合計5億2,800万円分の社債を購入させていた。 (2) 無届募集 当社は、令和3年4月、5月、10月及び令和4年1月に自社社債を発行するに際し、50名以上の者に対し、有価証券届出書を提出することなく当該自社社債の募集を行い、届出の効力発生前にこれを取得させていた。
--	--

※本件申立てを受け、裁判所から金商法違反行為の禁止及び停止を命ずる決定が発出されている。

本件事案の概要図

(注) 本概要図は本事案の一部を省略して記載



情報提供窓口からのご案内

☆是非ともお寄せください！

- 粉飾決算(架空売上・架空利益の計上等)
- 投資者保護上の問題(著しい高利回りを明示する金融商品等)
- 市場における不正取引(インサイダー取引、相場操縦等)

粉飾決算

投資詐欺

金融商品の
不適切な勧誘

インサイダー
取引

相場操縦

風説の流布



証券取引等監視委員会 情報提供窓口

インターネット: <https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

電話: 0570-00-3581 (ナビダイヤル)

(一部のIP電話等からは03-3581-9909)

FAX(高齢者、障がい者専用): 03-3506-6699

※「証券取引等監視委員会 情報提供窓口」と明記して下さい。

証券取引等監視委員会

〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館